

浜田地区広域行政組合
第7期介護保険事業計画
平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

浜田地区広域行政組合

はじめに

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして導入された介護保険制度は、平成12年度の施行以来、平成30年3月で18年が経過します。

この間、本圏域の高齢者数は、いわゆる団塊の世代の高齢化等により上昇傾向にあり、人口減少と相まって、高齢化率は年々上昇しています。

将来人口推計によると、本圏域では団塊の世代が後期高齢者となる平成37年以降も後期高齢化率は上昇し続け、単身独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症である高齢者が増加することが見込まれ、介護保険制度の役割はますます高まるといえます。

今後は、高齢者一人ひとりが、年齢にとらわれることなく、生涯現役で過ごせる環境を地域と一体になり創り出していくことが重要となってまいります。

そのため当組合では、高齢者の介護に関する総合的な計画として、「第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を策定いたしました。

第7期事業計画では、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して生活できるように地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進することとしております。

そのために、在宅医療と介護の連携強化、認知症施策及び地域ケア会議の推進、介護支援サービスの充実・強化に努め、介護サービスの充実を図ってまいります。

また、介護保険制度の安定的な持続に向けて、介護保険給付の適正化と効率化を図るとともに、介護人材確保に向けた取組を支援してまいります。

本圏域の高齢者の方が、生活者視点の地域包括ケアの将来像の実現に向け「高齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」の三つの好循環により、だれもが希望する暮らし方を選択し、自分らしく過ごせる環境づくりに向けて、被保険者の皆様をはじめ、圏域の皆様や介護事業関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成30年3月

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	3
5 日常生活圏域の設定	3
第2章 地域の現状	4
1 高齢者を取り巻く現状	4
2 各種調査の結果から	9
3 介護保険に関する現状	10
4 地域支援事業の現状	38
第3章 第7期計画における重点課題	50
平成37(2025)年を見据えた社会・地域・高齢者の役割を明確化する.....	50
第4章 将来像と基本目標	51
1 将来像	51
2 基本目標	52
3 目標指標	52
第5章 将来像の実現に向けた取組	53
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	53
2 地域支援事業の充実	58
3 平成37(2025)年を見据えた介護保険制度運営.....	67
第6章 介護保険サービス事業量見込みと介護保険料の設定	72
1 高齢者数、要介護（要支援）認定者数の見込み.....	72
2 サービス別の利用見込み	74
3 給付費の推計	77
4 第1号被保険者の介護保険料の設定	79
第7章 計画の推進体制	83
1 計画の推進体制	83
2 計画の進捗評価	83
3 計画の分析と公表	83

資料編	85
1 介護保険事業計画策定委員会	85
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	89
3 在宅介護実態調査	101
4 特別養護老人ホーム・グループホームへの自宅からの待機者数調査	108
5 日常生活圏域別の現状	110
6 パブリックコメント	114
7 事業所一覧	115
8 用語解説	120

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、スタートから18年が経過し、我が国の社会保障制度として定着しています。近年では、いわゆる団塊の世代の高齢化、介護保険料の高騰、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

国では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年を見据え、たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の社会づくりを実現するべく、新たな介護保険制度の仕組みづくりに取り組んでいます。

そのため、浜田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）においても第6期介護保険事業計画で定めた将来像である「高齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」と、これらの実現に向けた将来像である「生活者視点の地域包括ケア」を継承しつつ、“平成37(2025)年の高齢者介護”のあるべき姿を念頭におきながら、各種施策を見直します。

そして、圏域内のすべての高齢者やその家族が、住みなれた地域の中で、有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができ、安心して、いきいきと生活することができる社会を目指し、第7期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）の策定を行います。

2 計画の位置づけ

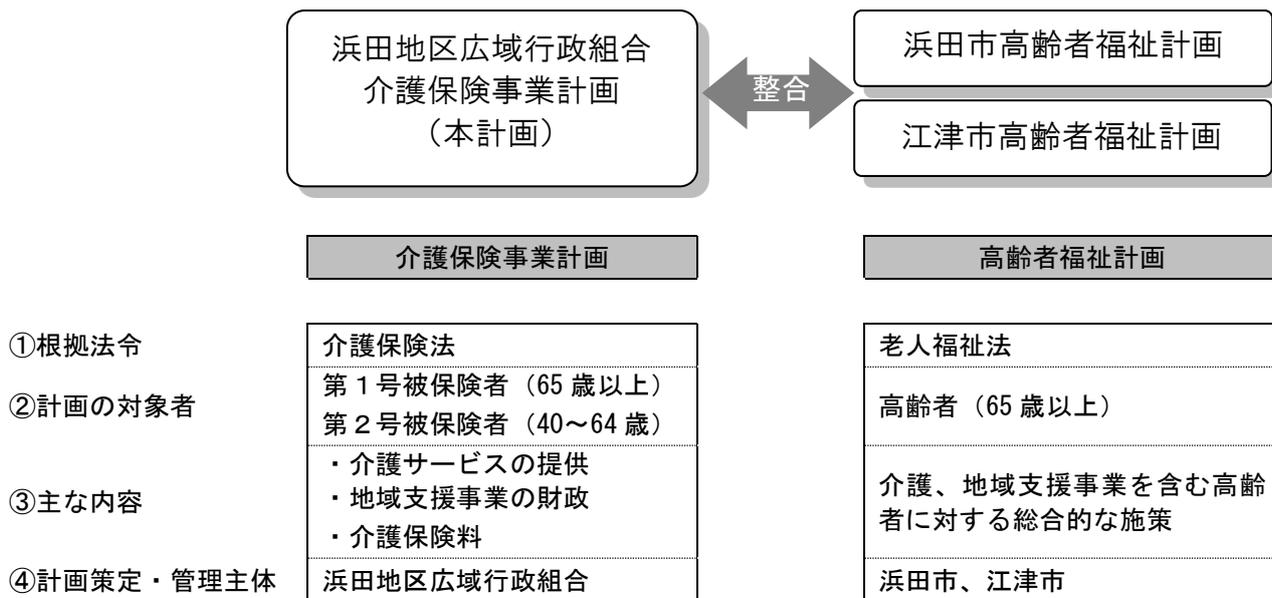
(1) 法令の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、介護給付のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込量の確保のための方策、サービス事業者間の連携の確保などサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項、保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項などについてその内容を策定します。

(2) 関連計画との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、浜田市、江津市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画」と一体のものとして整合を図りながら、当圏域の目標とする将来像である「高齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」「生活者視点の地域包括ケア」にふさわしい長寿社会の実現を目指します。

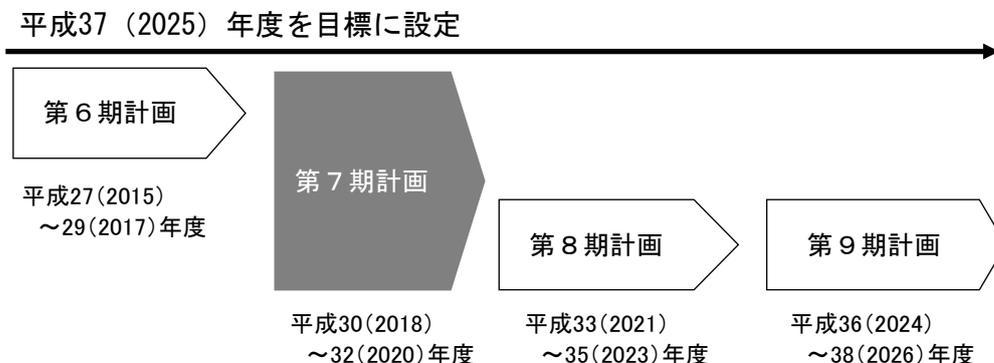
■計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を計画期間とし、目標年度である平成37(2025)年度に向けた計画として策定するものです。

■計画の期間



4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々に構成される「浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会」をはじめ、広く市民から目指すべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や課題、対策、今後における方向などを中心に協議を行いました。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等を実施し、寄せられた幅広い意見や高齢者の実態なども参考に、検討・協議を行いました。

5 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた環境で暮らし続けるため、次表のとおり11圏域を設定します。

ただし、サービスの提供体制が整わない場合等については、利用者の個々の生活実態に合わせて、「日常生活圏域」→「生活圏域」→「圏域」の順に対象範囲を柔軟に拡大して対応するものとします。

	生活圏域	日常生活圏域	地区
圏域	浜田市圏域	浜田東部圏域	国府地区
		浜田中部圏域	石見地区、浜田地区
		浜田西部圏域	長浜地区、周布地区、美川地区
		金城圏域	金城町
		旭圏域	旭町
		弥栄圏域	弥栄町
		三隅圏域	三隅町
	江津市圏域	江津東部圏域	波積地区、都治地区、黒松地区、浅利地区、松川地区、川平地区
		江津中部圏域	江津地区、島の星地区、金田地区、渡津地区、嘉久志地区、和木地区
		江津西部圏域	跡市地区、二宮地区、都野津地区、波子地区、敬川地区、有福地区
		桜江圏域	桜江町



第2章 地域の現状

1 高齢者を取り巻く現状

(1) 総人口と高齢化率の推移

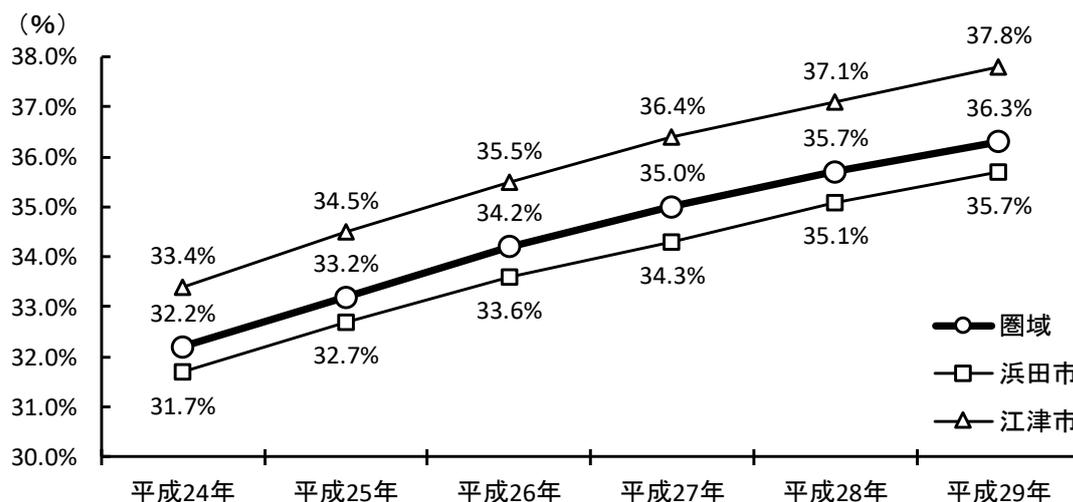
総人口と高齢化率の推移では、浜田市、江津市ともに総人口が減少し、高齢化率が上昇しています。特に近年、いわゆる団塊の世代の高齢化とともに、高齢化率は大きく上昇しています。

■総人口と高齢化率の推移

区分		第5期			第6期		
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
圏域	総人口(人)	84,877	83,838	82,736	81,605	80,533	79,376
	高齢者人口(65歳以上)(人)	27,344	27,863	28,276	28,530	28,761	28,832
	高齢化率(%)	32.2	33.2	34.2	35.0	35.7	36.3
浜田市	総人口(人)	59,140	58,483	57,667	56,877	56,164	55,342
	高齢者人口(65歳以上)(人)	18,752	19,110	19,370	19,532	19,724	19,747
	高齢化率(%)	31.7	32.7	33.6	34.3	35.1	35.7
江津市	総人口(人)	25,737	25,355	25,069	24,728	24,369	24,034
	高齢者人口(65歳以上)(人)	8,592	8,753	8,906	8,998	9,037	9,085
	高齢化率(%)	33.4	34.5	35.5	36.4	37.1	37.8

資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

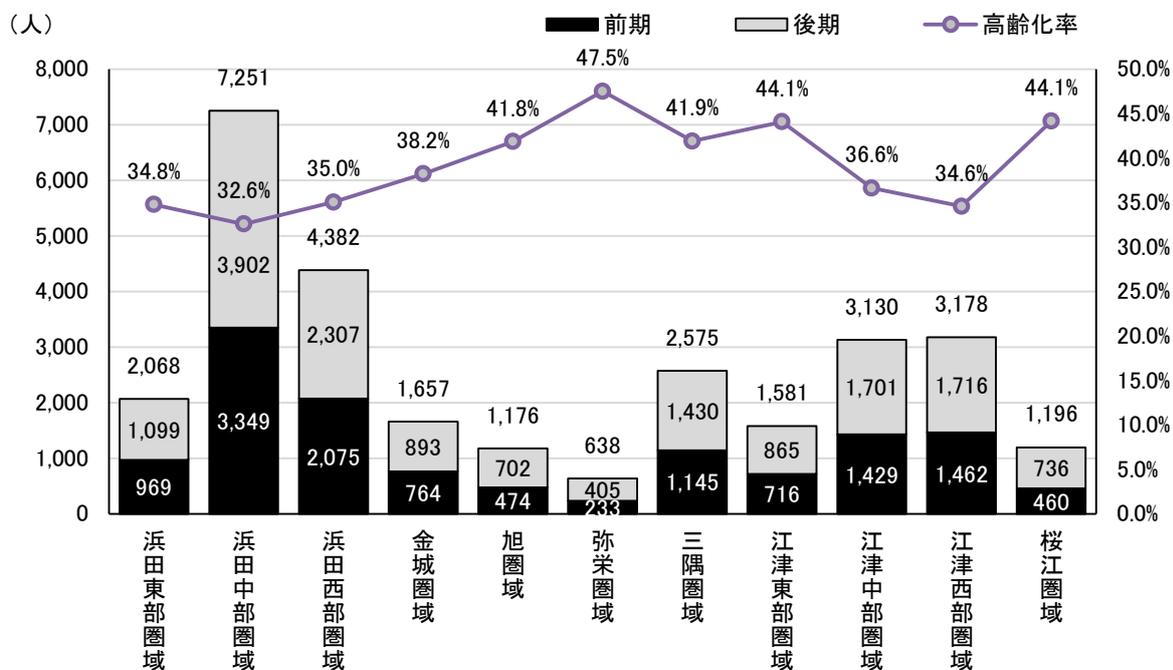
■高齢化率の推移



(2) 日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域別に高齢者数と高齢化率をみると、圏域によって大きな差がみられます。旭、弥栄、三隅、江津東部、桜江の各圏域では高齢化率が40%を超えています。

■日常生活圏域別の高齢者の内訳



資料：浜田市、江津市住民基本台帳
平成29年10月1日現在

(3) 人口構造の状況

人口の構造を人口ピラミッドで見ると、いわゆる団塊の世代が60歳代に集中しており、すでに高齢者となっています。

これらの世代が75歳以上の後期高齢者となる10年後が高齢化のピークとなると推測されます。

	圏域	浜田市	江津市
90以上	2,499	1,663	836
85-89	3,668	2,484	1,184
80-84	4,781	3,287	1,494
75-79	4,808	3,304	1,504
70-74	5,597	3,913	1,684
65-69	7,479	5,096	2,383
60-64	5,606	3,786	1,820
55-59	5,167	3,577	1,590
50-54	4,289	2,995	1,294
45-49	4,444	3,172	1,272
40-44	4,885	3,409	1,476
35-39	4,081	2,900	1,181
30-34	3,550	2,478	1,072
25-29	2,977	2,174	803
20-24	3,084	2,311	773
15-19	3,379	2,323	1,056
10-14	3,202	2,231	971
5-9	3,013	2,189	824
0-4(歳)	2,867	2,050	817
合計	79,376	55,342	24,034

資料：浜田市、江津市住民基本台帳
平成29年10月1日現在

(4) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯についてみると、増加傾向となっており、一般世帯数の半数程度を占めています。また、特に単身者世帯の割合が上昇しています。

島根県と比較すると、単身者世帯の割合が4.2ポイント高くなっています。

区分		平成17年		平成22年		平成27年	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
島根県	一般世帯数	259,289		260,921		264,080	
	65歳以上の親族のいる世帯	128,687	49.6%	131,636	50.5%	137,643	52.1%
	夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)	29,290	11.3%	30,872	11.8%	34,160	12.9%
	夫婦のみの世帯(夫婦とも65歳以上)			26,439	10.1%	29,665	11.2%
	単身者世帯	24,452	9.4%	27,279	10.5%	31,636	12.0%
	(再掲)75歳以上親族のいる世帯	75,485	29.1%	83,620	32.0%	83,170	31.5%
園域	一般世帯数	35,599		35,053		34,470	
	65歳以上の親族のいる世帯	17,772	49.9%	17,747	50.6%	18,179	52.7%
	夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)	4,766	13.4%	4,730	13.5%	5,064	14.7%
	夫婦のみの世帯(夫婦とも65歳以上)			4,019	11.5%	4,353	12.6%
	単身者世帯	4,628	13.0%	4,997	14.3%	5,584	16.2%
	(再掲)75歳以上親族のいる世帯	10,452	29.4%	11,256	32.1%	11,002	31.9%
浜田市	一般世帯数	24,869		24,769		24,399	
	65歳以上の親族のいる世帯	11,949	48.0%	12,089	48.8%	12,365	50.7%
	夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)	3,164	12.7%	3,211	13.0%	3,416	14.0%
	夫婦のみの世帯(夫婦とも65歳以上)			2,694	10.9%	2,934	12.0%
	単身者世帯	2,999	12.1%	3,308	13.4%	3,748	15.4%
	(再掲)75歳以上親族のいる世帯	6,959	28.0%	7,589	30.6%	7,435	30.5%
江津市	一般世帯数	10,730		10,284		10,071	
	65歳以上の親族のいる世帯	5,823	54.3%	5,658	55.0%	5,814	57.7%
	夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)	1,602	14.9%	1,519	14.8%	1,648	16.4%
	夫婦のみの世帯(夫婦とも65歳以上)			1,325	12.9%	1,419	14.1%
	単身者世帯	1,629	15.2%	1,689	16.4%	1,836	18.2%
	(再掲)75歳以上親族のいる世帯	3,493	32.6%	3,667	35.7%	3,567	35.4%

資料：国勢調査

(5) 平均余命と平均自立期間

当圏域の65歳以上の平均余命は、平成25(2013)年で、男性が18.92年、女性が24.07年となっており、島根県と比べ、男性が0.23年(島根県19.15年)、女性が0.23年(島根県が24.30年)下回っています。

また、65歳以上の平均自立期間も男性で16.72年、女性で19.88年と、島根県内で自立期間が最短となっています。

■ 65歳以上の平均余命と平均自立期間(平成25(2013)年)

	男性				女性			
	平均余命	平均自立期間	要介護期間	平均自立期間割合	平均余命	平均自立期間	要介護期間	平均自立期間割合
島根県	19.15	17.46	1.69	91.18%	24.30	20.92	3.38	86.10%
浜田圏域	18.92	16.72	2.19	88.40%	24.07	19.88	4.19	82.60%
松江圏域	19.18	17.64	1.54	91.95%	24.30	21.06	3.24	86.66%
雲南圏域	19.46	17.85	1.61	91.71%	24.45	21.38	3.07	87.45%
出雲圏域	19.32	17.54	1.78	90.79%	24.47	21.00	3.47	85.81%
大田圏域	18.94	17.43	1.51	92.02%	24.15	21.00	3.15	86.97%
益田圏域	19.01	17.45	1.56	91.79%	24.25	21.16	3.09	87.27%
隠岐圏域	18.87	17.14	1.73	90.83%	24.18	20.82	3.37	86.07%

※上表の「浜田圏域」とは、本計画における浜田市と江津市をいう。

資料：島根県健康指標データベースシステム

2 各種調査の結果から

圏域内に住む65歳以上の方で、認定のない方から要支援2までの高齢者を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要支援・要介護者に対する在宅介護実態調査（いずれも平成28年度実施）などから、次のように現状と課題を整理しました。

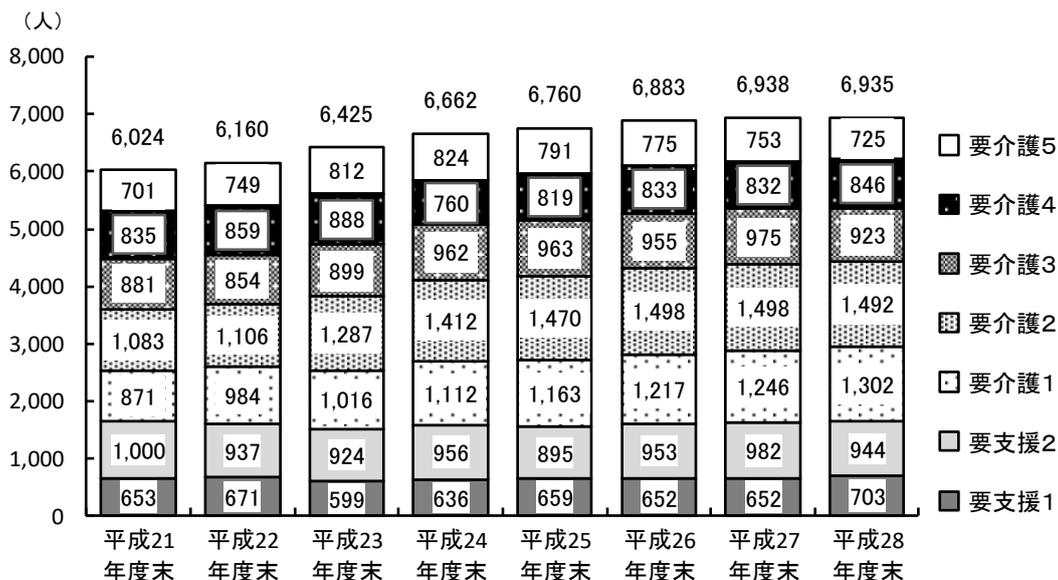
家族構成、在宅介護への支援について			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみ夫婦世帯による介護が増加している。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎家庭における老老介護や多重介護の状況がみられることから、家族介護に必要な支援として、経済的負担や身体的負担の両面からの軽減を図ることが必要。
社会参加と生きがいづくりについて			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康づくりのサークルなどに参加を希望する人は半数を超えている。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎参加したい人が参加できる気風づくり、きっかけづくりが必要。 ◎だれもが生きがいを持ち、社会との関わりを持てるよう、多様なニーズに対応できるメニューや、地域のコミュニティや団体など、活動の場やきっかけづくりが必要。 ◎住民主導型の通いの場や介護予防事業を促進し、身近な地域での健康づくり・介護予防の場をつくっていくことが必要。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康づくりサークルや生きがい活動などで、世話役をすることに関心がある人が約3割いる。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域のリーダーとして活躍してくれる人材は潜在的にあるとみられることから、リーダー育成や活動の創設などに繋げる支援が必要。
家族介護者の支援について			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の職場における理解が不足している状況がある。 ・家族のレスパイトに資するサービスの利用があれば、介護を続けていける可能性が高い。 ・認知症の対応や排泄介護など、専門的な技能や支援が必要なものに問題点が多い。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進め、企業の理解などを得ていくことが必要。 ◎専門的な介護と生活支援とのバランスを図り、自立支援・重度化防止の観点からの利用を促進していくことが必要。 ◎家族介護者の離職防止や生活の支援のため、レスパイト機能のあるサービスの充実などが課題。
地域包括ケア体制の強化について			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命が延伸する一方で、2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者も急増するなど、今後も介護ニーズの増大が予測される。高齢者を支える生産年齢人口は減少し、核家族化や共働き世帯、高齢者は増加する。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎在宅生活の限界点を高めるための医療・介護連携を進めるとともに、地域ケア会議などによる情報の共有を図ることが必要。 ◎地域課題について地域全体で考え、解決する仕組みづくりが必要。 ◎高齢者を支える担い手としての健康な高齢者を増やすことが必要。

3 介護保険に関する現状

(1) 要介護（要支援）認定者の状況

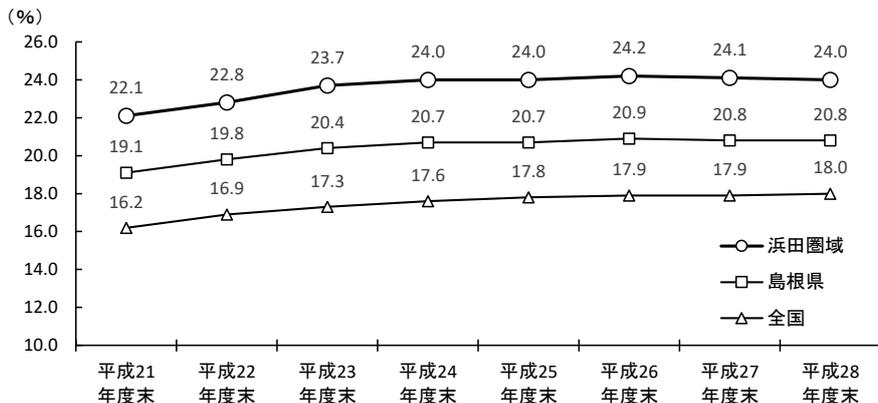
要支援・要介護認定者数は増加傾向が続いていましたが、近年は横ばい傾向となっています。平成28年度末の認定者は6,935人となっており、認定率は24.0%となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

■ 要介護認定率の推移

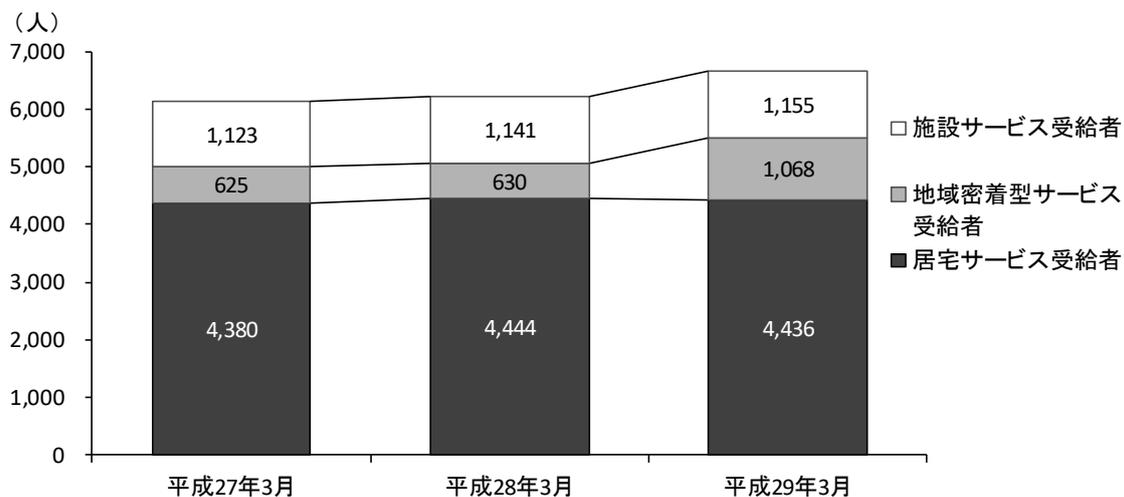


認定率は、第1号被保険者中の要介護（要支援）認定者数を第1号被保険者数で除したものの。

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(2) サービス受給者の状況

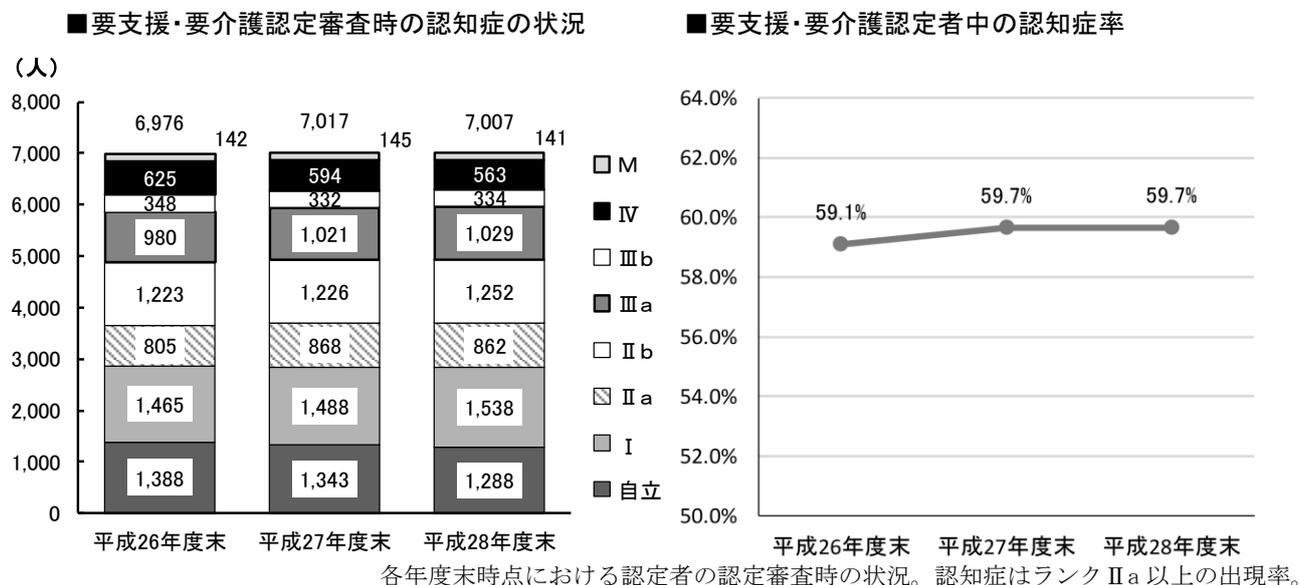
地域密着型サービスの受給者が増加し、全体の受給率が上昇しています。居宅サービスの受給者とあわせ、在宅で介護を受ける人が増えています。



(重複利用者がいるため、合計人数は延べ数)
資料：介護保険事業状況報告月報

(3) 認知症者の状況

要支援・要介護認定者中の認知症の状況をみると、認知症自立度Ⅱa以上が60%近くとなっています。近年は人数、認知症率ともに横ばい傾向となっていますが、今後、後期高齢者の増加と比例して増加していくものと推測されます。



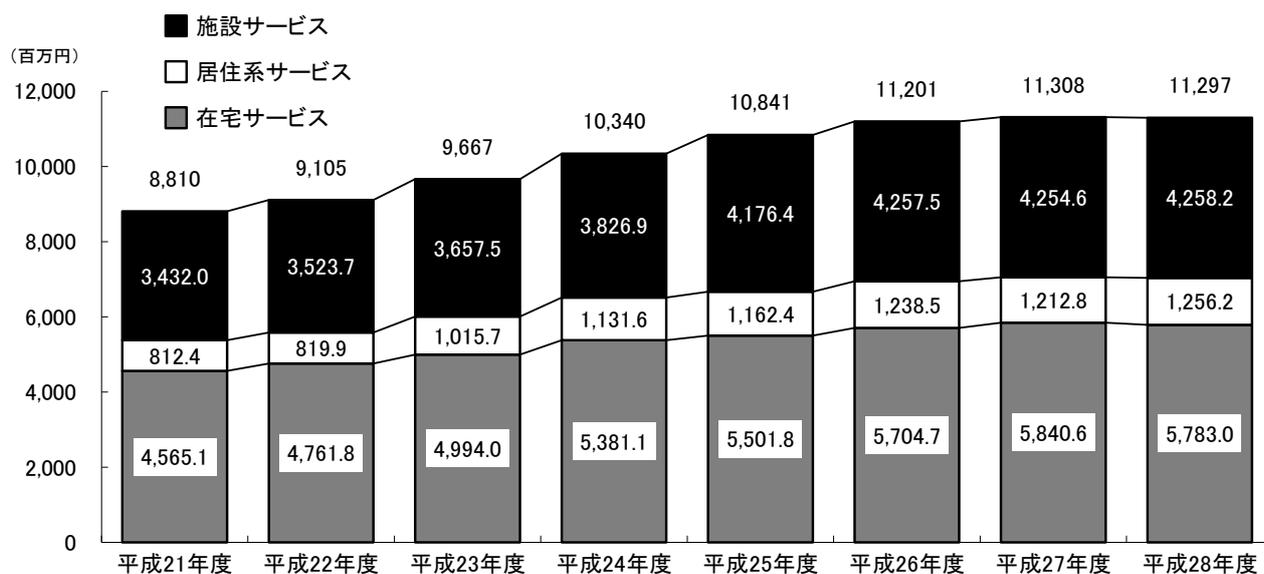
ランク	判定基準
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。
IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。
IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

(4) 介護保険サービスの利用状況

第6期計画期間中の介護費用額は110億円を越えて推移しています。施設サービス費が横ばいで推移する一方で、居住系サービス費は約12億円となっており、需要が増加していることがうかがえます。

保険から支払う給付費についても費用額に比例して伸びており、平成26年度以降は100億円を超えて推移しています。

■介護費用額の推移

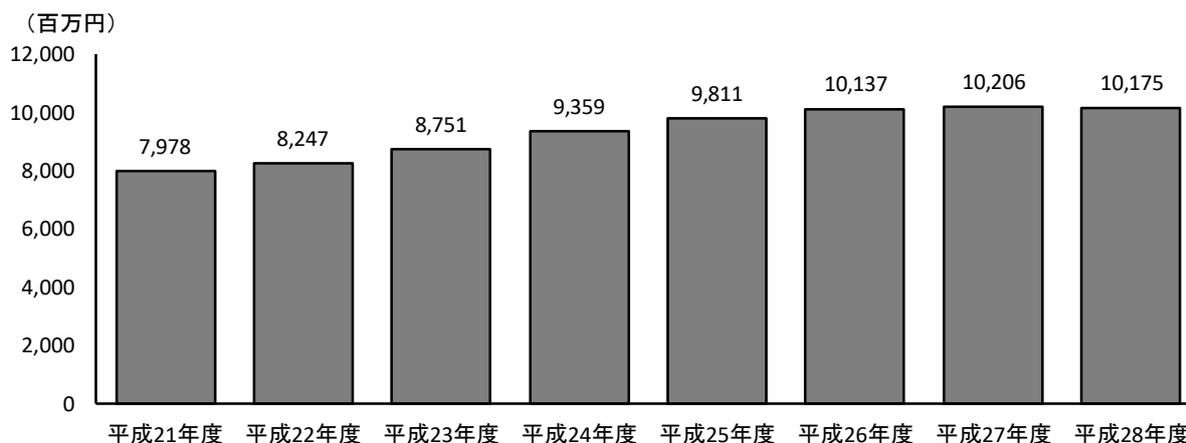


資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

※平成21年度から平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

平成28年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計(※補足給付は費用額に含まれていない)

■介護給付費の推移



資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

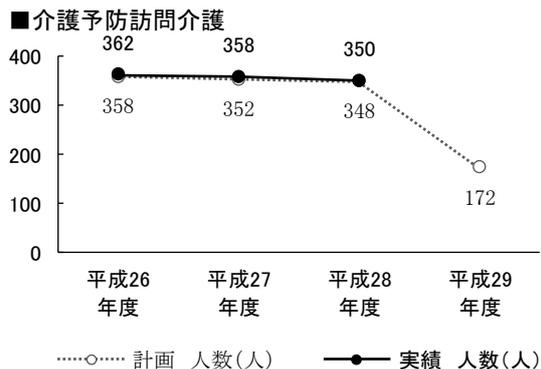
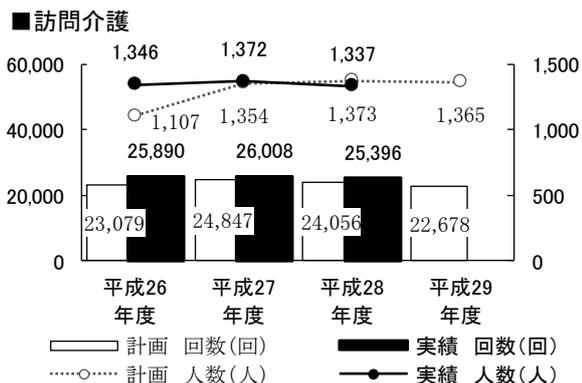
ア 居宅サービス

(ア) 訪問介護・介護予防訪問介護

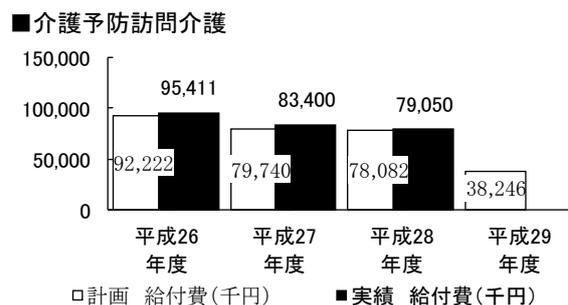
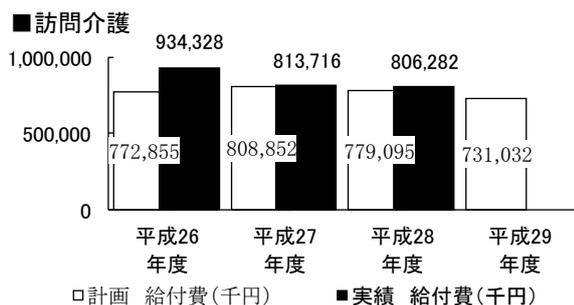
介護福祉士やホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助を行うサービスです。

訪問介護、介護予防訪問介護ともにほぼ計画どおりで推移しています。

介護予防訪問介護については、平成29(2017)年度から総合事業へ順次移行しており、減少する見込みです。



※利用回数・人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

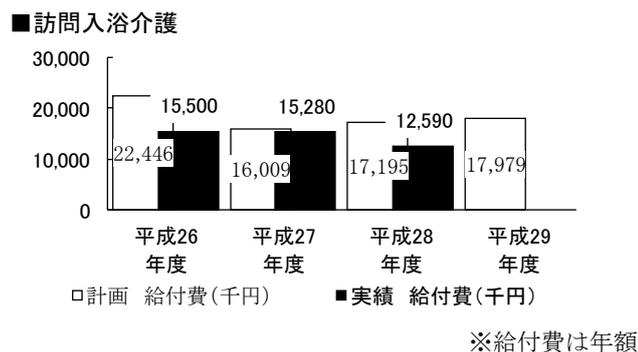
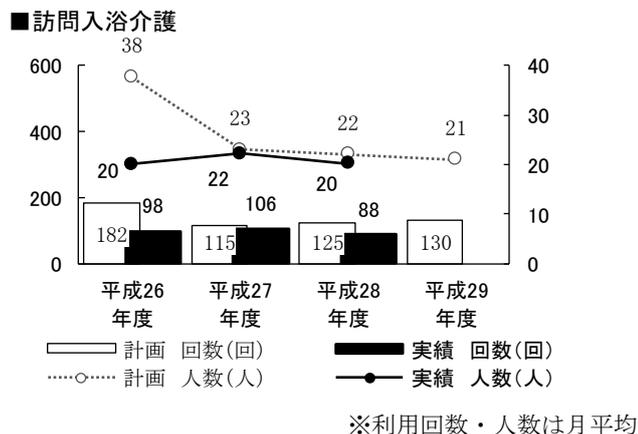
単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問介護	計画値	772,855	808,852	779,095
	実績	934,328	813,716	806,282
	対計画値比	120.9%	100.6%	103.5%
	対前年比	-	87.1%	99.1%
介護予防訪問介護	計画値	92,222	79,740	78,082
	実績	95,411	83,400	79,050
	対計画値比	103.5%	104.6%	101.2%
	対前年比	-	87.4%	94.8%

(イ) 訪問入浴介護

居宅での入浴が困難な要介護者等の居宅を巡回入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

利用人数、回数は、計画値を下回っており、給付額も計画よりも低くなっていますが、一定量のニーズがあります。



■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問入浴介護	計画値	22,446	16,009	17,195
	実績	15,500	15,280	12,590
	対計画値比	69.1%	95.4%	73.2%
	対前年比	-	98.6%	82.4%

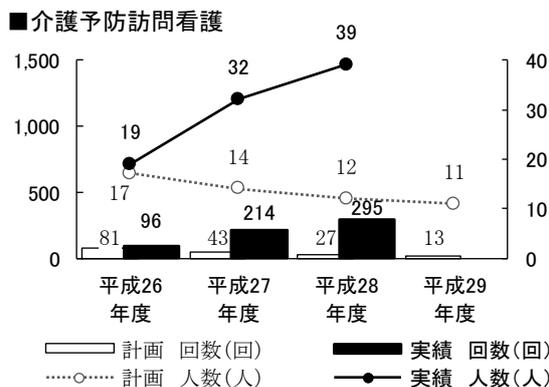
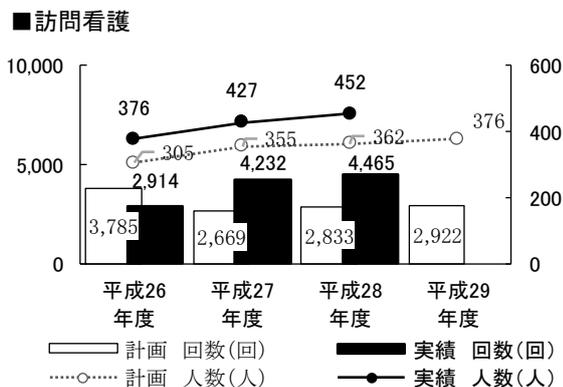
(ウ) 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが要介護者等の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療補助を行うサービスです。

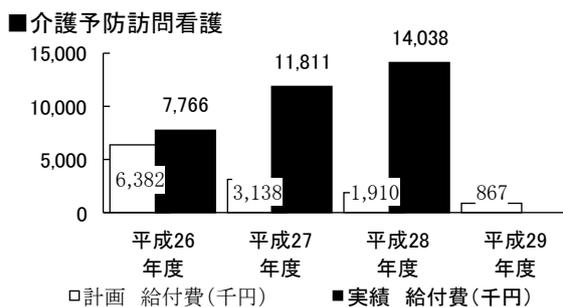
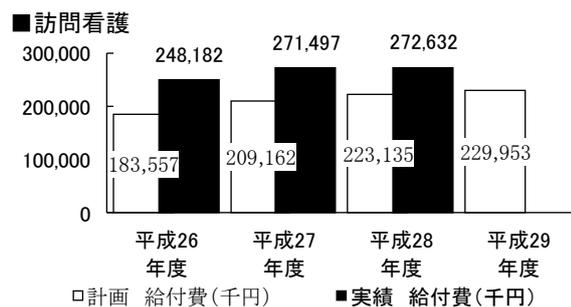
訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績はともに計画値を大きく上回っています。

介護予防訪問看護では、利用が大きく増加しています。

給付額について対前年比でみると、訪問看護、介護予防訪問看護ともに増加しています。



※利用回数・人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

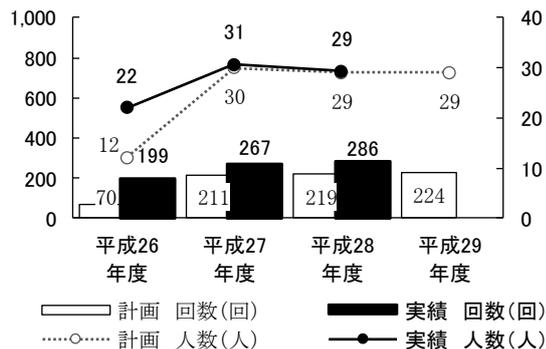
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問看護	計画値	183,557	209,162	223,135
	実績	248,182	271,497	272,632
	対計画値	135.2%	129.8%	122.2%
	対前年比	-	109.4%	100.4%
介護予防 訪問看護	計画値	6,382	3,138	1,910
	実績	7,766	11,811	14,038
	対計画値	121.7%	376.4%	735.0%
	対前年比	-	152.1%	118.9%

(エ) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

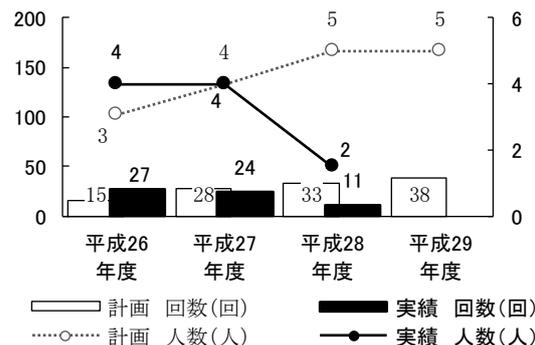
医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士等が要介護者等の居宅を訪問し、身体機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

訪問リハビリテーションでは、平成28年度までの利用人数はほぼ計画どおりですが、回数、費用が計画を上回っています。介護予防訪問リハビリテーションでは、計画を下回る利用となっています。

■訪問リハビリテーション

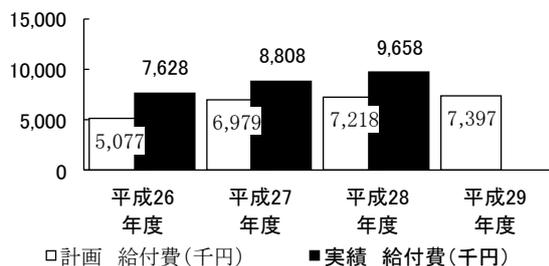


■介護予防訪問リハビリテーション

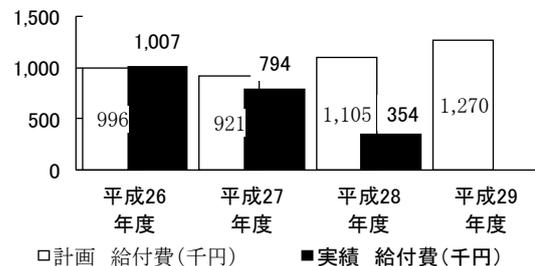


※利用回数・人数は月平均

■訪問リハビリテーション



■介護予防訪問リハビリテーション



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

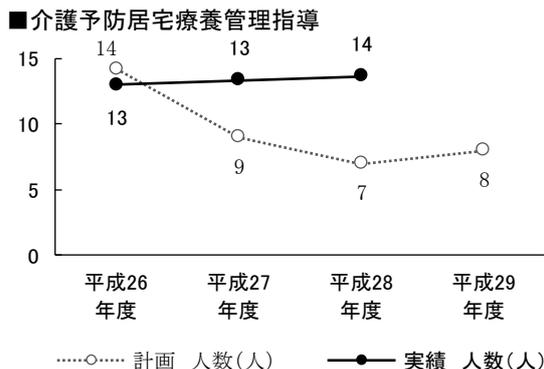
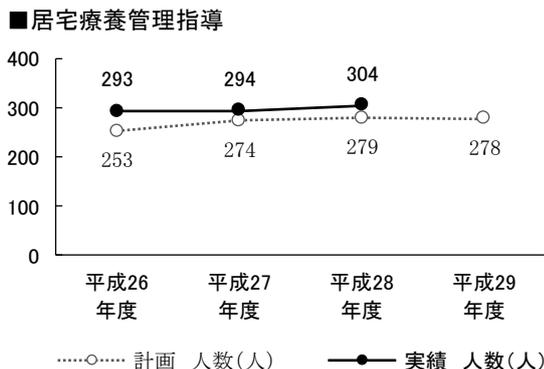
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問リハビリテーション	計画値	5,077	6,979	7,218
	実績	7,628	8,808	9,658
	対計画値	150.2%	126.2%	133.8%
	対前年比	-	115.5%	109.7%
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	996	921	1,105
	実績	1,007	794	354
	対計画値	101.1%	86.2%	32.0%
	対前年比	-	78.8%	44.6%

(オ) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

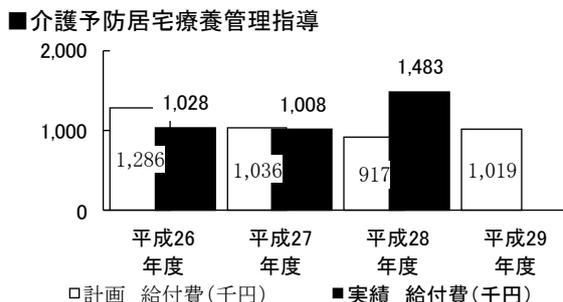
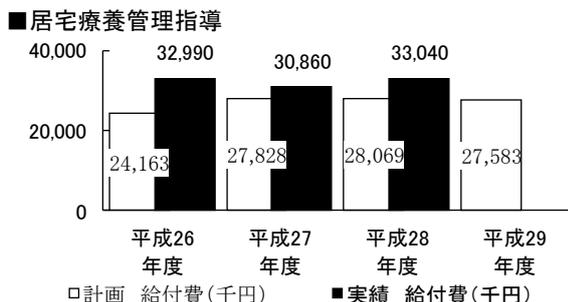
医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図るサービスです。

居宅療養管理指導の利用実績は計画値を上回っており、介護予防居宅療養管理指導では、計画の倍程度の利用があります。

給付額について対前年比でみると、居宅療養管理指導は横ばい、介護予防居宅療養管理指導は増加しています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

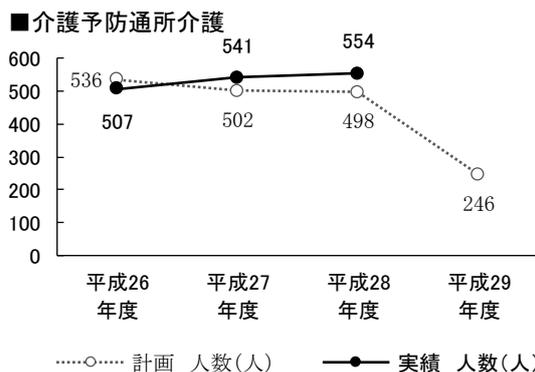
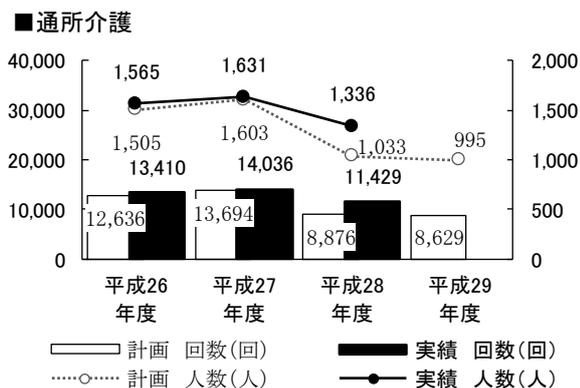
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅療養 管理指導	計画値	24,163	27,828	28,069
	実績	32,990	30,860	33,040
	対計画値	136.5%	110.9%	117.7%
	対前年比	-	93.5%	107.1%
介護予防 居宅療養 管理指導	計画値	1,286	1,036	917
	実績	1,028	1,008	1,483
	対計画値	79.9%	97.3%	161.8%
	対前年比	-	98.1%	147.1%

(カ) 通所介護・介護予防通所介護

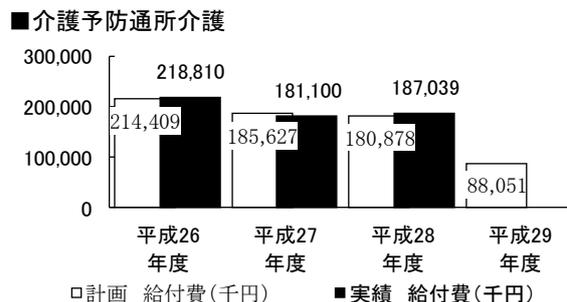
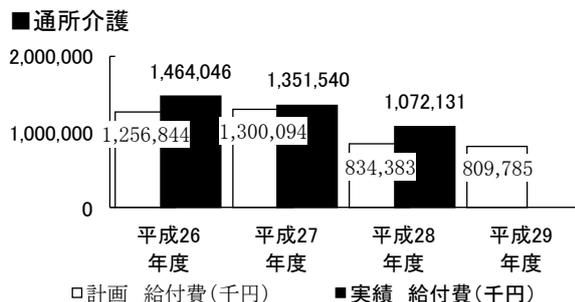
要介護者等が日帰り介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

通所介護の利用実績は計画値を上回っています。介護予防通所介護では地域支援事業への移行により減少する見込みです。

給付額について対前年比でみると、通所介護は減少となっており、介護予防通所介護は横ばいとなっています。



※利用回数・人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

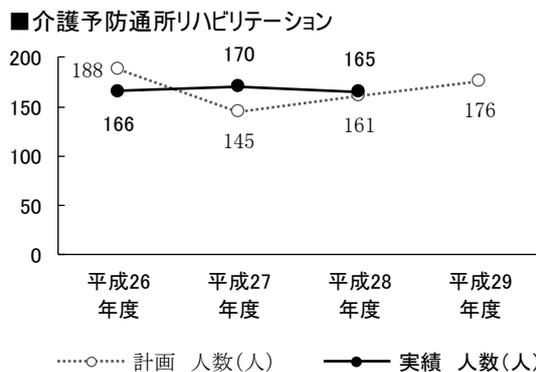
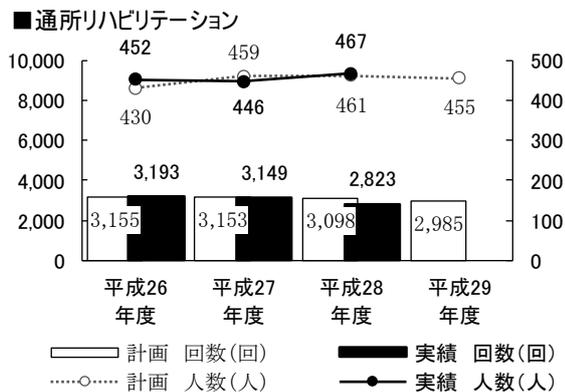
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
通所介護	計画値	1,256,844	1,300,094	834,383
	実績	1,464,046	1,351,540	1,072,131
	対計画値	116.5%	104.0%	128.5%
	対前年比	-	92.3%	79.3%
介護予防通所介護	計画値	214,409	185,627	180,878
	実績	218,810	181,100	187,039
	対計画値	102.1%	97.6%	103.4%
	対前年比	-	82.8%	103.3%

(キ) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

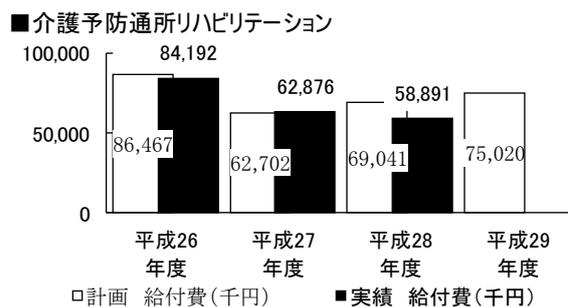
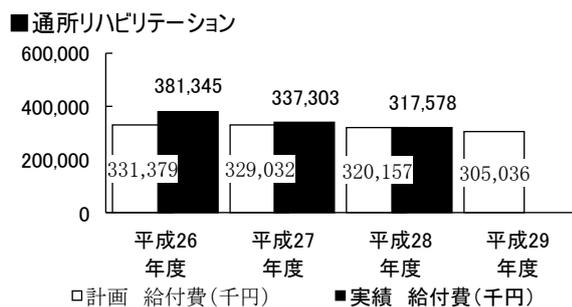
要介護者等が介護老人保健施設や医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

通所リハビリテーションの利用実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

給付額について対前年比でみると、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションともに減少しています。



※利用回数・人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
通所リハビリテーション	計画値	331,379	329,032	320,157
	実績	381,345	337,303	317,578
	対計画値	115.1%	102.5%	99.2%
	対前年比	-	88.5%	94.2%
介護予防通所リハビリテーション	計画値	86,467	62,702	69,041
	実績	84,192	62,876	58,891
	対計画値	97.4%	100.3%	85.3%
	対前年比	-	74.7%	93.7%

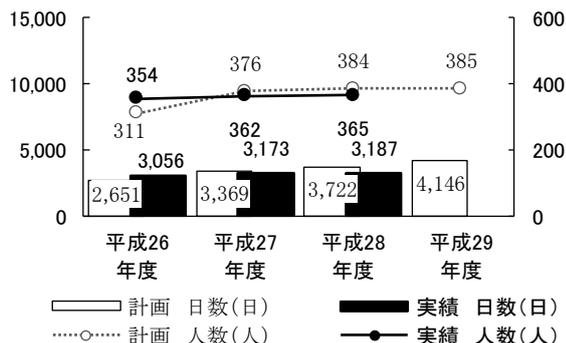
(ク) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者等が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受け、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものです。

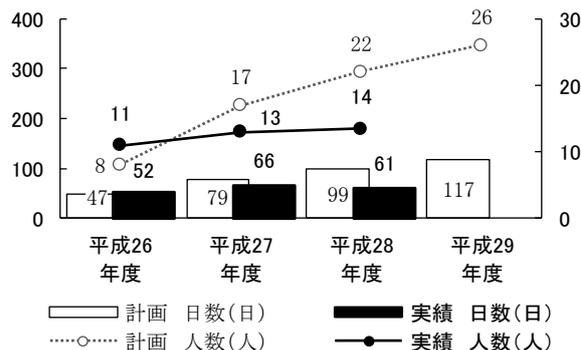
短期入所生活介護の利用人数はほぼ計画どおりとなっていますが、日数、費用額は計画を下回っています。

介護予防短期入所生活介護では計画を下回って横ばいで推移しています。

■短期入所生活介護

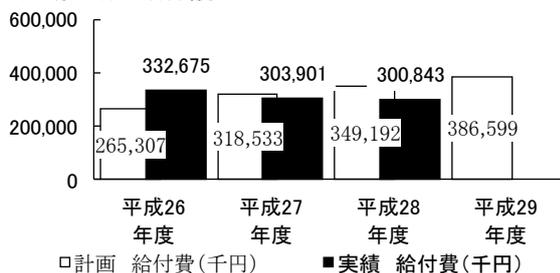


■介護予防短期入所生活介護

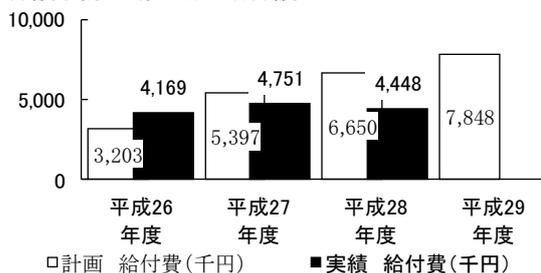


※利用日数・人数は月平均

■短期入所生活介護



■介護予防短期入所生活介護



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

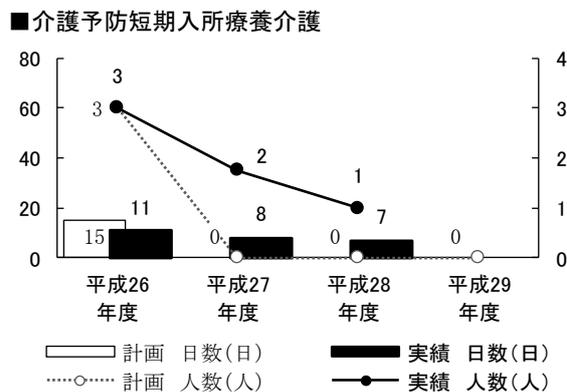
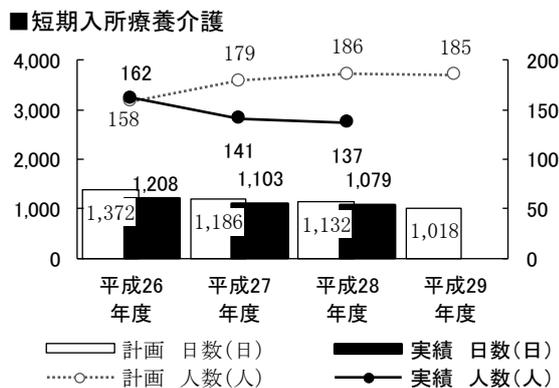
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
短期入所生活介護	計画値	265,307	318,533	349,192
	実績	332,675	303,901	300,843
	対計画値	125.4%	95.4%	86.2%
	対前年比	-	91.4%	99.0%
介護予防短期入所生活介護	計画値	3,203	5,397	6,650
	実績	4,169	4,751	4,448
	対計画値	130.1%	88.0%	66.9%
	対前年比	-	114.0%	93.6%

(ケ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

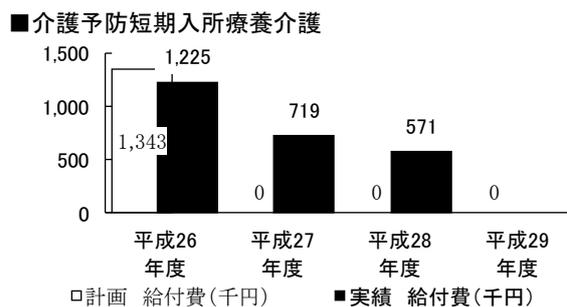
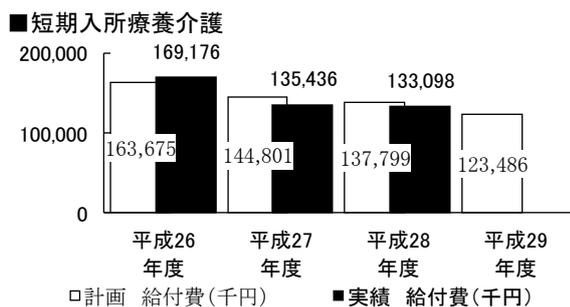
要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受け、療養生活の質の向上と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るものです。

短期入所療養介護の利用実績は計画値を下回り減少傾向となっています。

介護予防短期入所療養介護では利用を見込んでいませんでしたが、数名の利用があります。



※利用日数・人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

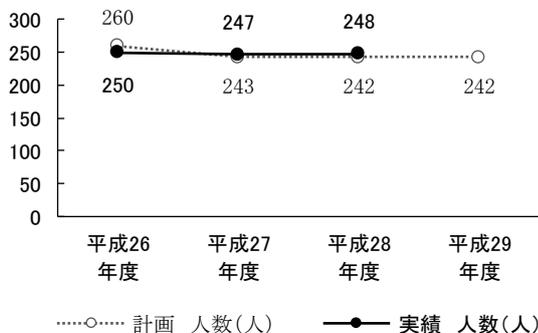
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
短期入所療養介護	計画値	163,675	144,801	137,799
	実績	169,176	135,436	133,098
	対計画値	103.4%	93.5%	96.6%
	対前年比	-	80.1%	98.3%
介護予防短期入所療養介護	計画値	1,343	-	-
	実績	1,225	719	571
	対計画値	91.2%	-	-
	対前年比	-	58.7%	79.4%

※介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の利用実績を合算しています。

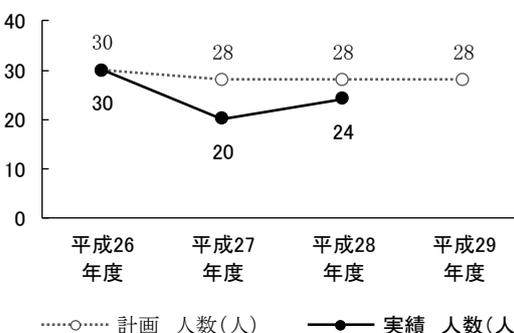
(コ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

要介護者等が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設で、サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
 特定施設入居者生活介護の利用実績はほぼ計画値どおりとなっています。

■特定施設入居者生活介護

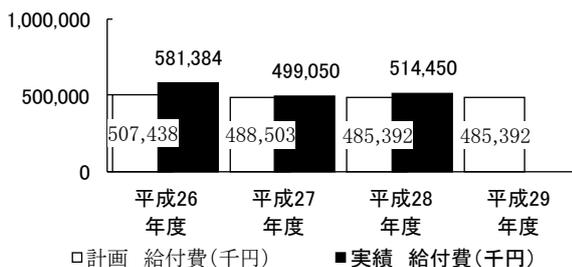


■介護予防特定施設入居者生活介護

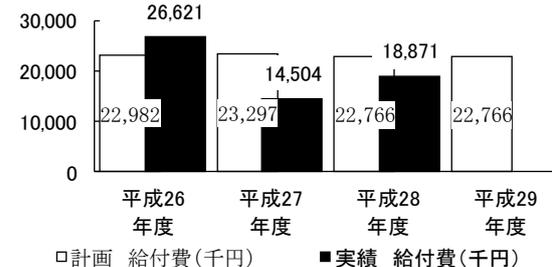


※利用人数は月平均

■特定施設入居者生活介護



■介護予防特定施設入居者生活介護



※給付費は年額

■給付額の状況

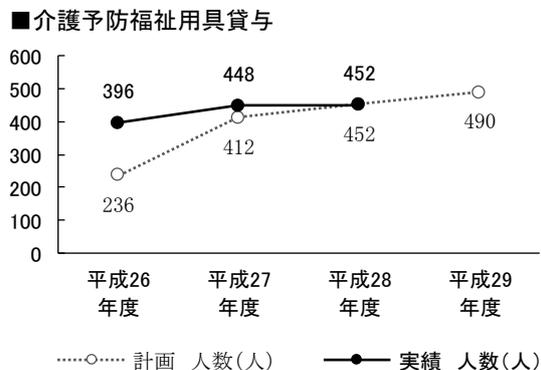
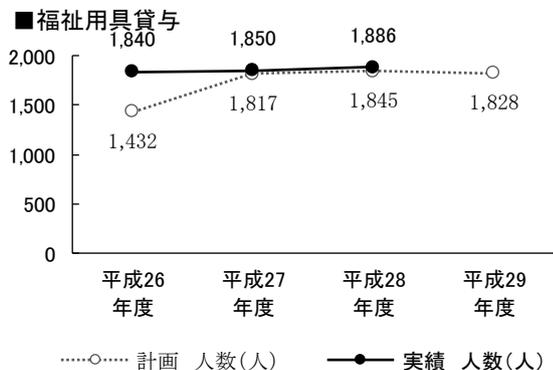
単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定施設入居者生活介護	計画値	507,438	488,503	485,392
	実績	581,384	499,050	514,450
	対計画値	114.6%	102.2%	106.0%
	対前年比	-	85.8%	103.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	計画値	22,982	23,297	22,766
	実績	26,621	14,504	18,871
	対計画値	115.8%	62.3%	82.9%
	対前年比	-	54.5%	130.1%

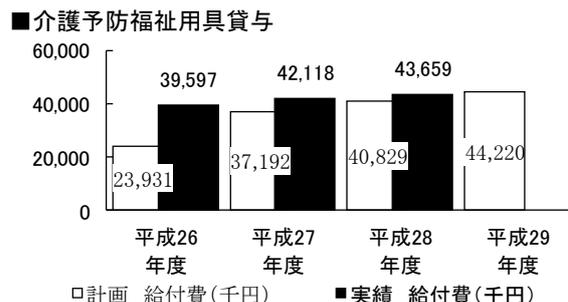
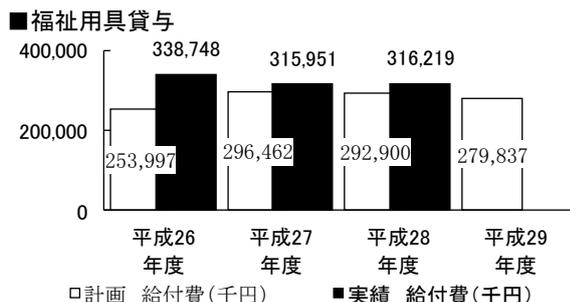
(サ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者等が日常生活を送る上で必要とする「車いす」や「特殊ベッド」などの用具を貸与するサービスです。

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともほぼ計画に近い値で推移しています。
給付額についてもほぼ横ばいで推移しています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
福祉用具貸与	計画値	253,997	296,462	292,900
	実績	338,748	315,951	316,219
	対計画値	133.4%	106.6%	108.0%
	対前年比	-	93.3%	100.1%
介護予防福祉用具貸与	計画値	23,931	37,192	40,829
	実績	39,597	42,118	43,659
	対計画値	165.5%	113.2%	106.9%
	対前年比	-	106.4%	103.7%

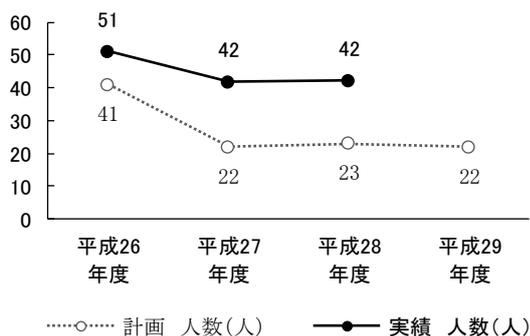
(シ) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

要介護者等が「腰掛便座」「特殊尿器」「入浴補助用具」など貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具を事業所から購入したときには、その購入費の支給が受けられるサービスです。

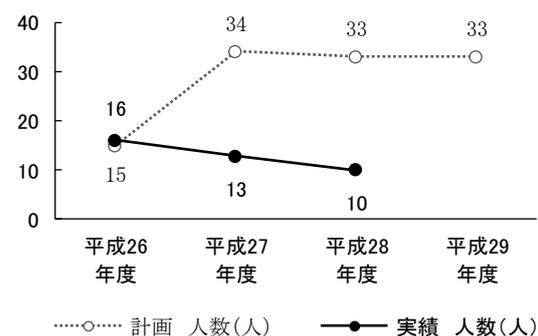
特定福祉用具購入費の利用実績は計画値を上回っています。特定介護予防福祉用具購入費は計画値を下回っています。

給付額について対前年比でみると、特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費ともに減少傾向となっています。

■特定福祉用具購入費

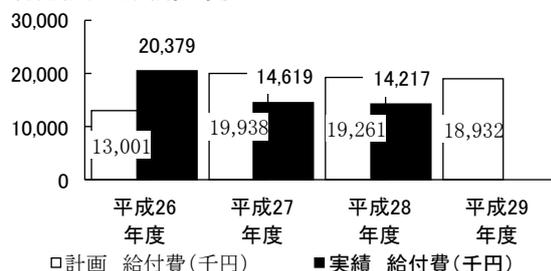


■特定介護予防福祉用具購入費

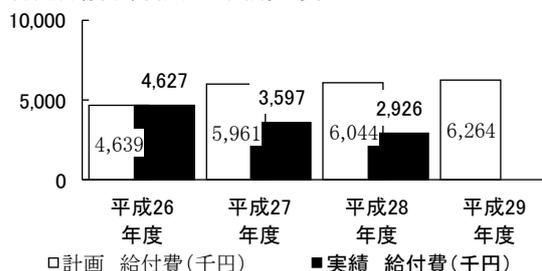


※利用人数は月平均

■特定福祉用具購入費



■特定介護予防福祉用具購入費



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

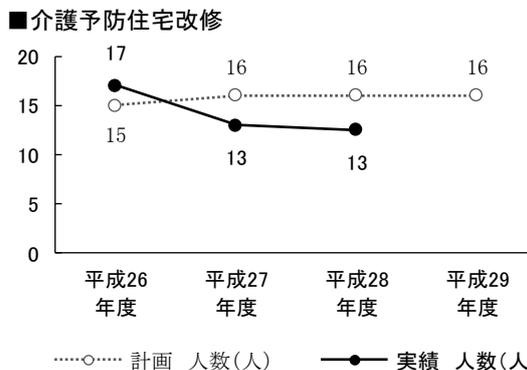
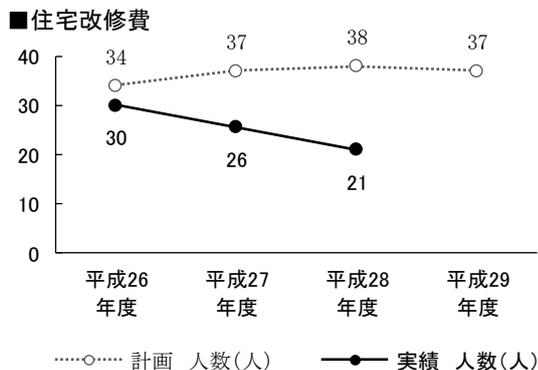
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定福祉用具 購入費	計画値	13,001	19,938	19,261
	実績	20,379	14,619	14,217
	対計画値	156.7%	73.3%	73.8%
	対前年比	-	71.7%	97.3%
特定介護予防 福祉用具購入費	計画値	4,639	5,961	6,044
	実績	4,627	3,597	2,926
	対計画値	99.7%	60.3%	48.4%
	対前年比	-	77.7%	81.4%

(ス) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

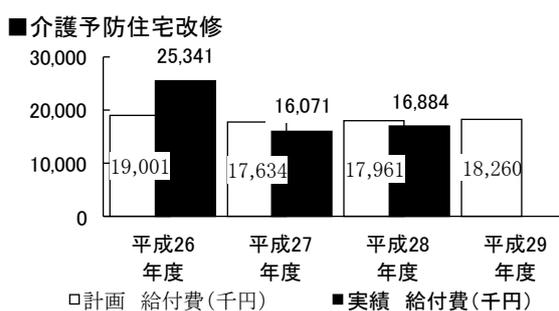
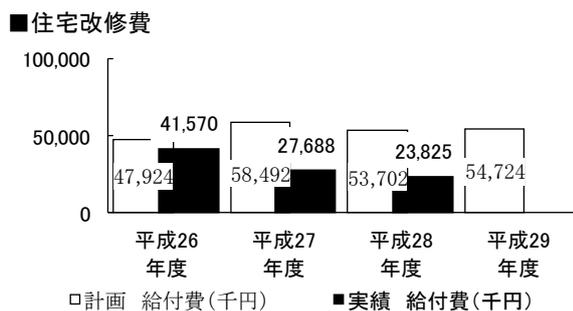
「手すりの取付け」「段差の解消」「洋式便器等への便器の取替え」などやこれらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用の支給が受けられるサービスです。

住宅改修費・介護予防住宅改修費ともに利用実績は計画値を下回っています。

給付額について対前年比でみると、住宅改修費は減少しており、介護予防住宅改修費は横ばいで推移しています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

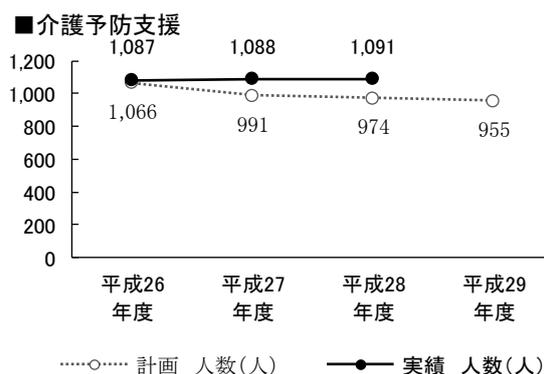
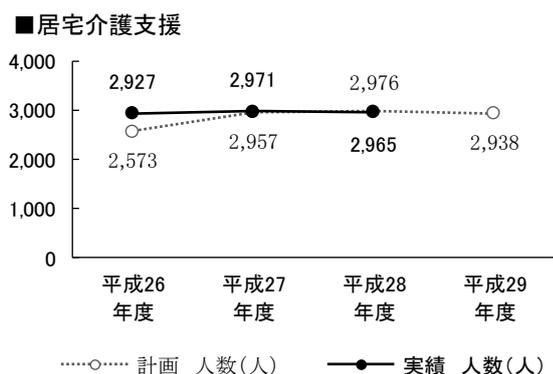
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
住宅改修費	計画値	47,924	58,492	53,702
	実績	41,570	27,688	23,825
	対計画値	86.7%	47.3%	44.4%
	対前年比	-	66.6%	86.0%
介護予防住宅改修費	計画値	19,001	17,634	17,961
	実績	25,341	16,071	16,884
	対計画値	133.4%	91.1%	94.0%
	対前年比	-	63.4%	105.1%

(七) 居宅介護支援・介護予防支援

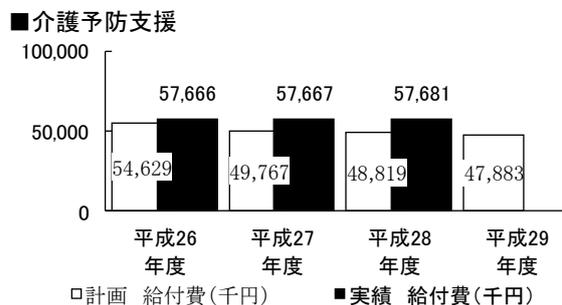
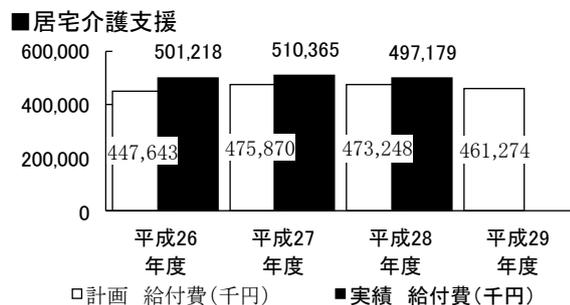
要介護者等が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く。）利用に際し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。介護予防支援は、要支援者が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスで、ケアマネジメントは地域包括支援センターで行います。

居宅介護支援の利用実績はほぼ計画どおり推移している一方、介護予防支援では計画値を上回っています。

給付額については計画を上回っています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

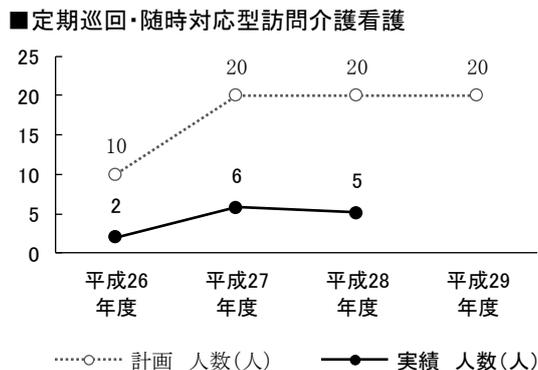
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅介護支援	計画値	447,643	475,870	473,248
	実績	501,218	510,365	497,179
	対計画値	112.0%	107.2%	105.1%
	対前年比	-	101.8%	97.4%
介護予防支援	計画値	54,629	49,767	48,819
	実績	57,666	57,667	57,681
	対計画値	105.6%	115.9%	118.2%
	対前年比	-	100.0%	100.0%

イ 地域密着型サービス

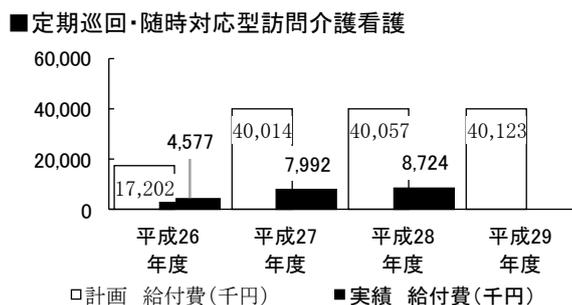
(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

平成26年度からサービスが開始されましたが、利用は計画値を下回っています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	17,202	40,014	40,057
	実績	4,577	7,992	8,724
	対計画値	26.6%	20.0%	21.8%
	対前年比	-	174.6%	109.2%

(イ) 夜間対応型訪問介護

要介護者が24時間安心して生活できるよう夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報を受け随時対応する訪問介護を組み合わせるサービスです。

市内に事業所がなく、近年の利用もない状態です。

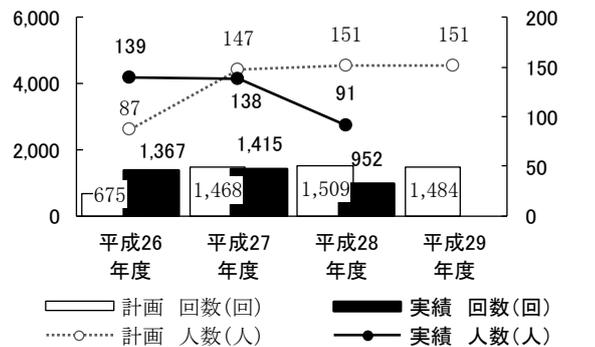
(ウ) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等が日帰り介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

認知症対応型通所介護の利用実績は、計画値を下回っています。

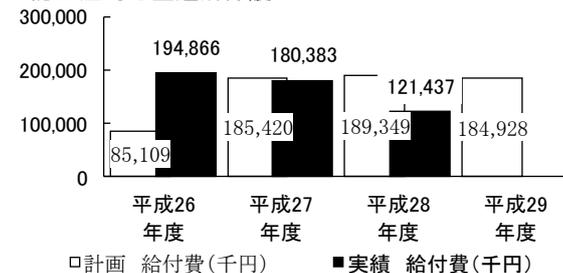
介護予防認知症対応型通所介護については、サービス利用がありません。

■認知症対応型通所介護



※利用回数・人数は月平均

■認知症対応型通所介護



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症対応型	計画値	85,109	185,420	189,349
	実績	194,866	180,383	121,437
通所介護	対計画値	229.0%	97.3%	64.1%
	対前年比	-	92.6%	67.3%

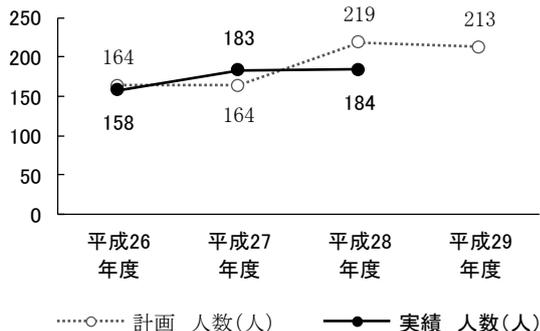
(エ) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として要介護者等の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスで、居宅やサービス拠点に通い、若しくは短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

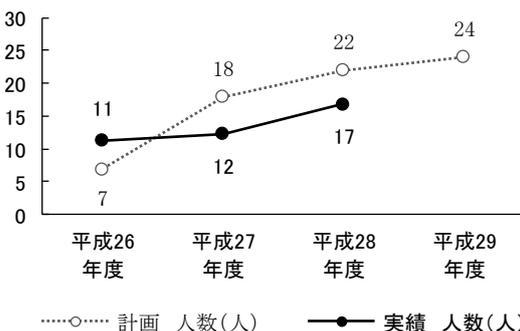
利用実績は平成28年度で計画値を下回っています。

給付額について対前年比でみると、小規模多機能型居宅介護では横ばいで推移し、介護予防小規模多機能型居宅介護では増加しています。

■小規模多機能型居宅介護

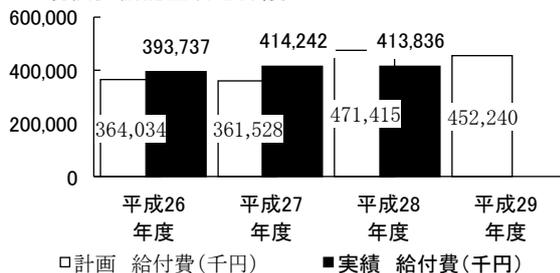


■介護予防小規模多機能型居宅介護

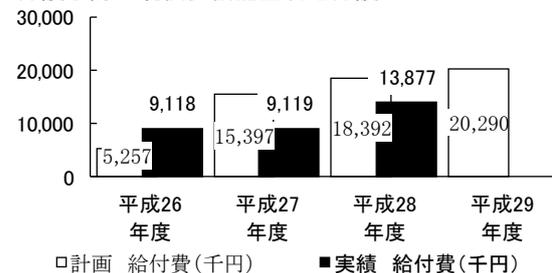


※利用人数は月平均

■小規模多機能型居宅介護



■介護予防小規模多機能型居宅介護



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

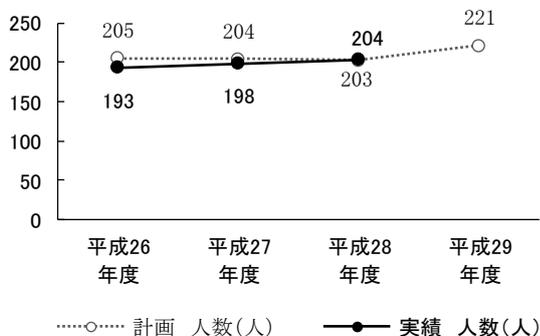
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小規模多機能型 居宅介護	計画値	364,034	361,528	471,415
	実績	393,737	414,242	413,836
	対計画値	108.2%	114.6%	87.8%
	対前年比	-	105.2%	99.9%
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	計画値	5,257	15,397	18,392
	実績	9,118	9,119	13,877
	対計画値	173.4%	59.2%	75.5%
	対前年比	-	100.0%	152.2%

(オ) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

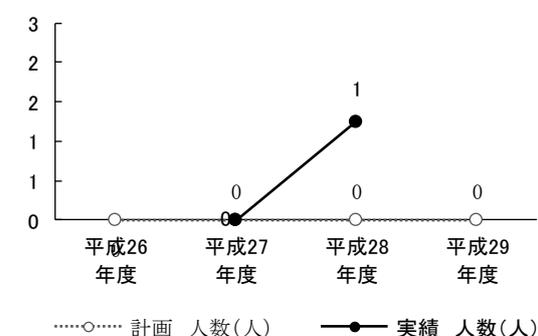
認知症の要介護者等が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

ほぼ計画どおりの利用状況となっています。

■認知症対応型共同生活介護

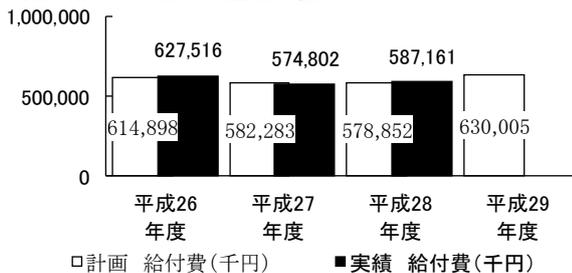


■介護予防認知症対応型共同生活介護

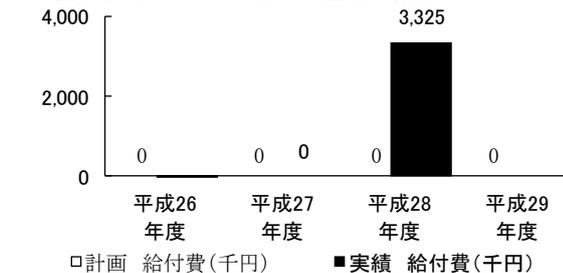


※利用人数は月平均

■認知症対応型共同生活介護



■介護予防認知症対応型共同生活介護



※給付費は年額

■給付額の状況

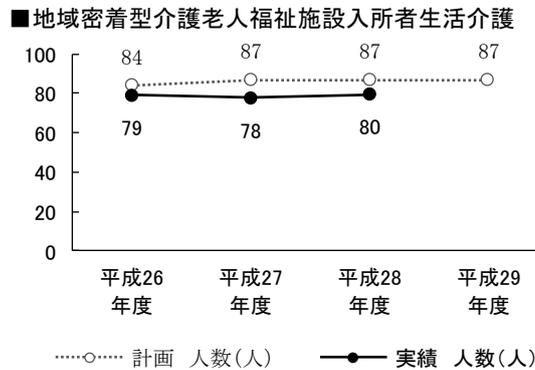
単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症対応型 共同生活介護	計画値	614,898	582,283	578,852
	実績	627,516	574,802	587,161
	対計画値	102.1%	98.7%	101.4%
	対前年比	-	91.6%	102.2%
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	計画値	-	-	-
	実績	-	-	3,325
	対計画値	-	-	-
	対前年比	-	-	-

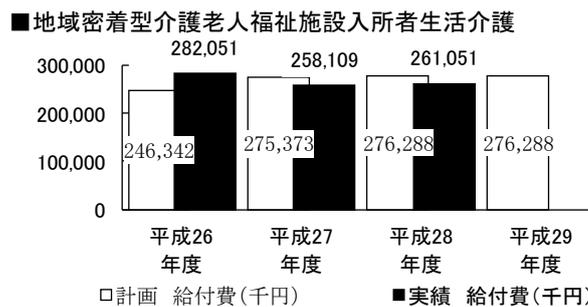
(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。

計画値をやや下回る利用が続いています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

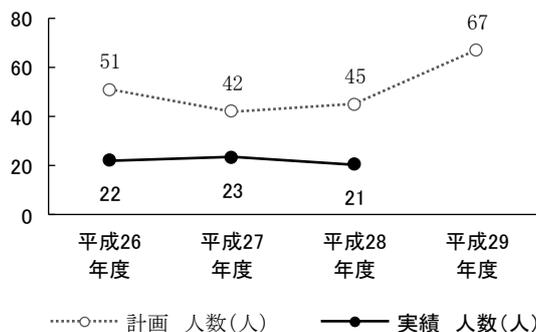
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	246,342	275,373	276,288
	実績	282,051	258,109	261,051
	対計画値	114.5%	93.7%	94.5%
	対前年比	-	91.5%	101.1%

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

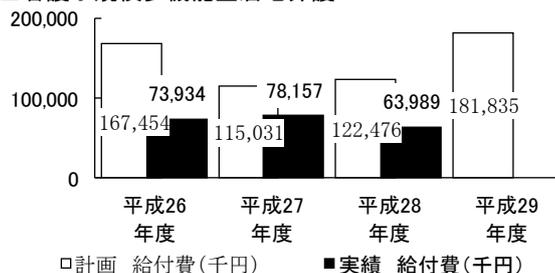
サービスの増加を見込んでいましたが、ほぼ横ばいで推移しています。

■看護小規模多機能型居宅介護



※利用人数は月平均

■看護小規模多機能型居宅介護



※給付費は年額

■給付額の状況

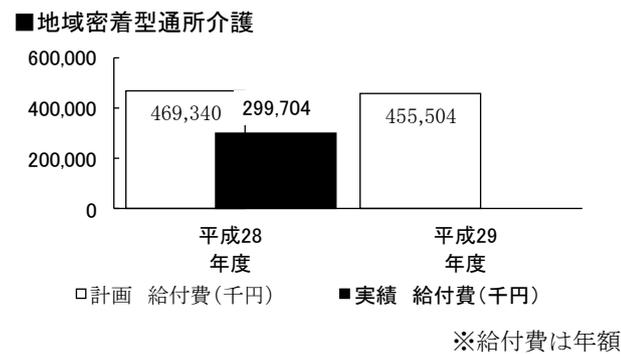
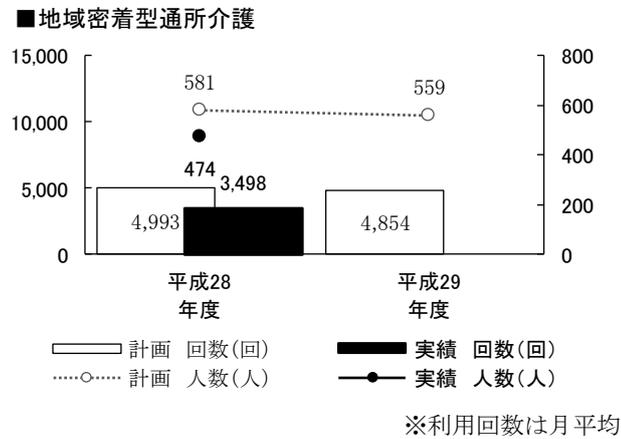
単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	167,454	115,031	122,476
	実績	73,934	78,157	63,989
	対計画値	44.2%	67.9%	52.2%
	対前年比	-	105.7%	81.9%

(ク) 地域密着型通所介護

要介護者等が日帰り介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

平成28年度からサービスが開始されました。利用者数は計画値を下回っています。



■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域密着型 通所介護	計画値	-	-	469,340
	実績	-	-	299,704
	対計画値	-	-	63.9%
	対前年比	-	-	-

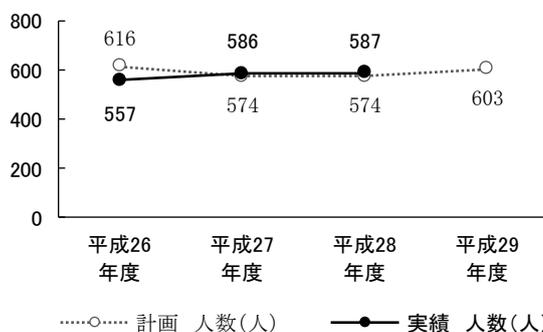
ウ 介護保険施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

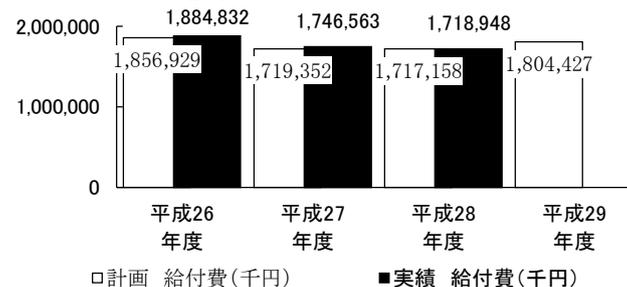
利用者数、給付費ともに、ほぼ計画に近い値で推移しています。

■介護老人福祉施設



※利用人数は月平均

■介護老人福祉施設



※給付費は年額

■給付額の状況

単位：千円/年

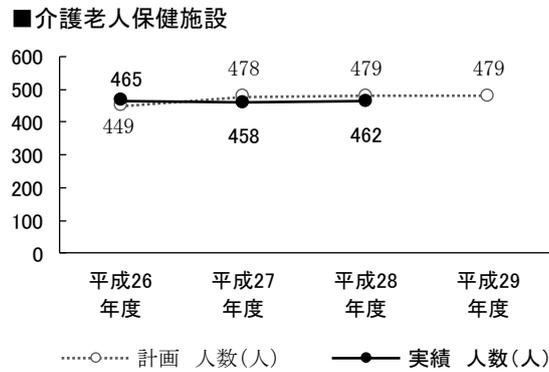
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護老人 福祉施設	計画値	1,856,929	1,719,352	1,717,158
	実績	1,884,832	1,746,563	1,718,948
	対計画値	101.5%	101.6%	100.1%
	対前年比	-	92.7%	98.4%

(イ) 介護老人保健施設

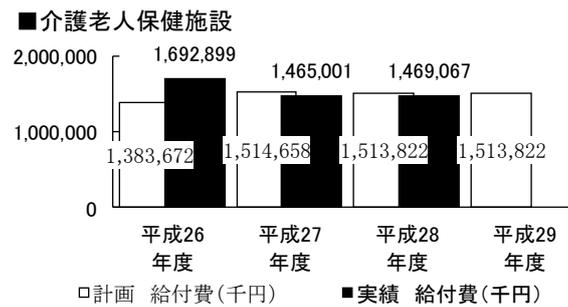
症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などが受けられます。

利用者数は計画値に近い人数となっています。

給付額について、平成28年度の対前年比で見ると若干増加しています。



※利用人数は月平均



※給付費は年額

■給付額の状況

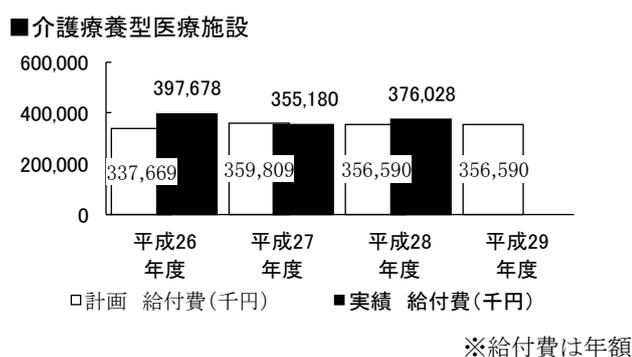
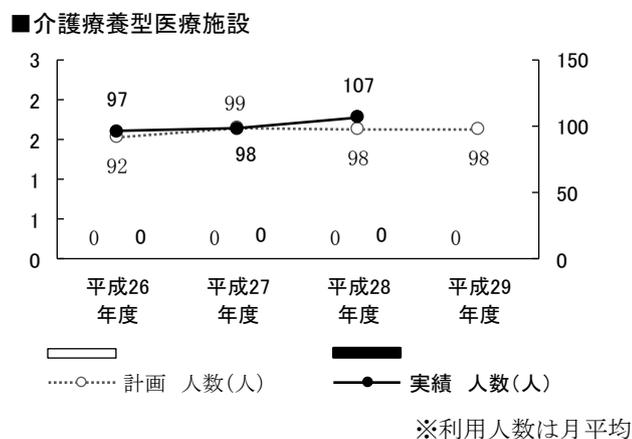
単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護老人 保健施設	計画値	1,383,672	1,514,658	1,513,822
	実績	1,692,899	1,465,001	1,469,067
	対計画値	122.3%	96.7%	97.0%
	対前年比	-	86.5%	100.3%

(ウ) 介護療養型医療施設（療養病床）

長期間にわたる療養が必要な要介護者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けられます。

利用人数は計画値を上回り、増加傾向となっています。



■給付額の状況

単位：千円/年

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護療養型 医療施設	計画値	337,669	359,809	356,590
	実績	397,678	355,180	376,028
	対計画値	117.8%	98.7%	105.5%
	対前年比	-	89.3%	105.9%

4 地域支援事業の現状

介護予防重視の視点から、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するための「介護予防事業」、介護予防ケアマネジメントや、総合相談、権利擁護事業などを行う「包括的支援事業」、家族支援など市町村の判断により行う「任意事業」からなる地域支援事業を浜田市・江津市に委託して実施するとともに、一部を本組合で実施しました。

(1) 事業費の内訳

■平成27年度

区分	介護予防事業費	包括的支援事業費 社会保障充実分	任意事業費	合計
浜田市	92,800,000円	63,416,000円	27,436,000円	183,652,000円
江津市	37,794,000円	52,228,252円	15,338,748円	105,361,000円
浜田地区 広域行政組合	3,602,100円	68,375円	20,438,521円	24,108,996円
合計	134,196,100円	115,712,627円	63,213,269円	313,121,996円

■平成28年度

区分	介護予防事業費	包括的支援事業費 社会保障充実分	任意事業費	合計
浜田市	101,000,000円	72,650,000円 7,660,000円	29,486,000円	210,796,000円
江津市	42,823,000円	48,220,233円 3,618,293円	17,061,474円	111,723,000円
浜田地区 広域行政組合	3,457,850円	0円	18,755,860円	22,213,710円
合計	147,280,850円	120,870,233円 11,278,293円	65,303,334円	344,732,710円

(2) 地域支援事業の実施状況

ア 二次予防事業

(ア) 二次予防事業対象者把握事業

要支援、要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握するため、基本チェックリスト及び健康診査等の結果に基づき、二次予防事業対象者の把握に努めました。

平成28年度では対象者のうち541人が介護予防ケアプランを作成しています。

区分	内容	平成27年度	平成28年度
浜田市	二次予防事業対象者数(実人数・重複不可)	966人	893人
	対象者のうち事業参加者人数	347人	330人
	対象者のうち介護予防ケアマネジメント業務において介護予防ケアプランを作成した人数	353人	330人
江津市	二次予防事業対象者数(実人数・重複不可)	872人	1,303人
	対象者のうち事業参加者人数	315人	211人
	対象者のうち介護予防ケアマネジメント業務において介護予防ケアプランを作成した人数	234人	211人

(イ) 通所型介護予防事業

運動機能や口腔機能、低栄養状態の改善などを目的とした教室等を開催し、介護予防を図る事業です。平成28年度では、合計で年間1,300回以上開催されています。

区分	内容	平成27年度	平成28年度	
浜田市	介護予防教室	実施延回数	1,094回	981回
		参加実人数	344人	325人
		参加延人数	5,441人	5,281人
	1事業所当たり	実施延回数	182回	163回
		参加実人数	57人	54人
		参加延人数	907人	880人
江津市	介護予防教室	実施延回数	321回	331回
		参加実人数	234人	211人
		参加延人数	3,240人	3,428人
	1事業所当たり	実施延回数	45.8回	47.2回
		参加実人数	33.4人	30.1人
		参加延人数	462.9人	464.0人

(ウ) 訪問型介護予防事業

閉じこもりがちで事業への参加が困難な二次予防事業対象者に対し、保健師等が居宅を訪問してその対象者の生活機能全般に関する課題を総合的に把握、評価し、必要な相談、指導を行う事業です。

訪問による介護予防が必要な場合に実施しており、江津市においては、対象者がいなかったため、実施しませんでした。

	介護予防プログラム	平成27年度	平成28年度
浜田市	運動器の機能向上	17回	19回
	栄養改善	5回	0回
	口腔機能の向上	0回	0回
	閉じこもり予防・支援	0回	15回
	認知症予防・支援	13回	22回
	うつ予防・支援	4回	27回
	その他	0回	0回
	計	39回	83回

イ 介護予防に資する住民運営の通いの場

(ア) 開催頻度別、体操の実施状況別、通いの場の箇所数（箇所）

平成27年度		毎回実施	不定期に実施	未実施	把握していない	計
浜田市	週1回以上	3	3	0	2	8
	月2回以上4回未満	5	5	1	4	15
	月1回以上2回未満	12	32	1	12	57
	把握していない	4	7	0	28	39
	小計	24	47	2	46	119
江津市	週1回以上	2	0	0	0	2
	月2回以上4回未満	2	1	0	0	3
	月1回以上2回未満	12	10	0	0	22
	把握していない	0	0	0	0	0
	小計	16	11	0	0	27
合計		40	58	2	46	148

平成28年度		毎回実施	不定期に実施	未実施	把握していない	計
浜田市	週1回以上	4	3	0	2	9
	月2回以上4回未満	5	5	1	4	15
	月1回以上2回未満	12	33	1	12	58
	把握していない	4	8	0	28	40
	小計	25	49	2	46	122
江津市	週1回以上	23	0	0	0	23
	月2回以上4回未満	2	1	0	0	3
	月1回以上2回未満	12	13	0	0	25
	把握していない	0	0	0	0	0
	小計	37	14	0	0	51
合計		62	63	2	46	173

第2章 地域の現状

(イ) 開催頻度別、体操実施状況、参加者数（人）

平成27年度		毎回実施	不定期に実施	未実施	把握していない	計
浜田市	週1回以上	50	50	0	22	122
	月2回以上4回未満	71	66	6	85	228
	月1回以上2回未満	212	521	20	167	920
	把握していない	70	97	0	408	575
	小計	403	734	26	682	1,845
江津市	週1回以上	21	0	0	0	21
	月2回以上4回未満	37	0	0	0	37
	月1回以上2回未満	117	246	0	0	363
	把握していない	0	0	0	0	0
	小計	175	246	0	0	421
合計		578	980	26	682	2,266

平成28年度		毎回実施	不定期に実施	未実施	把握していない	計
浜田市	週1回以上	64	50	0	22	136
	月2回以上4回未満	71	66	6	85	228
	月1回以上2回未満	212	551	20	167	950
	把握していない	70	117	0	408	595
	小計	417	784	26	682	1,909
江津市	週1回以上	175	0	0	0	175
	月2回以上4回未満	35	33	0	0	68
	月1回以上2回未満	146	246	0	0	392
	把握していない	0	0	0	0	0
	小計	356	279	0	0	635
合計		773	1,063	26	682	2,544

(ウ) 参加者実人数の階級別通いの場の箇所数

	参加者実人数	平成27年度	平成28年度
浜田市	1～20人	105か所	107か所
	21～40人	13か所	14か所
	41～60人	1か所	1か所
江津市	1～20人	17か所	28か所
	21～40人	8か所	19か所

ウ 介護予防普及啓発事業（本組合）

(ア) 浜田圏域介護予防リハビリネットワークステーション事業

圏域全体で、地域リハビリテーション関係機関・団体の機能と役割を活性化し、要介護状態の重度化や生活機能低下の解消を図るため、リハビリ専門職の配置が整っている医療機関を核として、回復期の当事者や家族等に対するカンファレンスと技術的助言による在宅復帰への支援と在宅における生活機能向上の支援を行う事業です。

相談件数は500件前後で推移しています。

(イ) 介護予防体操普及事業

保健・医療・福祉現場で共通に活用できる介護予防体操を普及し実践していくために、広告、ケーブルテレビ等を活用し、PR活動を行う事業です。介護予防体操「元気アップ！まめなくん体操」普及活動のために、インフォマーシャル番組作成・放送等を行っています。

(3) 包括的支援事業の実施状況

ア 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防事業や、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、対象者にアセスメントを行い、心身の自立性向上を見込めるプランを作成し、サービス効果をモニタリングして総合的なマネジメントを行う事業です。

イ 総合相談事業・権利擁護事業

(ア) 総合相談事業

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門職種が幅広く総合的に応じ、多面的に支援を行う事業です。

	相談内容	平成27年度	平成28年度
浜田市	総合相談件数(延べ件数、重複有)	2,104件	2,202件
	うち、権利擁護(成年後見制度等)・高齢者虐待に関すること。 (成年後見制度・地域福祉権利擁護事業・消費者被害等の相談、身体的虐待・介護放棄や放任・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待の相談)	38件	51件
江津市	総合相談件数(延べ件数、重複有)	1,364件	1,348件
	うち、権利擁護(成年後見制度等)・高齢者虐待に関すること。 (成年後見制度・地域福祉権利擁護事業・消費者被害等の相談、身体的虐待・介護放棄や放任・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待の相談)	21件	13件

(イ) 高齢者実態把握事業

地域の高齢者の生活実態やニーズ等を訪問や医療機関から把握し、要介護認定者のうちサービス未利用者や高齢者自身からの申し出や家族、地域関係者、近隣者からの情報提供等により、必要なサービス等へつなげることで、在宅生活を支援する事業です。

(ウ) 高齢者権利擁護相談事業

高齢者に対する虐待や権利擁護に関する相談、対応を行う事業です。

ウ 包括的・継続的マネジメント事業

日常的個別相談・支援困難ケースに関して、ケアマネジャーへの助言やネットワークづくりを行う事業です。

	内容	平成27年度	平成28年度
浜田市	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援	175回	134回
	個別事例に対する地域ケア会議の開催	40回	85回
	ケアマネジメントの質の向上のための研修	9回	12回
	ケアプラン作成助言等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの助言	274回	214回
江津市	個別事例に対するサービス担当者会議開催支援	1回	0回
	個別事例に対する地域ケア会議の開催	66回	67回
	ケアマネジメントの質の向上のための研修	9回	9回
	ケアプラン作成助言等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの助言	66回	67回

(4) 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業（本組合）

(ア) ケアプラン指導研修事業

施設（施設介護担当者）グループと居宅（居宅介護担当者）グループに分かれ、圏域内の介護支援専門員10人の協力により、ケアプラン作成技術の向上を図ることを目的に、介護支援専門員を支援する事業です。テーマを絞り研修等を行うことにより、ケアプラン等の作成技術向上につながっています。

(イ) 介護給付費適正化事業

a ケアプラン点検事業

ケアプランの質の向上を目的に、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所を対象にケアプラン、アセスメントシートの提出を求め、事業所を訪問し点検を行っています。

	平成27年度	平成28年度
実施事業所数	8事業所	9事業所
点検プラン数	24プラン	26プラン

b 介護給付費通知事業

介護給付等費用適正化を目的に、1年間に利用した介護サービス費の内訳を利用者に通知し、介護保険制度に対する理解を深めています。

	平成27年度	平成28年度
介護給付費通知数	6,162件	6,170件

イ 家族介護支援事業（浜田市・江津市）

在宅で寝たきりの高齢者等を介護する家族等を対象として、介護の方法や介護予防、家族介護者の健康づくりなどの知識・技術習得の支援をはじめ、要介護4・5の認定を受けており、市民税非課税世帯又は生活保護法による生活扶助を受けている人への介護用品の支給、家族介護慰労金の支給などを行います。

ウ その他事業（浜田市・江津市）

高齢者の権利擁護や自立した生活のための生活支援や見守り、介護予防活動の支援など、必要に応じたサービスを展開しています。

（ア）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。成年後見制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を実施しています。

		平成27年度	平成28年度
浜田市	市長による後見申立	10件	17件
	成年後見制度の利用支援	13件	17件
江津市	市長による後見申立	2件	1件
	成年後見制度の利用支援	5件	4件

（イ）福祉用具・住宅改修支援事業

要介護高齢者が、住みなれた自宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度
浜田市	23件	19件
江津市	19件	24件

（ウ）地域自立生活支援事業・食の自立支援事業（配食サービス事業）

自ら食事を調理することが困難な高齢者又は障がい者や栄養状態が不安定な高齢者及び要介護者に対し、配食が必要と認められた高齢者等に配食サービスを提供し、高齢者等の健康の維持と生活の安定及び状況把握又は見守りを行う事業です。

	平成27年度	平成28年度
浜田市	20,793食	19,233食
江津市	11,675食	11,006食

（エ）地域自立生活支援事業（高齢者の生きがいと健康づくり事業）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、定期的な訪問活動及び高齢者体操等や趣味を活かしたサロン活動を行う事業です。

(オ) シルバーハウジング事業

市営・県営住宅のシルバーハウジング住居者に対し、LSA（ライフサポートアドバイザー生活援助員）が支援を行うことで、入居者の安心した生活の確保や、住みなれた地域での生活の継続を図る事業です。

(カ) 介護相談員派遣事業（本組合）

施設・居宅介護サービス等に関して利用者の不満や不安を聞き、利用者とサービス提供事業者との橋渡し役となり、事業所の改善方法をめぐり意見交換を実施するとともに、介護相談員活動報告書を作成し、事業の啓発を図っています。12人の介護相談員により、サービスの質の向上を目指して取り組んでおり、圏域内の事業所の認識も年々深まり、サービス提供事業者並びに従事者の対応等についても効果が現れています。

(キ) 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業（本組合）

認知症対応型共同生活介護事業所利用者の低所得者に対して、家賃や光熱水費の一部を助成することで、負担軽減を図る事業です。

	平成27年度	平成28年度
実施事業所数	14事業所	14事業所
対象人数	188人	176人

(5) 地域包括支援センターの活動

ア 地域ケア会議の開催状況

(ア) 地域ケア会議の開催状況

	内容	平成27年度	平成28年度
浜田市	日常生活圏域(地域包括支援センター)レベルの地域ケア会議の開催	24回	85回
	市町村レベルの地域ケア会議の開催	0回	0回
江津市	日常生活圏域(地域包括支援センター)レベルの地域ケア会議の開催	22回	21回
	市町村レベルの地域ケア会議の開催	0回	0回

(イ) 地域ケア個別会議の開催状況

	開催の要望	平成27年度	平成28年度
浜田市	居宅介護支援事業所の介護支援専門員から	1件	37件
	地域住民から	1件	13件
	地域包括支援センター自ら	23件	20件
江津市	居宅介護支援事業所の介護支援専門員から	44件	53件
	地域包括支援センター自ら	1件	2件

イ 認知症施策推進事業

	事業	平成27年度	平成28年度
浜田市	認知症地域支援推進員配置	1人	1人
	認知症初期集中支援チーム設置	0チーム	1チーム
江津市	認知症地域支援推進員配置	1人	1人
	認知症初期集中支援チーム設置	1チーム	1チーム

第3章 第7期計画における重点課題

平成37(2025)年を見据えた社会・地域・高齢者の役割を明確化する

平成37(2025)年の目標に向け、医療と介護の総合的な確保を推進するため、国では「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が可決され、本法の趣旨を指針とし、新たな医療・介護の推進を地方に求めています。さらに、地域包括ケア体制の具体的な構築や、認知症施策5か年計画(新オレンジプラン)などによる認知症対策についても本格化します。本計画においても、これらの制度改革を念頭に置き、圏域の地域性を考慮した持続可能な仕組みをもつ計画を策定します。

介護保険制度改正の動向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ・データ分析に基づく介護保険事業計画の策定
- ・介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備(要介護状態の維持・改善や地域ケア会議の開催状況等の実績に基づく評価)
- ・地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・居宅サービス事業者の指定等に関する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化)

イ 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ・新たな介護保険施設を創設(介護療養型医療施設⇒介護医療院)
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する情報提供その他の支援を規定

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・市町村による地域住民と行政との協働による包括的支援体制づくり、地域福祉計画策定の努力義務化
- ・介護保険と障害福祉サービスに新たに共生型サービスを位置づけ

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

ア 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

- ・「合計所得金額が220万円以上」かつ「年金収入+その他の合計所得金額が340万円以上」

イ 介護納付金への総報酬割の導入

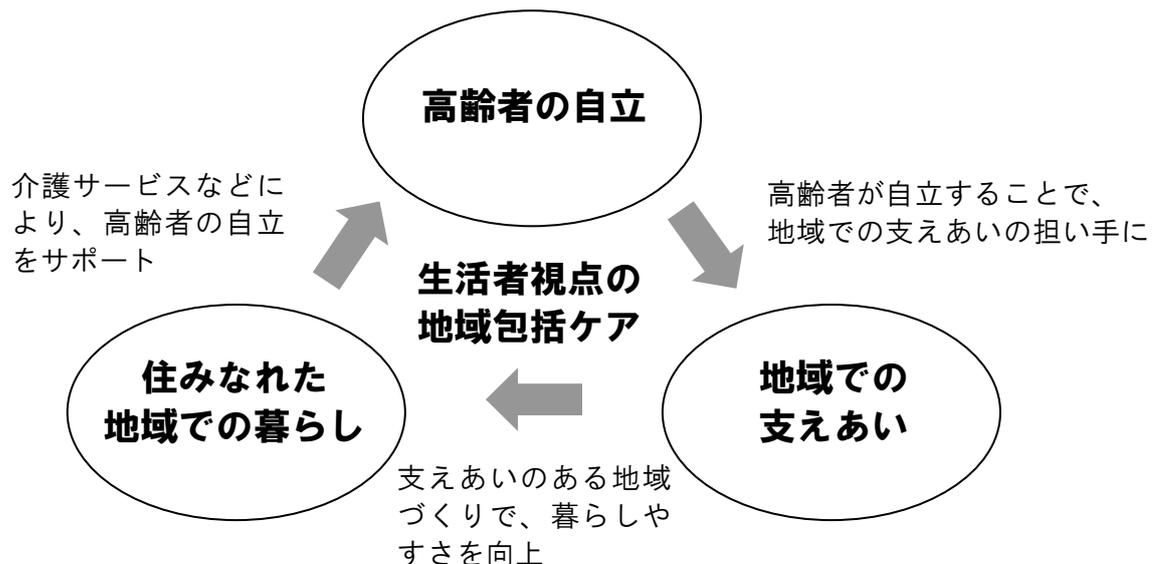
- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

第4章 将来像と基本目標

1 将来像

本圏域では、第6期計画において、「高齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」の3つを高齢社会の将来像とし、あわせて、「生活者視点の地域包括ケア」の実現を将来像として設定し、段階的に計画内容を充実・強化させていく取組を進めています。

本計画においても、これらの将来像を継続し、本圏域にふさわしい地域包括ケアを目指します。



(1) 高年齢者の自立

高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、情報や機会を提供することで自立を促すとともに、介護が必要になっても、自立した生活を送ることができる支援体制のある圏域を目指します。

(2) 地域での支えあい

地域自治組織や各種関係団体との連携により、高齢者を支える地域づくりを行うとともに、一人ひとりの人権が尊重される圏域を目指します。

(3) 住みなれた地域での暮らし

できるかぎり住みなれた地域で暮らすことができるよう、在宅サービスを中心としながら、高齢者の心身の状況やニーズに応じ、地域に密着したサービスが提供される圏域を目指します。

(4) 生活者視点の地域包括ケア

「高年齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」の3つの好循環により、だれもが希望する暮らし方を選択し、高齢期を自分らしく過ごせる圏域を目指します。

2 基本目標

本計画では、これまでの実績を評価・分析し、課題を踏まえた上で、計画期間中、圏域において特に推進する必要がある事業施策の基本目標を次のとおりとし、個別の方策について実現に向けた取組を推進します。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実
- (2) 医療・介護連携の推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (5) 高齢者の住まいの安定的な確保
- (6) 地域包括支援センターの機能向上
- (7) 地域ケア推進会議の運営
- (8) 地域共生社会の実現

2 地域支援事業の充実

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (2) 包括的支援事業の実施
- (3) 任意事業の実施

3 平成37（2025）年を見据えた介護保険制度運営

- (1) 介護保険サービスの提供体制の充実
- (2) 自立支援に向けた介護給付の実現
- (3) 介護給付の適正化
- (4) 介護人材の確保・育成
- (5) 健全な介護保険運営

3 目標指標

第7期計画期間の目標指標を次のとおり定めます。

指標	平成32(2020)年度目標	平成37(2025)年度目標
要介護認定率	24.5%以下	25.0%以下

第5章 将来像の実現に向けた取組

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実

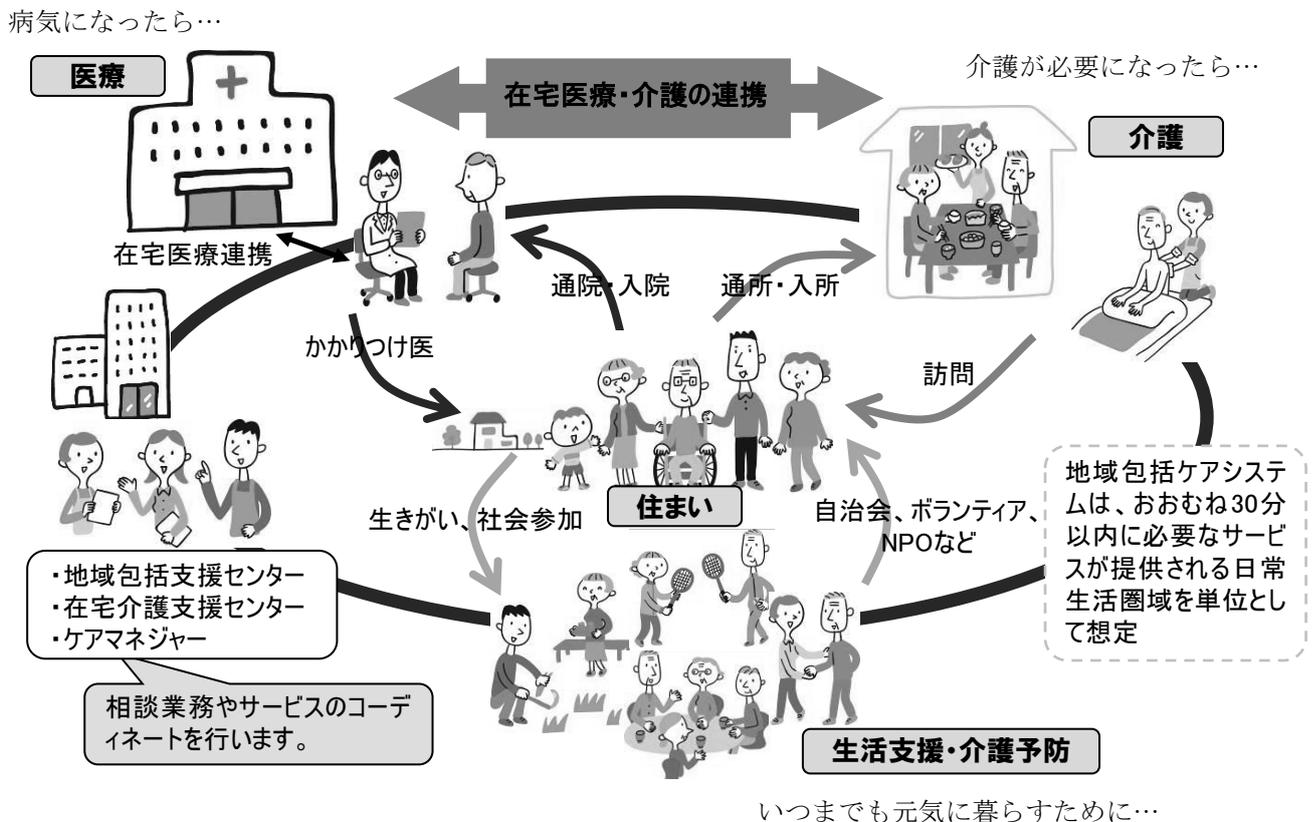
本圏域は、構成する2市それぞれ面積が広く、地域性も豊かです。日常生活圏域ごとに高齢化率や施設整備の状況も異なっています。

そのため、圏域内のどこに住んでいても、必要とする支援をその日常生活圏域に合った形で提供できるよう、圏域全体で解決すべきことと、より身近な地域で解決すべきことなど、役割分担を図る立体的な地域包括ケア体制の構築を図ります。

住民、地域、行政がそれぞれの役割を明確にしながら、互いに連携し、補いあう関係づくりを行うため、地域福祉計画等との整合を図りながら連携体制づくりを行います。

地域ケア会議を中心としながら、地域課題の把握や解決に向けた取組の検討、取組を担う体制づくりを進めていきます。また、生活支援コーディネーターや協議体を核としながら、世代を超えて地域住民が互いに支えあう地域づくりを進めます。

■地域包括ケアシステムの姿



(2) 医療・介護連携の推進

かかりつけ医や中核医療機関、国保診療所等とのさらなる連携を図り、医療と介護の双方向の情報の共有化や地域ケア会議等の充実・強化を図るため、次のことについて、浜田市・江津市と連携し、引き続き取組を強化していきます。

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ③ 在宅医療・介護連携支援センターの運営
- ④ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者の研修
- ⑥ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 二次医療圏内・関係市の連携
- ⑨ 介護療養病床転換に伴う受け皿の確保

(3) 認知症施策の推進

認知症になっても、高齢者が住みなれた地域で自分らしく健やかに過ごすことができるよう、認知症対応型のサービス基盤の整備を進めるとともに、現在行っている認知症サポーター養成講座、認知症カフェを活用し、認知症に関する知識の普及などを推進します。

また、現在配置している認知症地域支援推進員の活動の推進、認知症ケアパスの普及などとあわせ、次のことについて、地域包括支援センターと連携し推進していきます。

- ① 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- ② 認知症ケア向上推進事業の実施
- ③ 若年性認知症施策の実施
- ④ 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成、支援組織の体制整備
- ⑤ 地域の見守りネットワークの構築
- ⑥ 認知症サポーターの養成と活用その他浜田市・江津市が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

平成29年4月より、予防給付のうち訪問介護及び通所介護を新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

介護予防・生活支援サービスの充実や、介護予防を地域ぐるみで取り組める環境づくりに向けて、次のことについて、引き続き取組を強化します。

ア 多様な生活支援の充実

今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加することなどが予測され、身体的な介護だけでなく、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となることが見込まれます。このため、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスの創出・充実を支援します。

また、包括的支援事業の生活支援体制整備事業により、自治会、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、シルバー人材センター等多様な主体によるネットワーク化を進めます。

イ 高齢者の社会参加と地域における支えあいの体制づくり

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながるとともに、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、積極的な取組を推進します。

また、生活支援・介護予防サービスを提供するボランティアとなるための研修を継続的に実施し、それらの団体等と地域における生活支援のニーズのマッチングを推進します。

ウ 介護予防の推進

高齢者が要介護状態等となることの予防や軽減、悪化の防止を目的として、介護予防を推進します。単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善のみではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を促進します。

要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、要支援者等に対する自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行うなど、支援や生活環境の総合的な相談支援に努めます。

エ 多様な事業主体の参入支援

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動を支援し、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進します。

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の活動を支援します。

生活支援・介護予防サービスの事業主体や生活支援コーディネーター等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場の中核となる「協議体」の活動を支援します。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

ライフスタイル（生活様式）や価値観の多様化により、高齢期を過ごす住まいについてのニーズも多様化しており、心身や生活の状況に対応した高齢者の住まいの場の確保が求められています。

そこで、市営・県営住宅のうち、現在あるシルバーハウジングなどを活用し、高齢者に配慮した住宅の確保を行います。また、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなど、民間サービスなども活用し、住宅関係部署と連携しながら推進していきます。

介護保険の住宅改修制度を活用し、老後も安心して暮らせる自宅の改修を推進します。

(6) 地域包括支援センターの機能向上

ア 設置数と担当区域

地域包括支援センターを浜田市圏域と江津市圏域に各1か所設置し、その他相談窓口を浜田市4か所、江津市4か所に設け、住民からの相談に対応しています。

なお、浜田市においては、各支所に地域包括支援センターのサブセンターを設置しており、更なるサービス向上に向けて、第7期事業計画期間中には地域包括支援センターのあり方を検討していきます。

また、江津市においては、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターのブランチである在宅介護支援センターを活用して、それぞれが地域包括支援センターの役割を補います。

イ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント、地域支援の総合相談、虐待の早期発見・防止等の権利擁護、包括的・継続的マネジメントなどを行い、地域の高齢者を支える中核機関としての役割を担っています。地域包括ケア体制の充実のためには、地域包括支援センターの機能強化は不可欠であり、人員の配置や専門職の確保、育成等については、実施方針等で示し、推進していきます。

ウ 地域包括支援センター運営協議部会の開催

地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営を継続するために、運営協議部会を開催しその事業活動をチェックし、必要に応じて是正・改善を求め、また要望・提言を行います。

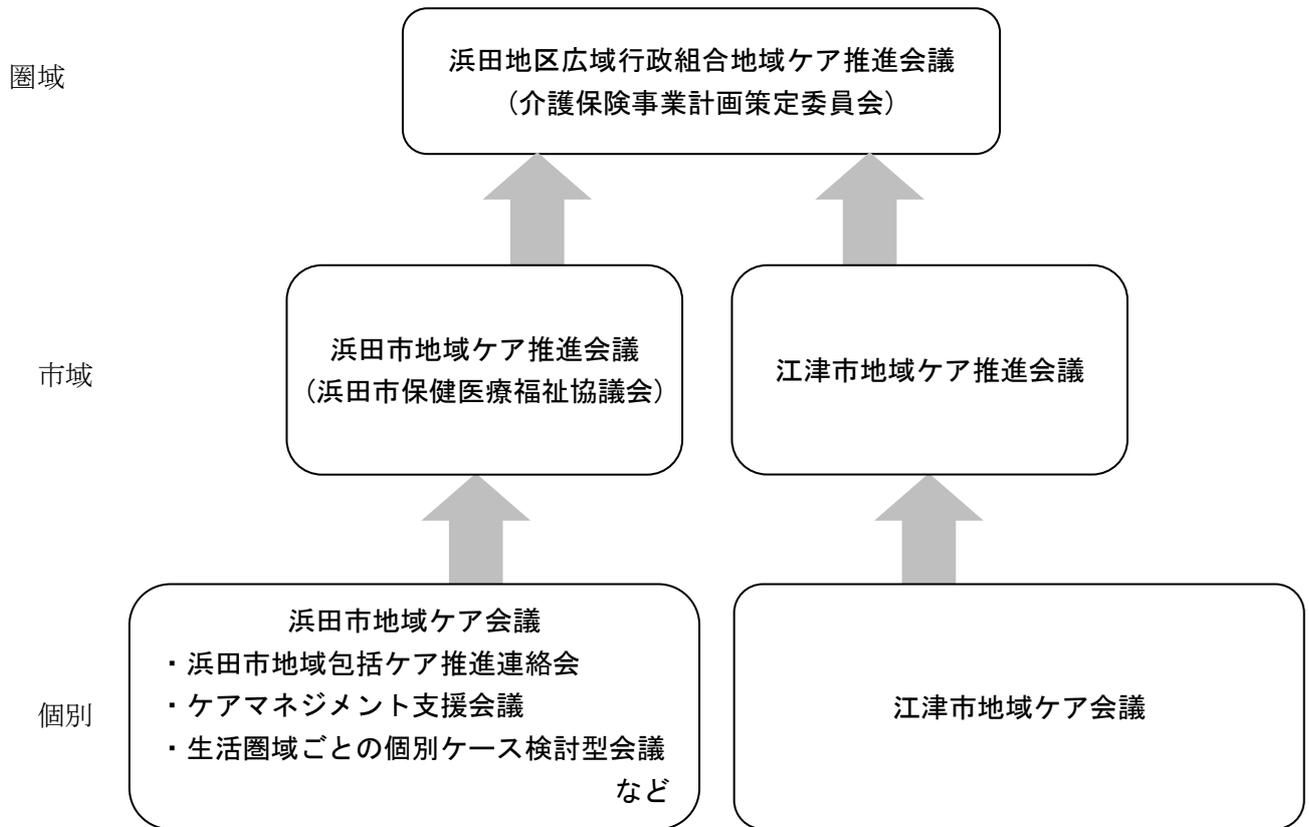
(7) 地域ケア推進会議の運営

それぞれの圏域ごとの課題解決に向けた取組や連携体制について検討する地域ケア推進会議を開催します。「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」これらの機能をもつ会議体として、高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ります。

地域ケア推進会議においては、地域の医療・介護・福祉について課題を検討し、必要な提言を行います。

介護保険サービスにとどまらない支援を柔軟に展開できるよう幅広い層の参加による会議運営を図ります。また、生活支援コーディネーターや協議体が把握している生活支援等のニーズや課題とも照合しながら、必要な施策検討を行います。

■ 浜田地区広域行政組合地域ケア会議体系図



(8) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

2 地域支援事業の充実

現在、本圏域においては、高齢者人口が増加しており、そのうち要介護認定を受けている者は24.0%と、県内で最も高い状況にあります。また、65歳以上の平均自立期間においても男女とも、県内で一番短く、要介護期間が長くなっています。

介護予防を推進し、生活支援を充実させることで、より長く自立した生活を送ることができるよう地域支援事業に取り組みます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

ア 介護予防・生活支援サービス事業の実施

要支援認定を受けた者や、基本チェックリストにより事業の対象となった者（事業対象者）に対して、多様な生活支援のニーズに対応するため、多様なサービスを実施します。

(ア) 訪問型サービス

訪問介護事業者による介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービスなど、地域の実情に応じたサービスを実施します。

(イ) 通所型サービス

通所介護事業者による介護予防通所介護に相当する通所型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービス、保健・医療の専門職により提供される3～6か月間の短期間で行われるサービスなど、地域の実情に応じたサービスを実施します。

■介護予防・日常生活支援総合事業の見込量

単位：件

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
訪問型サービス	訪問介護(従来型)	6,000	6,000	6,000
	緩和した基準によるサービス	1,200	1,200	1,200
通所型サービス	通所介護(従来型)	7,200	7,200	7,200
	緩和した基準による支援	3,960	3,980	4,000
	短期集中予防サービス	200	210	220

イ 一般介護予防事業の実施

第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動にかかわる者を対象に、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを支援します。

また、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的として、ボランティアの養成や、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。

(ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防の活動へつなげます。

(イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実させるために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修などを開催し、普及啓発を図ります。

a 介護予防普及活動事業

地区団体等と協力しながら、健康教室、健康相談等を開催し、生活習慣病、閉じこもり、うつ等の予防及び口腔機能の向上、運動機能の維持向上等の介護予防に関する知識の普及、啓発を行うことで、主体的な介護予防への取組を促進します。

b 食生活改善啓発事業

「食えること」や「食事づくり」を中心とした教室等を開催し、高齢者の食生活への正しい知識、料理方法等を普及します。また、食生活改善推進協議会と協力しながら、訪問活動や声かけ運動を実施して食生活改善の普及、啓発を図ります。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

a 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する地域での活動や人材育成を行い、組織的な活動を支援します。

b 地域住民グループ支援事業

地域に根ざした介護予防目的の住民活動を支援します。

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

作業療法士や理学療法士など、リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等において、助言をするなど、活動の支援を行います。

■一般介護予防事業の見込量

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
介護予防把握事業		2,050人	2,060人	2,070人
介護予防普及啓発事業	介護予防普及活動事業	6,900人	6,900人	6,900人
	食生活改善啓発事業	2,310人	2,315人	2,320人
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	18,350人	18,370人	18,390人
	地域住民グループ支援事業	140回	140回	140回
地域リハビリテーション活動支援事業		96回	106回	116回

(2) 包括的支援事業の実施

ア 介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者及び要支援認定者が要介護状態等となることを予防するため、総合事業や、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、対象者にアセスメントを行い、心身の自立性向上を見込めるプランを作成し、総合事業その他の適切な事業等を利用することで生活機能の維持・向上が図られるよう援助します。

高齢者の増加や対象者把握方法の変更に伴う対象者増に対応できる受け皿の充実を図ります。

イ 総合相談事業・権利擁護事業

(ア) 総合相談事業

地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センター等との連携を図りながら、地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門職種が幅広く総合的に応じ、多面的に支援を行います。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
実施件数	3,800件	3,820件	3,840件

(イ) 高齢者実態把握事業

地域の高齢者の生活実態やニーズ等を訪問や医療機関などより把握し、必要なサービス等へつなげて在宅生活を支援します。

そのほか、要介護認定者のうちサービス未利用者や高齢者自身からの申し出や家族、地域関係者や近隣者からの情報提供等により、多方面からの実態把握を行います。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
実施件数	750件	760件	770件

(ウ) 高齢者権利擁護相談事業

地域包括支援センター、行政機関、介護保険事業所、地域の連携等により、高齢者に対する虐待や権利擁護に関する相談、対応を行う事業です。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
実施件数	80件	95件	110件

ウ 包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャー支援相談事業

日常的個別相談・支援困難ケースに関して、ケアマネジャーへの助言を行います。

また、ケアマネジャーや関係機関との地域ネットワークづくりの支援を行います。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
実施件数	750件	750件	750件

エ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために連携を推進します。

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ③ 在宅医療・介護連携支援センターの運営
- ④ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者の研修
- ⑥ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 二次医療圏内・関係市の連携

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
研修会の開催回数	10回	11回	12回

オ 認知症施策の推進

認知症施策5か年計画（新オレンジプラン）などによる認知症施策について、本格的に取り組みます。

- ① 認知症初期集中支援チームの設置
- ② 認知症地域支援推進員の設置
- ③ 認知症ケアの向上のための取組
- ④ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備
- ⑤ 認知症サポーターの養成と普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
初期集中支援チーム対応件数	5件	6件	7件

カ 生活支援サービスの体制整備

介護予防・日常生活支援総合事業の中の、介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられた、その他の生活支援サービスの提供体制を整備します。

- ① 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、支援の場につなげる資源開発
- ② 活動主体等のネットワークの構築
- ③ 支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源のマッチング

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
協議体の会議開催回数	24回	25回	26回

キ 地域ケア会議の開催

「地域課題の発見」「個別課題の解決」など、個別の地域ケア会議を開催し、高齢者個人への支援の充実を図ります。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
会議開催回数	125回	127回	129回

(3) 任意事業の実施

ア 介護給付費等費用適正化事業（本組合）

(ア) ケアプラン指導研修事業

施設（施設介護担当者）グループと居宅（居宅介護担当者）グループに分かれ、圏域内の介護支援専門員10人の協力により、ケアプラン作成技術の向上を図ることを目的に、研修等を行います。

(イ) 介護給付費適正化事業

a ケアプラン点検事業

ケアプランの質の向上を目的に、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所を対象にケアプラン、アセスメントシートの提出を求め、事業所を訪問し点検を行います。

b 介護給付費通知事業

介護給付等費用適正化を目的に、1年間に利用した介護サービス費の内訳を利用者に通知し、介護保険制度に対する理解を深めます。

イ 家族介護支援事業

(ア) 家族介護教室・家族介護交流事業（浜田市・江津市）

要介護高齢者を介護する家族等を対象として、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催します。

また、要介護高齢者を介護する家族等を対象として、介護から一時的に解放し、施設見学などを活用した介護者相互の交流会を開催します。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
家族介護教室	3回	3回	3回
家族介護交流事業	10回	10回	10回

(イ) 家族介護用品支給事業（浜田市・江津市）

在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護している家族等が紙おむつ又は尿取りパットを介護のために必要とする場合において、紙おむつ等を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図ります。対象者は市内に住所を有し要介護4・5の認定を受けており、市民税非課税世帯又は生活保護法による生活扶助を受けている人です。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
実施件数	220件	232件	234件

(ウ) 家族介護慰労事業（浜田市・江津市）

要介護高齢者を在宅で介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給することにより、家族の介護負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅での生活を支援します。対象者は市内に住所を有し、要介護4・5の認定を受けており介護保険サービスを1年間利用しない市民税非課税世帯で、支給額は1件あたり10万円です。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
実施件数	2件	2件	2件

ウ その他事業

(ア) 成年後見制度利用事業（浜田市・江津市）

成年後見制度の利用にかかる成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。また、制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を実施します。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用件数	25件	27件	29件

(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業（浜田市・江津市）

要介護高齢者が、住みなれた自宅で自立した生活を送ることができるように、住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行います。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用件数	55件	57件	59件

(ウ) 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業（本組合）

認知症対応型共同生活介護事業所利用者の低所得者に対して、家賃や光熱水費の一部を助成することで、負担軽減を図ります。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用者数	180人	180人	180人

(エ) 認知症サポーター養成事業（浜田市・江津市）

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
養成件数	9,000件	9,800件	10,500件

(オ) 地域自立生活支援事業

a 食の自立支援事業（配食サービス事業）（浜田市・江津市）

自ら食事を調理することが困難な高齢者又は障がい者や、栄養状態が不安定な高齢者及び要介護者に対し、配食が必要と認められた高齢者等に配食サービスを提供し、高齢者等の健康の維持と生活の安定及び状況把握又は見守りを行います。

地域ごとの実情に応じ、均質なサービス展開が図られるよう、実施方法等について検討し、充実を図ります。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
延配食数	41,000食	44,100食	47,200食

b 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業（江津市）

家庭内の事故等に対して対応するため、緊急通報装置を設置し、体制整備を行います。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用件数	230件	240件	250件

c シルバーハウジング事業（浜田市・江津市）

市営・県営住宅のシルバーハウジング入居者に対し、L S A（ライフサポートアドバイザー生活援助員）が支援を行うことで、入居者の安心した生活の確保や住みなれた地域での生活の継続を図ります。L S Aは入居者に対して定期的に生活指導、相談、安否確認を行い、随時緊急時の対応や関係機関との連携、その他日常生活に必要な援助を行います。

また、高齢者の生活面、健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図ります。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
利用者数	75人	75人	75人

d 介護相談員派遣事業（本組合）

施設・居宅介護サービス等に関して利用者の不満や不安を聞き、利用者とサービス事業者との橋渡し役となり、事業所の改善方法をめぐり意見交換を実施することにより、介護サービスの質の向上を図ります。また、介護相談員活動報告書を作成し、事業の啓発を図ります。

【見込量】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
訪問回数	120回	120回	120回

3 平成37（2025）年を見据えた介護保険制度運営

（1）介護保険サービスの提供体制の充実

全国的に高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年をどう迎えるのか、介護保険や地域支援事業等の制度の維持、役割の多様化が求められています。

本圏域では、高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦のみの世帯が増加しており、今後ますます高齢化は進展するものと予想されます。後期高齢者数はすでに減少傾向となっていますが、団塊の世代の高齢化とともに、再び上昇することが推測されています。一方で、前期高齢者を含む高齢者の全数は減少を続けるほか、人口の減少も推測されており、地域の高齢者を支える側の人口が減少します。

こうした状況の中、医療との連携強化、在宅生活の維持、認知症対策の推進、地域支援事業の充実、高齢者世帯の住まい対策のため、介護保険制度の維持、向上を図ります。

ア 居宅サービスの充実

介護が必要になっても、高齢者ができるだけ自宅での生活を続けることができるよう、在宅介護を支えるサービスとして、訪問介護や通所介護等の居宅サービスの提供基盤の充実に向け、介護保険事業所等との連携を図ります。

イ 地域密着型サービス

日常生活圏域ごとに地域の実情に応じて、必要とされる地域密着型サービスについて、事業所の指定、指導・監督等の管理を行い、適正なサービス提供の確保を進めます。また、新たな事業の開始やサービス事業所の募集等を図り、現在整備されていない圏域に下記のとおり整備します。

■第7期計画期間中のサービス整備目標

種 別	整備量	整備年度
小規模多機能型居宅介護又は 看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	平成32（2020）年 4月以降

ウ 施設（居住系）サービス

自宅での生活の継続が困難で、本当に必要とする人が利用することができるよう、適切な運営を支援していきます。

本組合では、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所及び居宅介護支援事業所に対し、在宅からの入所申込者の実態調査を平成29年7月から8月に行い、真に入所が必要な者の把握を行いました。また、認知症対応型共同生活介護事業所に対しても待機者の状況について、同様の調査を行いました。

その他、県外を含む近隣市町の施設利用状況や定員の変動等を考慮し、計画に反映させるものとしています。

■施設整備量の考え方

【特別養護老人ホーム】

種 別	人数等	備考
現在の介護老人福祉施設年間ニーズ（a）	約120～130人	要介護3以上で早期入所の必要な人数
現在の介護老人福祉施設年間退所者数（b）	約180～190人	年間に入所できる人数
（a）－（b）	△60～△70人	

【グループホーム】

種 別	人数等	備考
現在の認知症対応型共同生活介護年間ニーズ（a）	約30～40人	早期入所の必要な人数
現在の認知症対応型共同生活介護年間退所者数（b）	約30～40人	年間に入所できる人数
（a）－（b）	0人	

■第7期計画期間中の施設・居住系サービス必要利用(入所)定員総数

種 別	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
施設系サービス	1,202人	1,202人	1,202人	1,202人
介護老人福祉施設	571人	571人	571人	571人
介護老人保健施設	480人	480人	480人	480人
介護療養型医療施設	73人	73人	73人	73人
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	78人	78人	78人	78人
居住系サービス	509人	509人	509人	509人
認知症対応型共同生活介護	216人	216人	216人	216人
特定施設入居者生活介護	293人	293人	293人	293人
合計	1,711人	1,711人	1,711人	1,711人

エ 共生型サービス

障がいのある人が高齢者となり、介護保険優先となっても、これまでの障害福祉サービスが利用できるよう、平成30（2018）年度から、障害福祉サービス事業者が介護サービス事業者の指定を受けることで、両方のサービスが提供できる「共生型サービス」が新設されました。

対象となる事業者等に対し、共生型サービスについて適切な情報提供等を行い、必要な介護サービスが提供されるよう努めます。

(2) 自立支援に向けた介護給付の実現

地域社会における自立した生活を営むために、生活機能の維持に加えて、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。住民主体の通いの場など、地域社会と交流できる場や社会貢献できる場の提供、他の高齢者の見守りや生活支援サービスの担い手となっていただく仕組みづくりに取り組みます。また、以下の取組を推進します。

- ア 地域住民、ケアマネジャー、地域包括支援センター、サービス事業所等に対する、保険者としての取組の方向性の共有
- イ 地域ケア会議の定期的な開催と活用の強化

(3) 介護給付の適正化

本項目を「第4期介護給付適正化計画」として位置づけ、受給者が真に必要とする過不足のないサービスが事業者より提供されるよう、以下の主要5事業を中心に取組を推進します。

ア 介護給付適正化に向けた主要5事業の推進

(ア) 適正な要介護認定の取組

要介護認定の際に行う認定調査員の調査票の内容についての点検を行います。

(イ) ケアプランの点検

受給者が真に必要なサービスを確保するため、サービス計画の記載内容について点検を行います。

(ウ) 住宅改修等の点検

受給者の心身の状況等に応じた適切な住宅改修や福祉用具購入・貸与が行われるように、住宅改修の必要性や工事見積書等の点検、福祉用具の必要性についての点検を行います。

(エ) 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとの介護報酬の支払状況を国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」を活用することで確認し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

また、給付実績の点検及び医療情報との突合により、不適正な介護給付の発生を生じさせない対応を図ります。

(オ) 介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービス利用及び提供を普及啓発するため、受給者に対して事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

【目標】

区 分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
要介護認定の適正化件数	6,000件程度	6,000件程度	6,000件程度
ケアプラン点検	10事業所程度	10事業所程度	10事業所程度
住宅改修等の点検	500件程度	500件程度	500件程度
縦覧点検・医療情報との突合(過誤件数)	50件程度	50件程度	50件程度
介護給付費通知発送件数	6,000件程度	6,000件程度	6,000件程度

イ サービスの適正利用へ向けた意識啓発

被保険者が必要に応じて介護サービスを利用することは当然の権利です。しかし、必要以上にサービスを利用することは、介護保険料の高騰につながり、地域の高齢者の負担増を招きます。

地域の高齢者に必要なサービスを利用していただきながら、全体の給付費を抑制するために、サービスの利用と給付費、保険料の関係等、介護保険の仕組みを理解していただくことが必要であり、利用者一人ひとりの意識を高めることも必要です。

これらの対応に向けて、浜田市・江津市の広報紙を利用して、必要な情報の提供、啓発を図ります。

(4) 介護人材の確保・育成

ア 介護人材の確保及び資質の向上の取組

介護労働市場は地域密着型であり、地域包括ケアシステムを構築しサービスの充実を図るためには、安定的な介護人材の確保・定着が必要です。当圏域では、運営中の施設が人材不足のため、やむなく定員減をしなければならなかった事案もあるなど、人材の確保は大きな課題のひとつです。

島根県の支援計画と連携し、事業者による介護人材確保に向けた取組を支援します。また、専門的な知識を取得しキャリアアップが図れるよう、広域連携推進事業（介護人材キャリアアップ事業）により、職員に対する研修の受講支援、資格取得支援を実施します。

イ 多様な人材の確保・育成

地域包括支援センターの運営体制について評価を行いながら、業務の実施に適切な職員体制となるよう、人材の確保を図ります。また、地域支援事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターや協議体を中心に高齢者の社会参加の促進や仕組みづくりを行い、理学療法士や作業療法士などの専門職との研修会等を通じて、人材の確保や担い手づくりに取り組みます。

ウ ケアマネジャー・ケアプランに関する研修の実施

介護サービスの質の向上のため、介護支援専門員を対象にケアプラン作成の技術的向上を目指し研修会を開催します。

(5) 健全な介護保険運営

持続可能な制度の確保やサービスの向上など、介護保険制度の円滑な運営に向け、次の取組を実施します。

ア 相談・苦情対応の体制の確立

介護保険に関する相談や苦情に対し、必要に応じて居宅介護支援事業者や関係機関とも連携しながら事業者に指導を行うなど、迅速な対応と解決に努めます。

また、医療対応が必要となった事故、不正な疑いがあるサービス事業者、保険者としての行政指導によっても改善が図られないサービス事業者などに対しては、関係機関と連携して適切に対応します。

イ 適正な事業者の指定と指導・監督

保険者として、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスについて、公平・公正な指定事務を実施するとともに、指導・監督を的確に行い質の向上に努めます。

また、県が行う事業者指導に同行するなど、連携して事業者の質の向上を図ります。

ウ 介護サービス事故ゼロを目指した指導の充実

介護サービスの利用時に、利用者がケガを負う事故が発生することがあります。高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、また、事業者と利用者の信頼関係が高まるよう、介護サービスによる事故の減少に向けた指導、研修等、事業者や従事者の技能向上を図ります。

エ 介護相談員の派遣

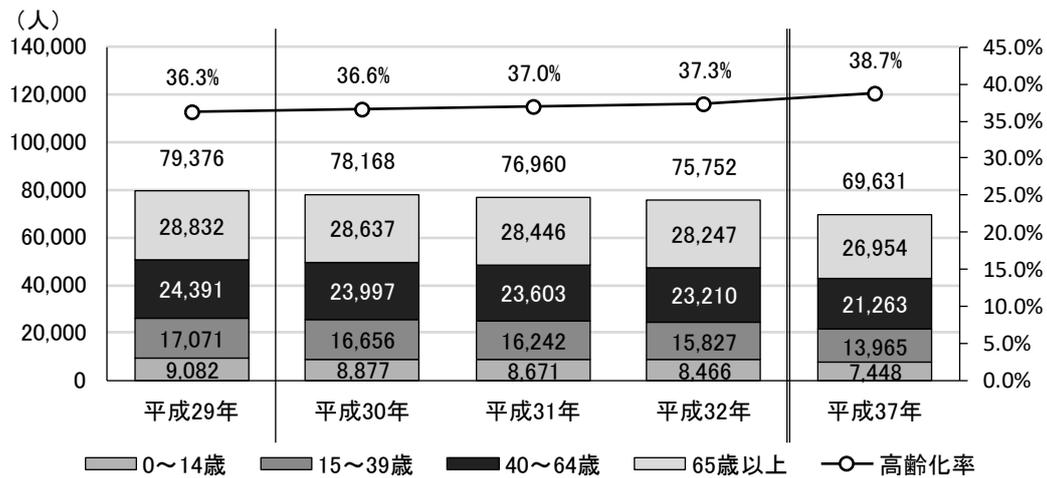
利用者の介護サービスやサービスを提供する事業所に対する不安や不満について、直接事業所に申し出られない利用者の相談に応じ、利用者と事業者の橋渡し役として介護相談員を事業所に派遣し、両者に誤解が発生しないよう調整を行い、より満足の得られる介護サービスの提供・利用を促進します。

第6章 介護保険サービス事業量見込みと介護保険料の設定

1 高齢者数、要介護（要支援）認定者数の見込み

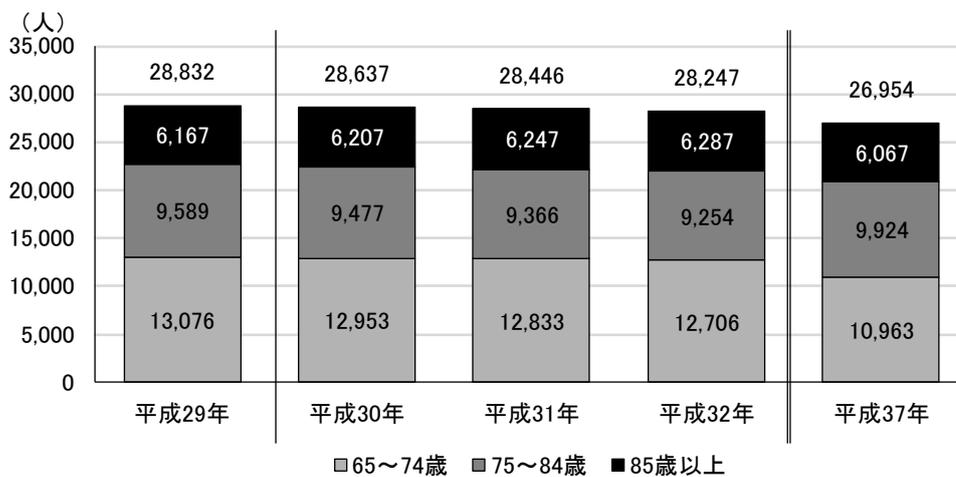
(1) 将来人口推計

■ 圏域人口の推計



資料:住民基本台帳人口(9月末)よりコーホート・変化率法で推計

■ 高齢者の内訳



資料:地域包括ケア「見える化」システム将来推計

(2) 要介護（要支援）認定者数推計

■ 要介護（要支援）認定者数

単位：人

区分	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
第1号被保険者数	28,832	28,637	28,446	28,247	26,954
要支援	1,607	1,612	1,606	1,602	1,543
要支援1	709	711	719	722	724
要支援2	898	901	887	880	819
要介護	5,395	5,368	5,364	5,356	5,280
要介護1	1,293	1,297	1,304	1,309	1,316
要介護2	1,510	1,486	1,469	1,450	1,380
要介護3	993	1,000	1,006	1,017	1,032
要介護4	853	842	842	841	818
要介護5	746	743	743	739	734
合計	7,002	6,980	6,970	6,958	6,823
第1号被保険者	6,906	6,888	6,874	6,855	6,720
第2号被保険者	96	92	96	103	103
認定率	24.0%	24.1%	24.2%	24.3%	24.9%

認定率は、第1号被保険者中の要介護（要支援）認定者数を第1号被保険者数で除したもの。

資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

2 サービス別の利用見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスの利用見込みについては、今後の高齢者数等の変動や施設整備予定等を勘案しつつ、在宅高齢者への介護サービスの充実を図る観点から、現行のサービス提供水準を維持できるよう設定しました。

ア 介護予防サービス

単位：月間人数、回数、日数

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	371	376	368	352
	人数	52	53	52	50
介護予防訪問リハビリテーション	回数	23	23	23	23
	人数	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	人数	16	16	17	16
介護予防通所リハビリテーション	人数	163	162	162	156
介護予防短期入所生活介護	日数	63	58	58	58
	人数	12	11	11	11
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	5	5	5	5
	人数	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	469	473	478	473
特定介護予防福祉用具購入費	人数	11	11	11	10
介護予防住宅改修	人数	16	16	17	18
介護予防支援	人数	767	762	759	727

イ 介護サービス

単位：月間人数、回数、日数

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
居宅サービス					
訪問介護	回数	24,349	24,408	24,234	23,792
	人数	1,240	1,241	1,240	1,223
訪問入浴介護	回数	78	82	90	95
	人数	17	18	20	21
訪問看護	回数	4,948	4,932	4,880	4,736
	人数	507	505	501	487
訪問リハビリテーション	回数	284	276	260	276
	人数	31	30	28	30
居宅療養管理指導	人数	289	292	290	278
通所介護	回数	10,910	11,043	11,060	10,873
	人数	1,275	1,290	1,297	1,296
通所リハビリテーション	回数	2,909	2,903	2,898	2,820
	人数	386	385	384	373
短期入所生活介護	日数	3,060	3,105	3,086	2,986
	人数	348	353	351	340
短期入所療養介護(老健)	日数	1,026	1,005	1,003	966
	人数	129	127	127	122
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	1,969	2,002	2,014	2,051
特定福祉用具購入費	人数	40	40	41	39
住宅改修費	人数	28	28	28	30
居宅介護支援	人数	2,955	2,968	2,964	2,937

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの利用見込みについては、事業者ヒアリング等からの情報や今後の高齢者数等の変動を勘案しつつ、各日常生活圏域において必要な整備を行うことを踏まえて設定しました。

単位：月間人数、回数

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	19	19	19	18
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	8	8	8	8
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	975	987	982	983
	人数	91	92	92	92
小規模多機能型居宅介護	人数	185	188	187	186
看護小規模多機能型居宅介護	人数	20	20	35	36
地域密着型通所介護	回数	3,523	3,516	3,494	3,399
	人数	468	467	464	451

(3) 施設・居住系サービス

施設サービスの利用見込みについては、事業者ヒアリング等からの情報や今後の高齢者数等の変動を勘案しつつ、必要な整備を行うことを踏まえて設定しました。

介護医療院については、医療施設からの転換分のみを見込みました。

単位：月間人数

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
施設サービス					
介護老人福祉施設		597	597	597	597
介護老人保健施設		486	486	486	486
介護医療院		10	30	30	151
介護療養型医療施設		118	118	118	
居住系サービス					
介護予防特定施設入居者生活介護		27	27	27	27
特定施設入居者生活介護		244	244	244	244
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護		1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護		215	215	215	215
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		82	82	82	82

3 給付費の推計

(1) 介護予防サービス給付費

単位：千円

	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	18,547	18,854	18,474
介護予防訪問リハビリテーション	738	738	738
介護予防居宅療養管理指導	1,774	1,774	1,877
介護予防通所リハビリテーション	66,504	65,748	65,748
介護予防短期入所生活介護	4,653	4,250	4,250
介護予防短期入所療養介護（老健）	575	575	575
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	46,105	46,498	46,993
特定介護予防福祉用具購入費	3,092	3,092	3,092
介護予防住宅改修	20,572	20,572	21,933
介護予防特定施設入居者生活介護	23,115	23,125	23,125
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	16,019	16,026	16,026
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,749	2,750	2,750
介護予防支援	40,732	40,487	40,329
介護予防給付費計	245,175	244,489	245,910

(2) 介護サービス給付費

単位：千円

	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
介護サービス			
訪問介護	811,216	813,611	807,538
訪問入浴介護	11,394	11,977	13,125
訪問看護	299,511	298,749	295,676
訪問リハビリテーション	9,515	9,260	8,719
居宅療養管理指導	30,873	31,190	30,930
通所介護	1,054,357	1,070,127	1,071,187
通所リハビリテーション	317,994	317,646	317,133
短期入所生活介護	290,361	294,751	292,882
短期入所療養介護(老健)	128,447	125,310	124,927
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
福祉用具貸与	333,611	338,142	338,434
特定福祉用具購入費	14,250	14,250	14,633
住宅改修	33,536	33,536	33,536
特定施設入居者生活介護	513,567	513,797	513,797
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18,441	18,449	18,449
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	127,488	129,577	128,212
小規模多機能型居宅介護	415,130	422,581	420,372
認知症対応型共同生活介護	634,835	635,119	635,119
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	277,259	277,383	277,383
看護小規模多機能型居宅介護	65,525	65,554	111,051
地域密着型通所介護	331,231	330,830	328,378
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	1,793,215	1,794,018	1,794,018
介護老人保健施設	1,574,547	1,575,252	1,575,252
介護医療院	37,087	111,579	111,579
介護療養型医療施設	443,799	443,998	443,998
居宅介護支援	500,685	503,187	502,545
介護給付費計	10,067,874	10,179,873	10,208,873

4 第1号被保険者の介護保険料の設定

(1) 保険給付費の財源

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として50%を被保険者の保険料、残りの50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、第1号被保険者の割合が23%、第2号被保険者の割合が27%となります。第6期介護保険事業計画と比べ、第1号被保険者は22%から23%、第2号被保険者は28%から27%へ変更となります。

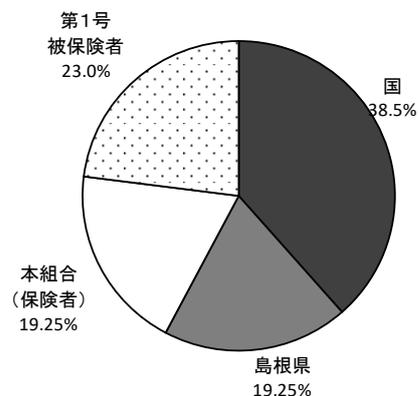
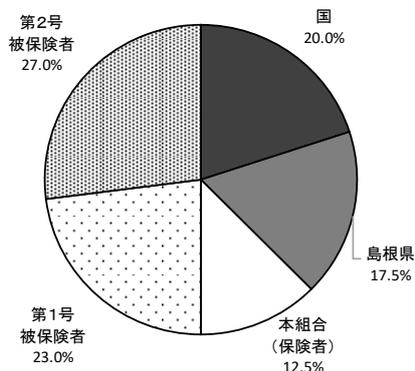
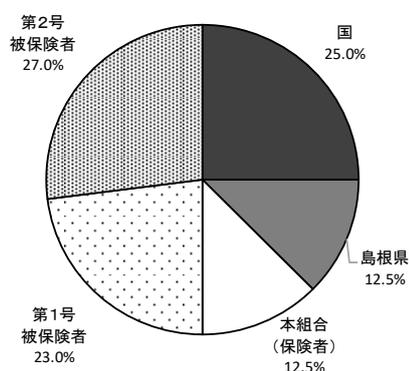
■居宅サービス

■地域密着型サービス

■介護予防・日常生活支援総合事業

■施設等給付

■包括的支援事業・任意事業



(2) 介護保険料の算出

第7期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、介護保険料標準月額を算定します。

■標準給付費と地域支援事業費の見込額

単位：円

区分	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	合計
標準給付費	11,000,670,283	11,244,254,982	11,410,646,469	33,655,571,734
総給付費	10,313,049,000	10,424,362,000	10,454,783,000	31,192,194,000
特定入所者介護サービス費給付額	400,000,000	410,000,000	420,000,000	1,230,000,000
高額介護サービス費給付額	250,000,000	250,000,000	250,000,000	750,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,000,000	30,000,000	30,000,000	90,000,000
算定対象審査支払手数料	11,400,000	11,400,000	11,400,000	34,200,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	-3,778,717	-5,705,458	-5,741,475	-15,225,650
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	124,198,440	250,204,944	374,403,384
地域支援事業費	685,760,000	685,760,000	685,760,000	2,057,280,000
合計	11,686,430,283	11,930,014,982	12,096,406,469	35,712,851,734

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額(平成30(2018)～32(2020)年度)

23.0%

第1号被保険者負担分相当額(平成30(2018)～32(2020)年度)

第1号被保険者負担分相当額	8,213,955千円
＋) 調整交付金相当額(標準給付費等の5.00%)	1,748,120千円
－) 調整交付金見込額(3年間合計)	2,842,899千円
－) 準備基金取崩額	37,060千円

保険料収納必要額 7,082,116千円

÷) 予定保険料収納率	99.0%
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	85,400人
÷) 12か月	

基準月額保険料 6,980円

(参考)

平成37(2025)年度の介護保険料の試算では、おおよそ以下のとおりです。

基準月額保険料 8,409円

(3) 所得段階別保険料額の設定

本組合では、第6期介護保険事業計画において11段階制を採用し、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料率を設定しました。

本計画の保険料段階については、第6期介護保険事業計画の第7段階（合計所得金額120万円以上200万円未満）を合計所得金額160万円を境に分割して12段階制とします。

また、各段階の保険料率については、第1段階から第7段階までを、第6期介護保険事業計画と同じ保険料率に据え置く一方、第8段階から第12段階までの高所得者層の保険料率を0.2から0.3上昇させることにより、保険料基準額の上昇を抑えることとします。

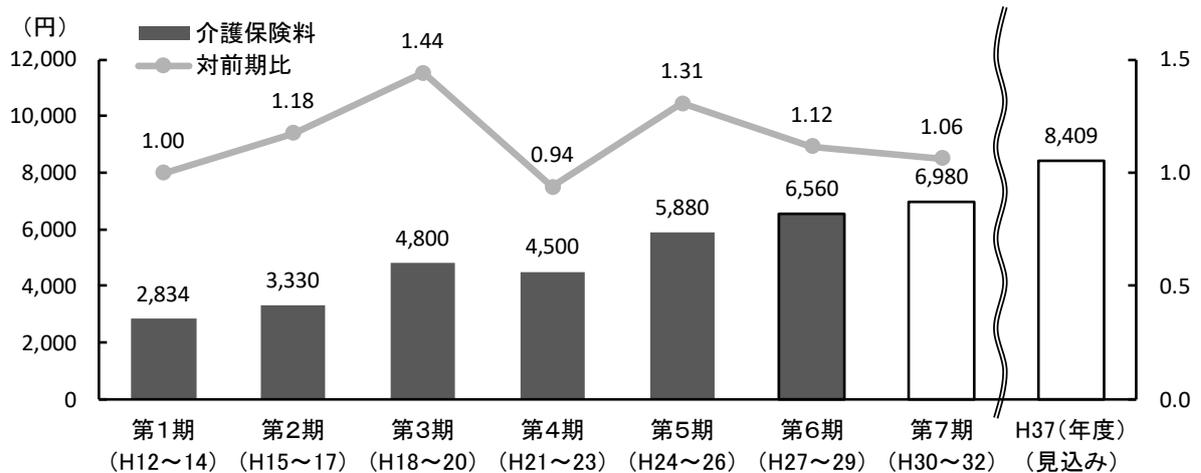
なお、第8段階以上の段階の境目となる合計所得金額は、国の示す基準に沿って見直しています。

単位：円

	対象者		所得等	保険料率	月額	年額	
	住民税課税状況						
	世帯	本人					
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.45 (0.50)	3,141 (3,490)	37,692 (41,880)	
第2段階	非課税	非課税	合計所得金額 課税年金収入と の合計	80万円以下	0.70	4,886	58,632
第3段階	非課税	非課税		80万円超え 120万円以下	0.75	5,235	62,820
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.90	6,282	75,384
第5段階	課税	非課税		80万円超え	1.00 (基準)	6,980	83,760
第6段階		課税		合計所得金額	120万円未満	1.20	8,376
第7段階		課税	120万円以上 160万円未満		1.40	9,772	117,264
第8段階		課税	160万円以上 200万円未満		1.60	11,168	134,016
第9段階		課税	200万円以上 300万円未満		1.80	12,564	150,768
第10段階		課税	300万円以上 500万円未満		2.00	13,960	167,520
第11段階		課税	500万円以上 700万円未満		2.25	15,705	188,460
第12段階		課税	700万円以上		2.50	17,450	209,400

※ 第1段階の介護保険料率は、別枠公費による保険料軽減措置により0.05相当分が減額されます。

(4) 介護保険料額の推移



(5) 低所得者対策

ア 保険料の軽減

人口減少・高齢化の進展に伴い、社会保障の給付とそれに見合う負担の増大が避けられない中、介護保険料の所得段階に応じた負担割合を設定し、低所得者に対する負担の軽減を行います。

また、災害の被災者に対する保険料の減免に加え、生活困窮者に対しても保険料の減免を行います。

イ 利用料の軽減

介護サービスを利用した際の1割の利用者負担額や、介護保険施設等を利用した際の食費・居住費等の利用料は、利用者が全額負担することとなっていますが、低所得者については、本来支払うべき利用料を全額負担することが困難な場合があり、介護サービスの利用の抑制にもつながることが考えられます。

第7期計画期間においても、次の軽減制度の周知を図り、介護や支援が必要な人が安心して介護サービスが利用できるよう努めます。

- ① 高額介護（予防）サービス費
- ② 高額医療合算介護サービス費
- ③ 特定入所者介護サービス費
- ④ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業

こうした減額制度の周知を図り、介護や支援が必要な人が安心して介護サービスを利用できるよう努めます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進においては、住民、事業者、行政が連携し、計画推進に対する共通認識を持つことが必要となります。地域包括ケアシステムを構築し、地域ケア会議の体制強化・充実を図り、住民、事業者への情報提供や啓発活動を行い、計画の推進を図ります。

また、本組合、浜田市、江津市及び地域包括支援センターと連携を図りながら、介護保険事業計画策定委員会において、介護保険事業の運営について協議していきます。

2 計画の進捗評価

介護保険事業計画策定委員会において、介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況等について、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けたさまざまな調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

3 計画の分析と公表

計画の推進に当たっては、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの活用などにより、地域の特性を把握し、介護給付実績などを分析しつつ、地域のニーズと課題解決に資するものとなるよう努めます。また、分析した地域の状況については広く公表し、住民活動や共生社会の構築に生かせるよう努めます。

資料編

資料編

1 介護保険事業計画策定委員会

(1) 介護保険事業計画策定委員会設置要綱

浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 浜田地区広域行政組合が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他法令及び浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成15年浜田地区広域行政組合条例第6号）により行う介護保険に、幅広い住民の立場からの意見を聴取し、円滑な運営を行うため、浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議し、管理者に意見及び助言を行う。

(1) 法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び実施状況の点検

(2) 法第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項等に規定する地域密着型サービスの設置、運営に関する事項

(3) 法第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 保健、医療、福祉の学識経験者

(2) 被保険者、その他住民の代表者

(3) その他管理者が適当と認めるもの

3 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長の職務及び職務代理)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条第2号及び第3号の事項を調査及び審議するため部会を置く。

(1) 第2条第2号の事項を調査及び審議する部会 地域密着型サービス運営協議部会

(2) 第2条第3号の事項を調査及び審議する部会 地域包括支援センター運営協議部会

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、委員長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日告示第9号)

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月12日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日告示第10号)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第3号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 委嘱期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 組織

委員長：沖田 旺治 副委員長：舩附 克己

(4) 委員名簿

区分	所属	氏名	地域密着型 サービス運営 協議部会	地域包括支援 センター運営 協議部会
第1号 保健・医療・ 福祉の学識経 験者	一般社団法人 浜田市医師会	沖田 旺治	○	○
	一般社団法人 江津市医師会	應儀 一良	○	
	独立行政法人 国立病院機構浜田医療センター	石黒 眞吾		○
	社会福祉法人恩賜財団 島根県済生会江津総合病院	中澤 芳夫	○	
	浜田・江津歯科医師会	梶原 光史		○
	一般社団法人 島根県薬剤師会浜田支部	川神 裕司		○
	浜田地区栄養士会	板坂 美幸	○	
	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	芹沢 克博	○	
	社会福祉法人 江津市社会福祉協議会	川島 幸雄		○
	浜田地域介護支援専門員協会	H29.4.1~H29.5.25 田中 正行 H29.5.26~ 大野 渉		○
浜田圏域老人福祉施設協議会	佐々木真紀子	○		
第2号 被保険者、 その他住民の 代表者	被保険者代表	中井 美佐恵		○
	被保険者代表	船附 克己	○	○
	被保険者代表	村上 桃子	○	
	被保険者代表	佐々木雪子	○	
	被保険者代表	服部 裕之		○
	被保険者代表	三浦 通江		○
	被保険者代表	神本 和美		○
	被保険者代表	田儀 セツ子	○	
	被保険者代表	片山 禎志		○
第3号 その他管理者 が適当と認め るもの	島根県浜田保健所	竹内 俊介		○
	学識経験者	松本 貴久	○	

(5) 開催の状況

回	開催日	協議内容
第1回	平成29年4月20日	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 第7期介護保険事業計画の諮問について
第2回	平成29年6月15日	(1) 介護保険制度の改正案の主な内容について (2) 平成28年度に実施した調査結果について
第3回	平成29年8月17日	(1) 第7期介護保険事業計画の骨子(案)について
第4回	平成29年9月21日	(1) 第7期介護保険事業計画の素案について
第5回	平成29年10月19日	(1) 第7期介護保険事業計画の素案について (2) 特別養護老人ホーム・グループホームの自宅からの待機者調査結果
第6回	平成29年11月16日	(1) 第7期介護保険事業計画の素案について (2) 保険料の設定について
第7回	平成29年12月14日	(1) 第7期介護保険事業計画の中間とりまとめについて (2) 保険料の設定について
第8回	平成30年2月15日	(1) パブリックコメント・住民説明会の報告について (2) 第7期介護保険事業計画について

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

日常生活圏域における高齢者の地域生活の課題を探り、それらの課題を踏まえた介護保険事業計画を策定するため、課題の抽出調査及びデータの分析を実施し、第7期介護保険事業計画の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的とします。

イ 調査の設計

調査内容	国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に基づき作成
調査対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援1、2の高齢者
対象者数	7,000人 無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収を実施
調査の期間	平成29年2月9日～平成29年2月23日

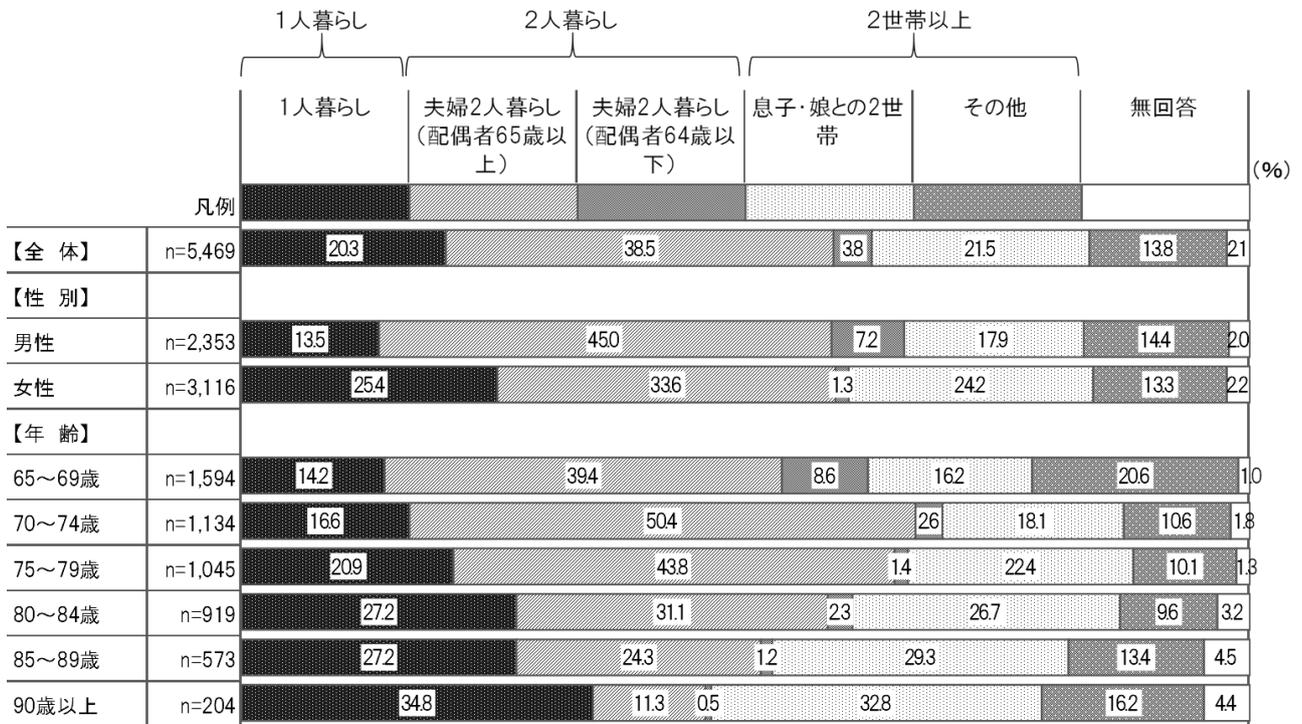
ウ 回収結果

圏域名	配布数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
全体	7,000	5,469	78.1

(2) 調査結果 (抜粋)

ア 家族構成

世帯における家族構成の割合を全体で見ると、「2人暮らし」が42.3%と最も高く、次いで「2世帯以上」が35.3%、「1人暮らし」が20.3%となっています。



イ 運動器の機能低下

運動器の機能低下の該当者の割合を全体で見ると、18.3%となっています。

圏域別で見ると、弥栄圏域が25.4%と最も高く、次いで旭圏域が20.9%、桜江圏域が20.4%となっています。

		該当	非該当	判定不能	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	183		790		28
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	166		804		30
浜田中部圏域	n=614	184		796		20
浜田西部圏域	n=605	149		826		25
金城圏域	n=483	155		814		31
旭圏域	n=446	209		751		40
弥栄圏域	n=335	254		713		33
三隅圏域	n=529	185		790		25
江津東部圏域	n=434	203		747		51
江津中部圏域	n=533	197		786		17
江津西部圏域	n=550	147		833		20
桜江圏域	n=398	204		771		25
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	140		833		27
要支援1	n=181		608		348	44
要支援2	n=225		796		169	36

ウ 転倒リスク

転倒リスクの該当者の割合を全体で見ると、35.5%となっています。

圏域別で見ると、弥栄圏域が40.9%と最も高く、次いで旭圏域が40.6%、金城圏域が37.3%となっています。

		該当	非該当	判定不能	無回答	(%)
凡例						
【全 体】	n=5,469	355		627		18
【圏 域】						
浜田東部圏域	n=542	327		646		28
浜田中部圏域	n=614	337		651		11
浜田西部圏域	n=605	349		633		18
金城圏域	n=483	373		609		19
旭圏域	n=446	406		578		16
弥栄圏域	n=335	409		573		18
三隅圏域	n=529	355		626		19
江津東部圏域	n=434	353		627		21
江津中部圏域	n=533	347		638		15
江津西部圏域	n=550	318		660		22
桜江圏域	n=398	369		618		13
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	334		649		17
要支援1	n=181	552		392		55
要支援2	n=225	662		316		22

エ 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向の該当者の割合を全体で見ると、24.9%となっています。

圏域別で見ると、弥栄圏域が41.5%と最も高く、次いで旭圏域が33.9%、桜江圏域が31.7%となっています。

		該当	非該当	判定不能	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	249		728		23
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	190		769		41
浜田中部圏域	n=614	163		822		15
浜田西部圏域	n=605	207		772		21
金城圏域	n=483	302		671		27
旭圏域	n=446	339		641		20
弥栄圏域	n=335	41.5		546		39
三隅圏域	n=529	267		715		19
江津東部圏域	n=434	270		705		25
江津中部圏域	n=533	180		809		11
江津西部圏域	n=550	215		769		16
桜江圏域	n=398	31.7		661		23
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	225		754		22
要支援1	n=181	54.1		403		55
要支援2	n=225	56.4		413		22

オ 外出回数の減少の有無

外出回数の減少の有無の割合を全体で見ると、「減っていない」が72.6%と最も高く、「減っている」が25.5%となっています。

圏域別で見ると、「減っていない」では浜田西部圏域が75.2%と最も高く、次いで江津西部圏域が74.8%、江津東部圏域が74.2%となっています。

		とても減っている	減っている	あまり減っていない	減っていない	無回答	(%)
凡例							
【全体】	n=5,469	38	21.7	323	40.3	20	
【圏域】							
浜田東部圏域	n=542	33	20.5	282	45.2	28	
浜田中部圏域	n=614	44	21.0	288	44.3	15	
浜田西部圏域	n=605	28	20.3	327	42.5	17	
金城圏域	n=483	39	23.4	335	36.6	25	
旭圏域	n=446	45	26.2	350	32.1	22	
弥栄圏域	n=335	30	28.7	370	30.1	12	
三隅圏域	n=529	40	21.2	350	38.0	19	
江津東部圏域	n=434	53	18.4	336	40.6	21	
江津中部圏域	n=533	38	21.0	321	41.5	17	
江津西部圏域	n=550	42	18.9	304	44.4	22	
桜江圏域	n=398	20	22.6	314	42.2	18	
【要介護度】							
一般高齢者	n=5,063	28	19.6	331	42.6	18	
要支援1	n=181	127	45.3	238	14.4	39	
要支援2	n=225	173	49.8	191	10.7	31	

カ 咀嚼機能の低下

咀嚼機能の低下の該当者の割合を全体で見ると、33.9%となっています。

圏域別で見ると、旭圏域が37.0%、次いで弥栄圏域が36.7%、三隅圏域と江津東部圏域が34.8%となっています。

		該当	非該当	判定不能	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	339		634		26
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	341		622		37
浜田中部圏域	n=614	337		647		16
浜田西部圏域	n=605	281		691		28
金城圏域	n=483	346		631		23
旭圏域	n=446	370		603		27
弥栄圏域	n=335	367		606		27
三隅圏域	n=529	348		622		30
江津東部圏域	n=434	348		627		25
江津中部圏域	n=533	338		644		19
江津西部圏域	n=550	340		625		35
桜江圏域	n=398	344		633		23
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	323		651		26
要支援1	n=181	459		492		50
要支援2	n=225	618		364		18

キ 認知機能の低下

認知機能の低下の該当者の割合を全体で見ると、49.2%となっています。

圏域別で見ると、旭圏域が59.4%と最も高く、次いで弥栄圏域が57.3%、金城圏域が54.7%となっています。

		該当	非該当	判定不能	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	492		476		32
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	469		491		41
浜田中部圏域	n=614	445		533		23
浜田西部圏域	n=605	464		499		36
金城圏域	n=483	547		427		27
旭圏域	n=446	594		381		25
弥栄圏域	n=335	573		397		30
三隅圏域	n=529	522		450		28
江津東部圏域	n=434	477		472		51
江津中部圏域	n=533	473		497		30
江津西部圏域	n=550	433		533		35
桜江圏域	n=398	470		500		30
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	479		490		31
要支援1	n=181	635		309		55
要支援2	n=225	658		302		40

ク IADL (手段的自立度)の低下

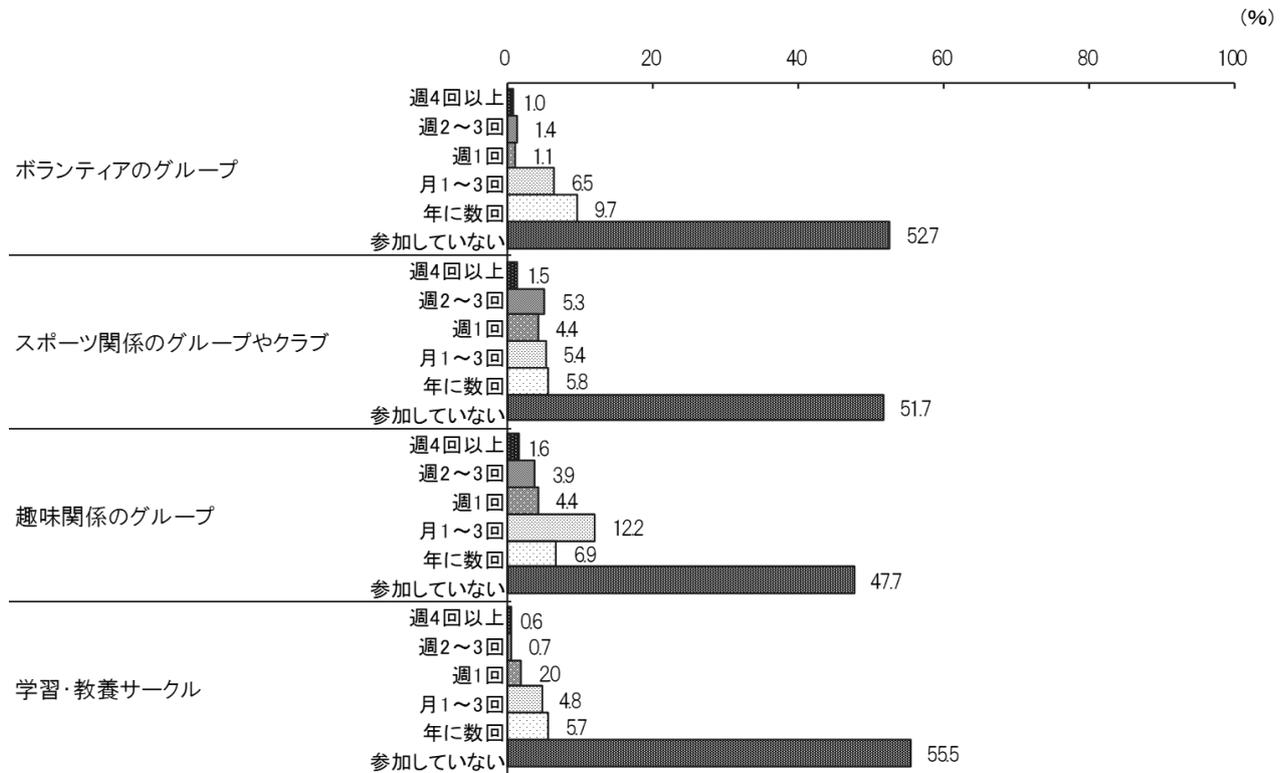
IADLの低下の該当者の割合を全体で見ると、15.0%となっています。

圏域別で見ると、弥栄圏域が20.9%と最も高く、次いで旭圏域が18.6%、江津中部圏域が16.9%となっています。

		該当	非該当	判定不能	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	150	810		40	
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	148	806		46	
浜田中部圏域	n=614	117	849		34	
浜田西部圏域	n=605	124	838		38	
金城圏域	n=483	153	799		48	
旭圏域	n=446	186	767		47	
弥栄圏域	n=335	209	758		33	
三隅圏域	n=529	138	811		51	
江津東部圏域	n=434	164	800		37	
江津中部圏域	n=533	169	801		30	
江津西部圏域	n=550	125	842		33	
桜江圏域	n=398	158	794		48	
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	123	842		35	
要支援1	n=181	354	514	133		
要支援2	n=225	600	320	80		

ケ 地域活動への社会参加の状況

各地域活動への参加頻度の状況の割合をみると、「ボランティアのグループ」「スポーツ関係のグループやクラブ」「学習・教養サークル」では「年に数回」が最も高く、「趣味関係のグループ」では「月1～3回」が最も高くなっています。



コ 地域づくりへの参加意向

(ア) 参加者として

参加者として地域づくりへの参加意向の割合を全体でみると、「参加意向あり」が56.9%と最も高く、「参加したくない」が35.3%となっています。

圏域別でみると、「参加意向あり」では桜江圏域が61.8%と最も高く、次いで江津東部圏域が61.7%、三隅圏域が59.9%となっています。

		参加意向あり				
		是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	81	488	353	78	
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	76	456	380	89	
浜田中部圏域	n=614	70	464	384	81	
浜田西部圏域	n=605	55	494	379	73	
金城圏域	n=483	52	524	348	77	
旭圏域	n=446	99	498	339	65	
弥栄圏域	n=335	96	496	334	75	
三隅圏域	n=529	83	516	331	70	
江津東部圏域	n=434	122	495	313	69	
江津中部圏域	n=533	88	454	381	77	
江津西部圏域	n=550	58	491	365	85	
桜江圏域	n=398	128	490	291	90	
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	83	503	341	74	
要支援1	n=181	77	282	514	127	
要支援2	n=225	53	316	511	120	

(イ) 企画・運営(お世話役)として

企画・運営(お世話役)として地域づくりへの参加意向の割合を全体で見ると、「参加したくない」が61.1%と最も高く、「参加意向あり」が30.6%となっています。

圏域別で見ると、「参加意向あり」では桜江圏域が39.0%と最も高く、次いで弥栄圏域が34.0%、江津東部圏域が33.9%となっています。

		参加意向あり				
		是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	無回答	(%)
凡例						
【全体】	n=5,469	25	28.1	61.1	82	
【圏域】						
浜田東部圏域	n=542	20	25.8	62.0	10.1	
浜田中部圏域	n=614	1.6	23.8	66.6	8.0	
浜田西部圏域	n=605	1.5	26.3	64.0	8.3	
金城圏域	n=483	0.6	28.8	61.5	9.1	
旭圏域	n=446	3.8	27.8	62.3	6.1	
弥栄圏域	n=335	3.3	30.7	56.7	9.3	
三隅圏域	n=529	2.3	28.2	63.7	5.9	
江津東部圏域	n=434	3.9	30.0	58.3	7.8	
江津中部圏域	n=533	3.8	25.5	63.6	7.1	
江津西部圏域	n=550	2.0	31.3	58.9	7.8	
桜江圏域	n=398	4.3	34.7	48.7	12.3	
【要介護度】						
一般高齢者	n=5,063	2.6	29.3	60.1	8.0	
要支援1	n=181	2.8	15.5	72.9	8.8	
要支援2	n=225	0.4	12.0	74.2	13.3	

3 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

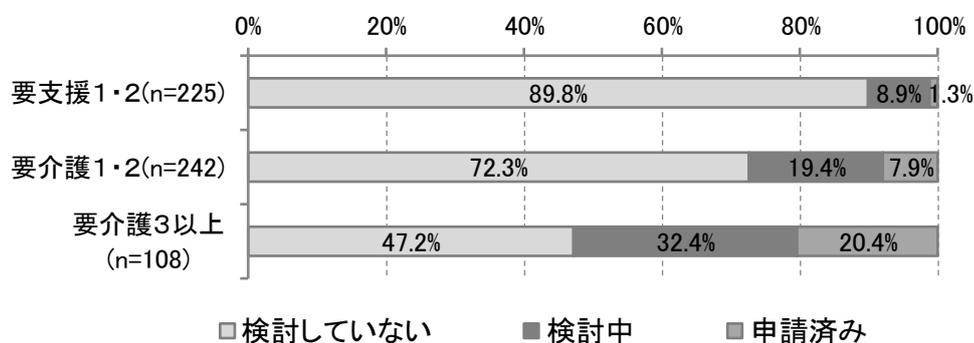
要介護（支援）認定者の日頃の生活状況等について調査し、第7期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料とすること等を目的とします。

イ 調査の設計

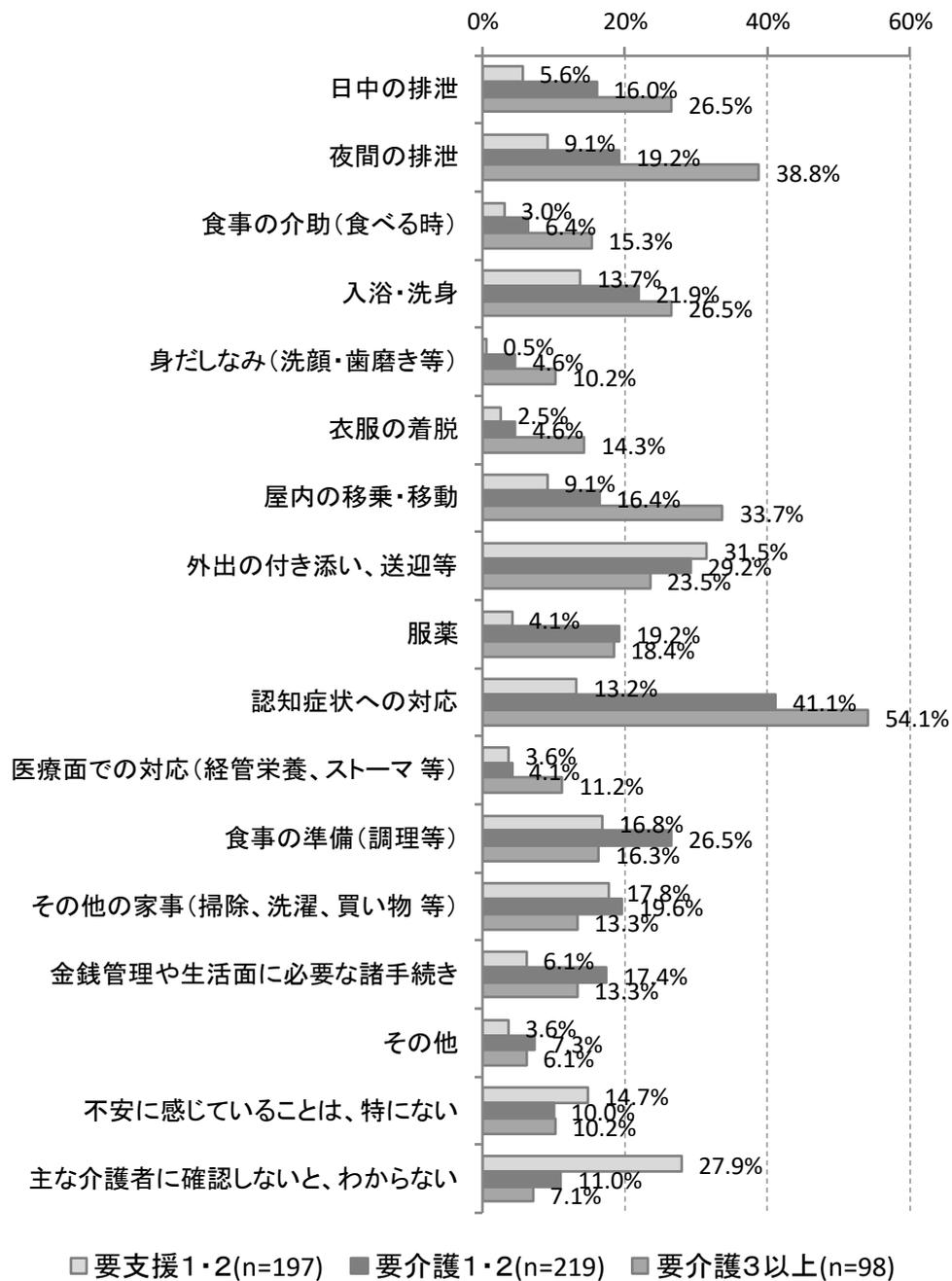
調査内容	国が示した「在宅介護実態調査票」に基づき作成
調査対象者	在宅で要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の被保険者、及び介護家族者
対象者数	回答数600人（回答率100%）
配布・回収方法	認定調査員による調査回収
調査の期間	平成28年11月1日から平成29年1月31日

(2) 調査結果（抜粋）

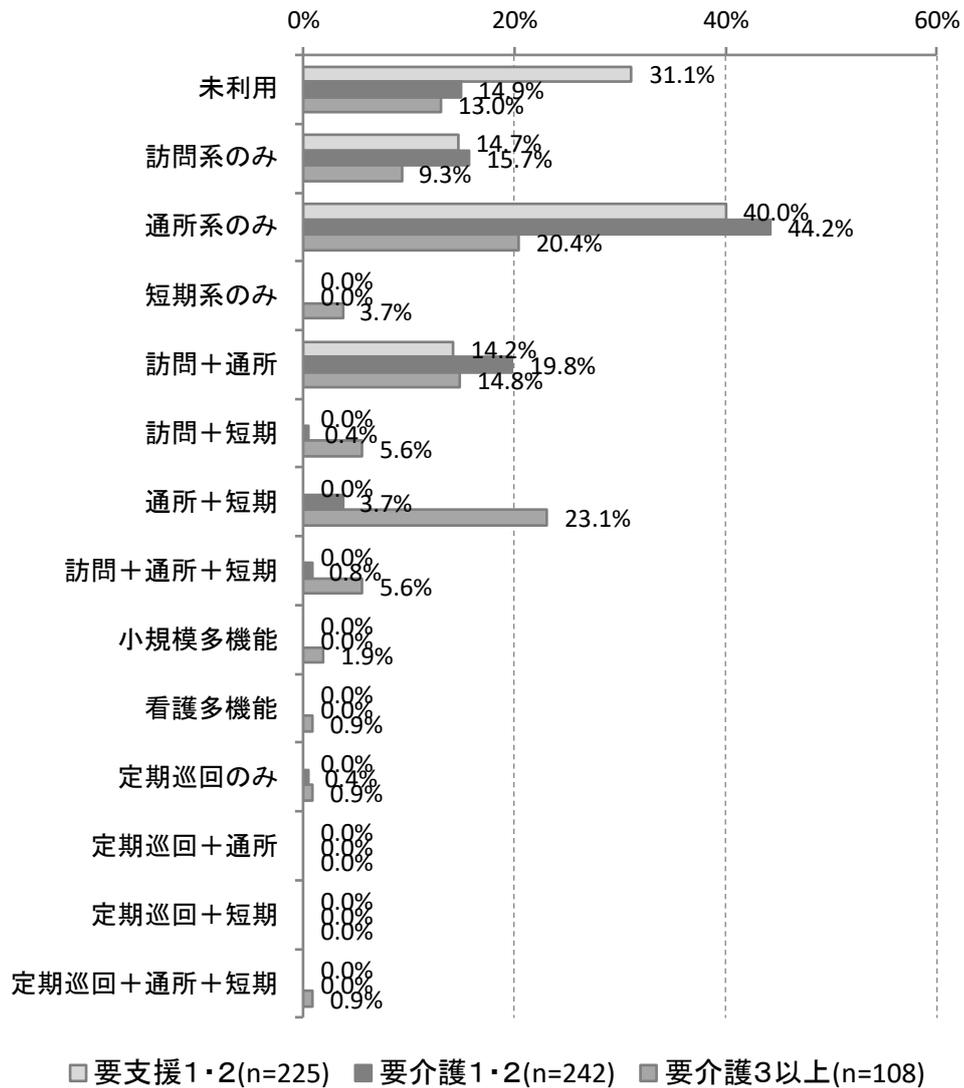
ア 要介護度別・施設等検討の状況



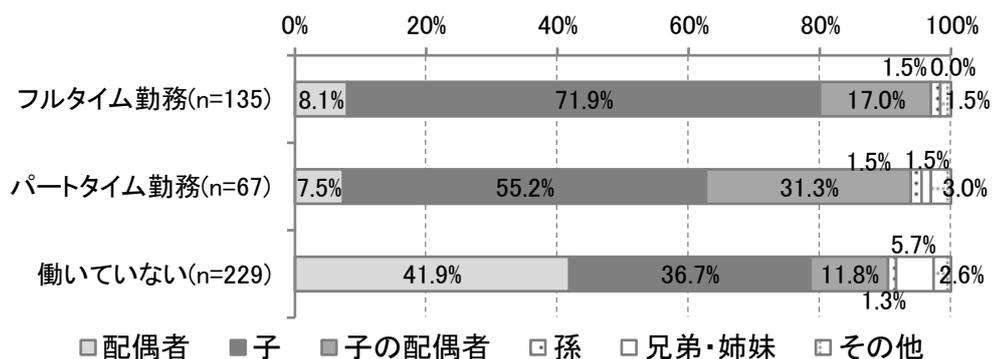
イ 介護度別・介護者が不安に感じる介護



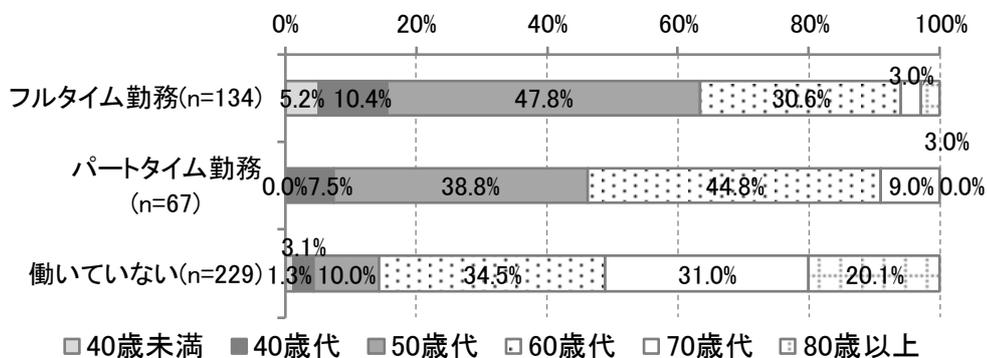
ウ 要介護度別・サービス利用の組み合わせ



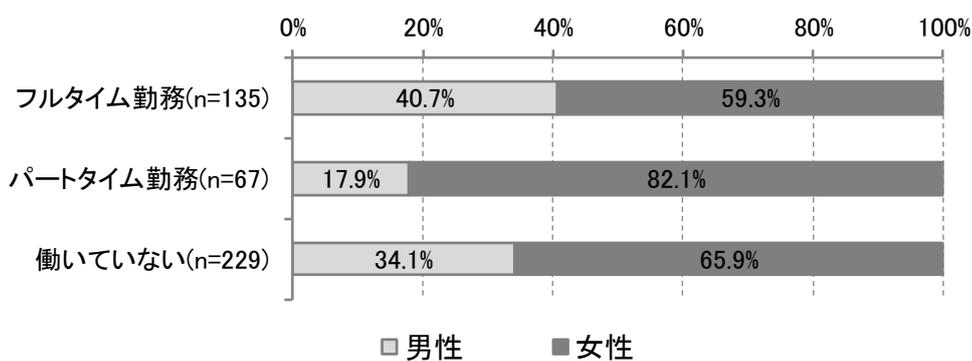
エ 就労状況別・主な介護者の本人との関係



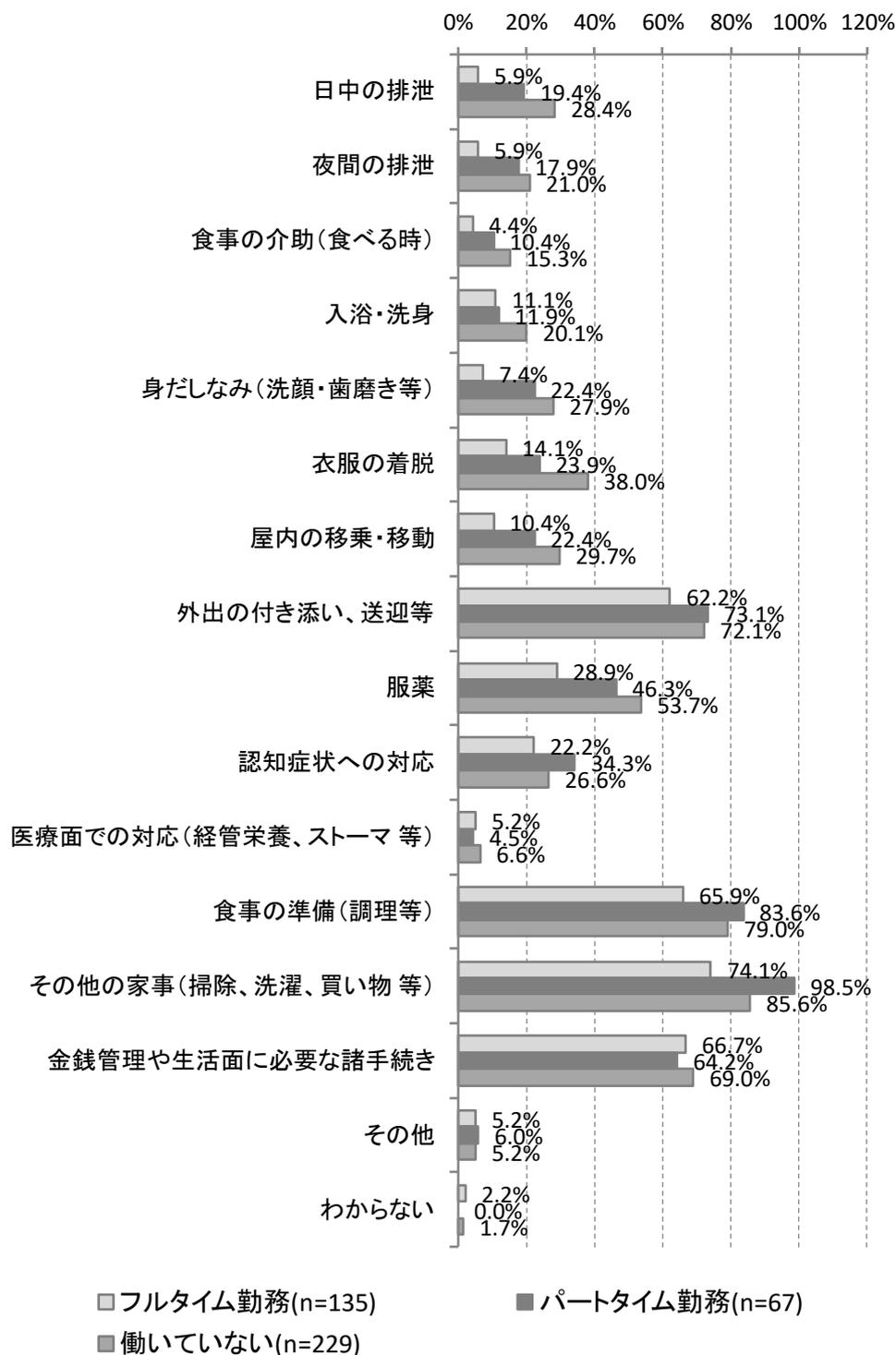
オ 就労状況別・主な介護者の年齢



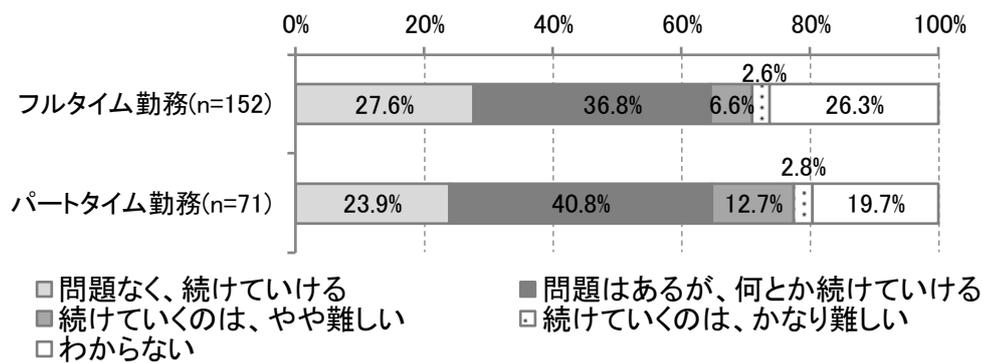
カ 就労状況別・主な介護者の年齢



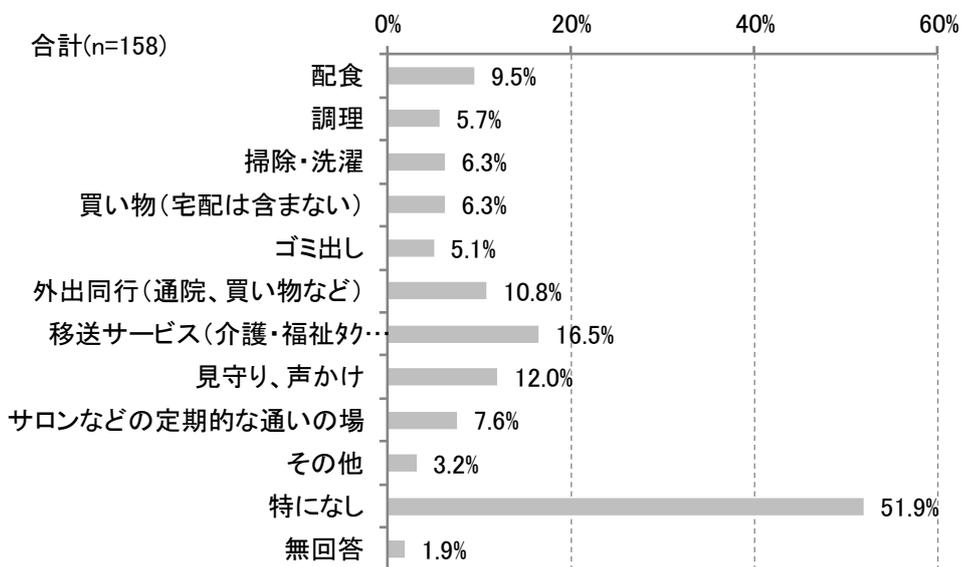
キ 就労状況別・主な介護者が行っている介護



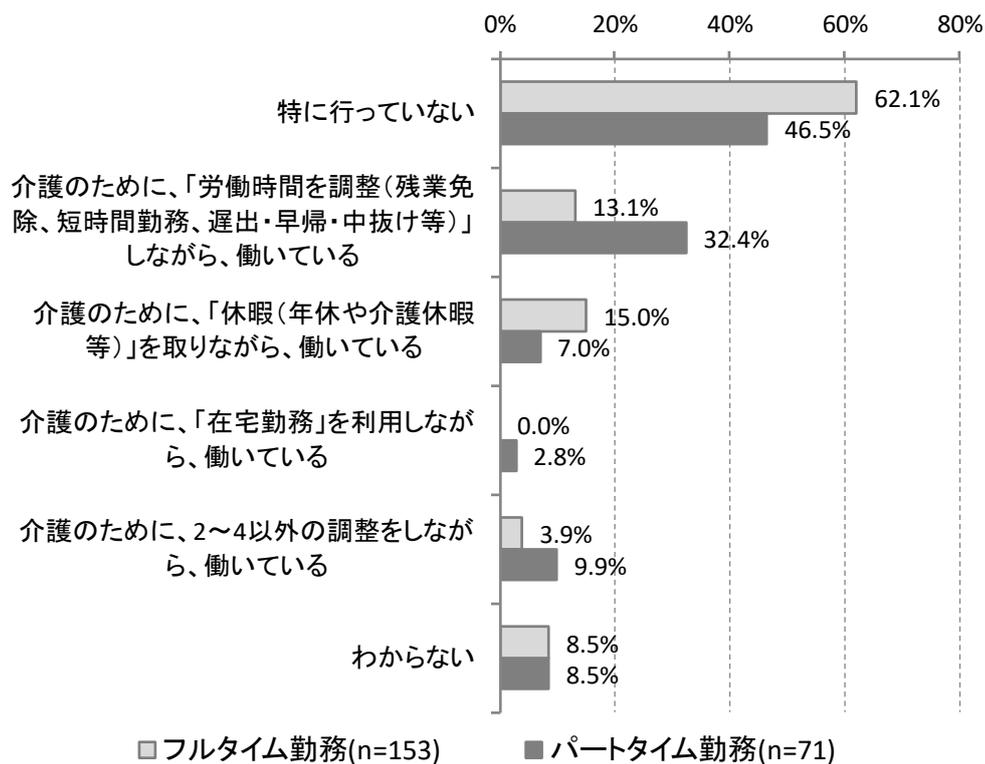
ク 就労状況別・就労継続見込み



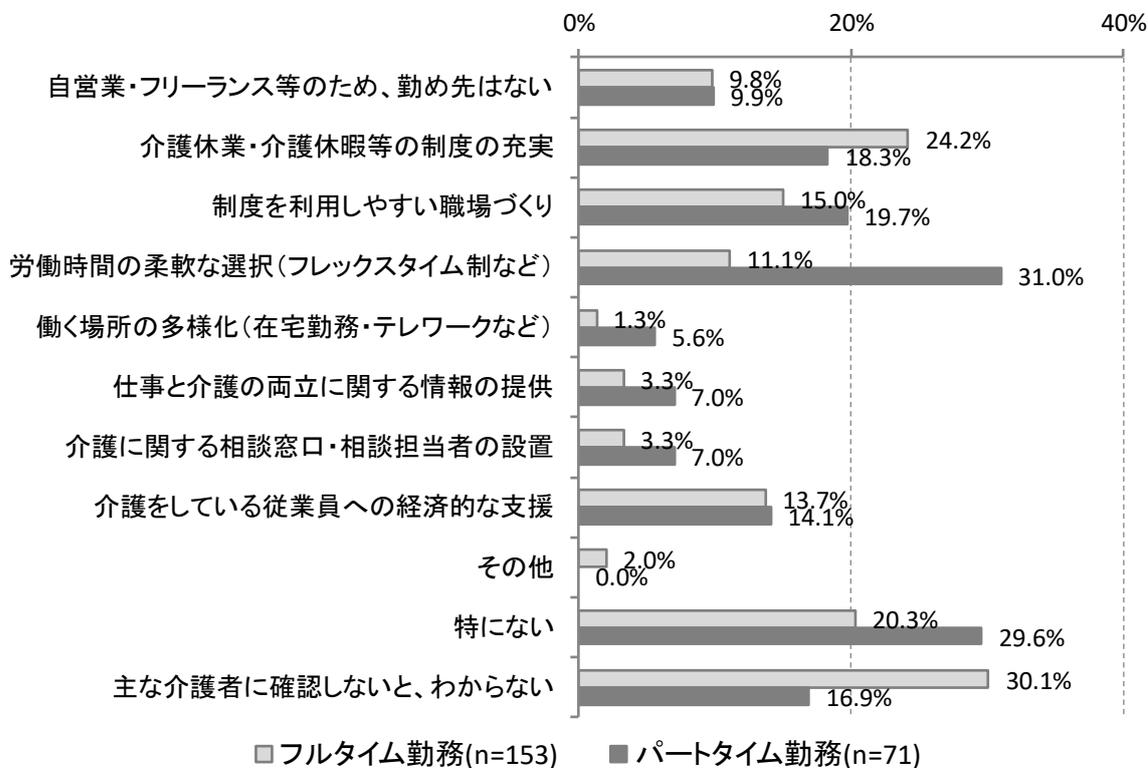
ケ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



コ 就労状況別・介護のための働き方の調整



サ 就労状況別・効果的な勤め先からの支援



4 特別養護老人ホーム・グループホームの待機者数調査

(1) 調査の目的

第7期介護保険事業計画における施設整備量を検討するため、在宅で生活している被保険者の中で、すぐに特別養護老人ホーム・グループホームに入所する意思のある者の把握を行う。

(2) 調査の対象

特別養護老人ホーム、グループホームへの入所申込者

(3) 調査の方法

ア 介護老人福祉施設・グループホーム

入所申込者リストにより、申込者氏名を調査

イ 居宅介護支援事業所

入所申込者の入所の意思についてケアマネジャーに確認

(4) 実施時期

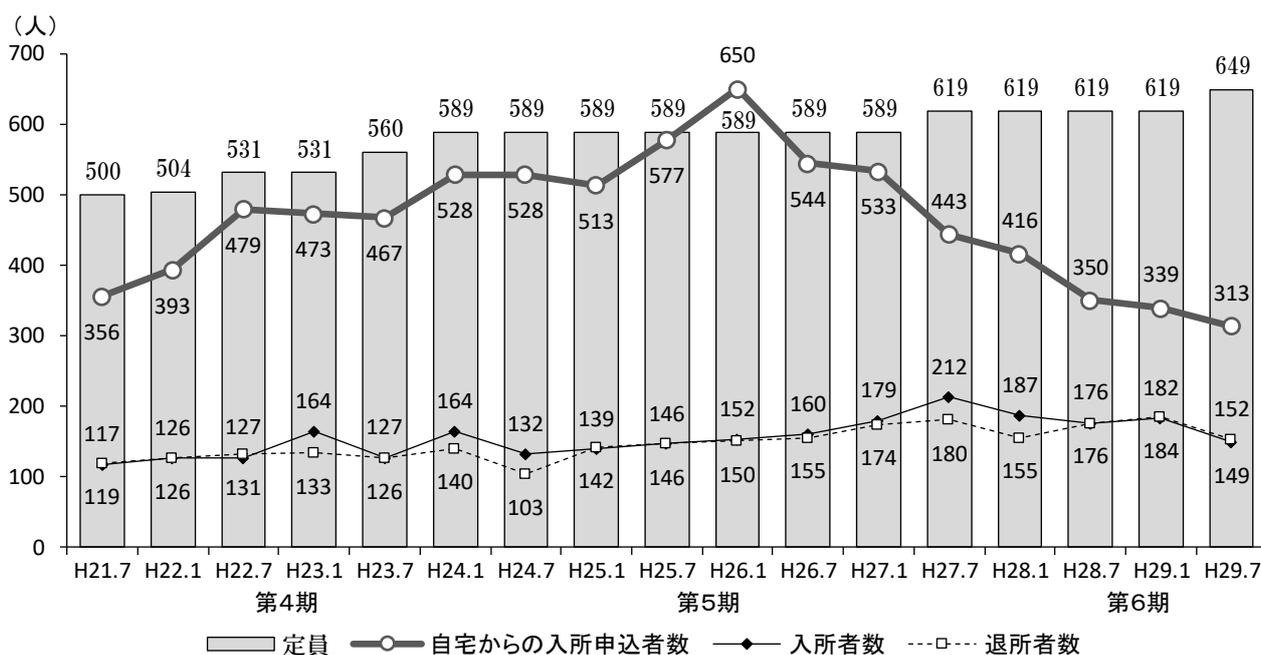
平成29年7～8月

(5) 調査結果

		特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)
①	延べ入所申込者数	2,146人	260人
②	死亡者・転出者等	377人	16人
③	他の施設に入所した者	特別養護老人ホーム	10人
④		老健・療養型・養護等	47人
⑤	差引待機者数 (①－②－③－④)	1,139人	187人
⑥	重複者	647人	71人
⑦	要介護3未満	113人	—※
⑧	ケアマネジャーなし	36人	16人
⑨	差引実待機者数 (⑤－⑥－⑦－⑧)	343人	100人
⑩	うち緊急性がある者	本人家族	21人
⑪		ケアマネジャー	20人
⑫		計(実人数)	35人

※グループホームは、要介護度を基準とした優先入所判定は行わないため、集計していない。

【参考】浜田圏域における特別養護老人ホームの定員と自宅からの入所申込者数の推移



資料：島根県高齢者福祉課「特別養護老人ホーム入所申込者の状況」

(6) 日常生活圏域別内訳

		特別養護老人ホーム			グループホーム		
		本人家族	ケアマネジャー	計(実人数)	本人家族	ケアマネジャー	計(実人数)
浜田市	浜田東部圏域	4人	2人	6人	1人	0人	1人
	浜田中部圏域	24人	12人	32人	4人	5人	8人
	浜田西部圏域	23人	13人	31人	8人	9人	12人
	金城圏域	2人	1人	3人	2人	1人	3人
	旭圏域	3人	1人	4人	0人	0人	0人
	弥栄圏域	4人	4人	8人	0人	0人	0人
	三隅圏域	5人	2人	6人	0人	0人	0人
	浜田市圏域計	65人	35人	90人	15人	15人	24人
江津市	江津東部圏域	5人	2人	7人	2人	3人	5人
	江津中部圏域	11人	4人	14人	1人	1人	2人
	江津西部圏域	6人	2人	8人	1人	0人	1人
	桜江圏域	5人	1人	6人	2人	1人	3人
	江津市圏域計	27人	9人	35人	6人	5人	11人
合計		92人	44人	125人	21人	20人	35人

5 日常生活圏域別の現状

(1) 総人口と高齢化率の推移

■総人口と高齢化率の推移

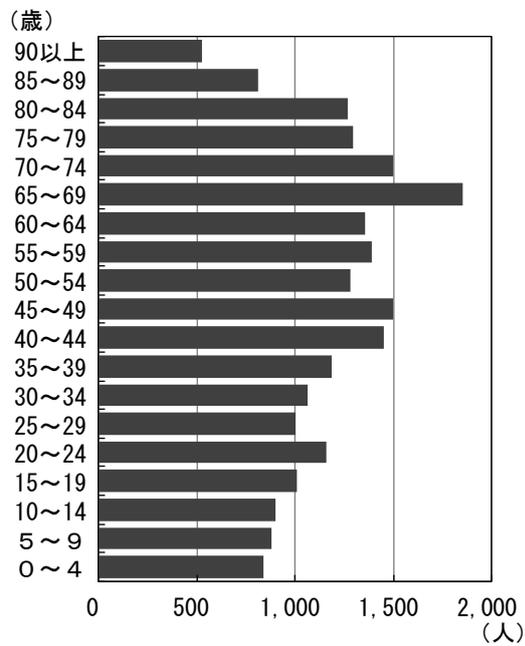
区 分		第5期			第6期		
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
圏域	総人口(人)	84,877	83,838	82,736	81,605	80,533	79,376
	高齢者数(人)	27,344	27,863	28,276	28,530	28,761	28,832
	高齢化率(%)	32.2%	33.2%	34.2%	34.2%	35.0%	35.7%
浜田市	総人口(人)	59,140	57,778	57,667	56,877	56,164	55,342
	高齢者数(人)	18,752	19,243	19,370	19,532	19,724	19,747
	高齢化率(%)	31.7%	33.3%	33.6%	34.3%	35.1%	35.7%
浜田圏域	総人口(人)	43,174	42,828	42,265	41,724	41,206	40,710
	高齢者数(人)	12,799	13,144	13,369	13,492	13,638	13,701
	高齢化率(%)	29.6%	30.6%	31.6%	32.3%	33.1%	33.7%
浜田東部圏域	総人口(人)	—	—	6,111	22,857	22,542	22,256
	高齢者数(人)	—	—	1,999	7,185	7,235	7,251
	高齢化率(%)	—	—	32.7%	31.4%	32.1%	32.6%
浜田中部圏域	総人口(人)	—	—	23,197	12,815	12,692	12,507
	高齢者数(人)	—	—	7,136	4,291	4,351	4,382
	高齢化率(%)	—	—	30.8%	33.5%	34.3%	35.0%
浜田西部圏域	総人口(人)	—	—	12,957	6,052	5,972	5,947
	高齢者数(人)	—	—	4,234	2,016	2,052	2,068
	高齢化率(%)	—	—	32.7%	33.3%	34.4%	34.8%
金城圏域	総人口(人)	4,674	4,558	4,552	4,458	4,421	4,336
	高齢者数(人)	1,598	1,612	1,611	1,633	1,660	1,657
	高齢化率(%)	34.2%	35.4%	35.4%	36.6%	37.5%	38.2%
旭圏域	総人口(人)	3,191	3,067	3,046	2,958	2,887	2,811
	高齢者数(人)	1,222	1,215	1,212	1,208	1,200	1,176
	高齢化率(%)	38.3%	39.6%	39.8%	40.8%	41.6%	41.8%
弥栄圏域	総人口(人)	1,490	1,428	1,402	1,385	1,375	1,343
	高齢者数(人)	656	647	647	642	635	638
	高齢化率(%)	44.0%	45.3%	46.1%	46.4%	46.2%	47.5%
三隅圏域	総人口(人)	6,611	6,472	6,402	6,352	6,275	6,142
	高齢者数(人)	2,477	2,528	2,531	2,557	2,591	2,575
	高齢化率(%)	37.5%	39.1%	39.5%	40.3%	41.3%	41.9%
江津市	総人口(人)	25,737	25,355	25,069	24,728	24,369	24,034
	高齢者数(人)	8,592	8,753	8,906	8,998	9,037	9,085
	高齢化率(%)	33.4%	34.5%	35.5%	36.4%	37.1%	37.8%
江津圏域	総人口(人)	22,732	22,431	22,178	21,909	21,598	21,324
	高齢者数(人)	7,414	7,572	7,704	7,810	7,849	7,889
	高齢化率(%)	32.6%	33.8%	34.7%	35.6%	36.3%	37.0%
江津東部圏域	総人口(人)	—	—	3,803	9,483	9,288	9,191
	高齢者数(人)	—	—	1,578	3,149	3,155	3,178
	高齢化率(%)	—	—	41.5%	33.2%	34.0%	34.6%
江津中部圏域	総人口(人)	—	—	8,826	8,714	8,613	8,546
	高齢者数(人)	—	—	3,021	3,071	3,101	3,130
	高齢化率(%)	—	—	34.2%	35.2%	36.0%	36.6%
江津西部圏域	総人口(人)	—	—	9,549	3,712	3,697	3,587
	高齢者数(人)	—	—	3,105	1,590	1,593	1,581
	高齢化率(%)	—	—	32.5%	42.8%	43.1%	44.1%
桜江圏域	総人口(人)	3,005	2,924	2,891	2,819	2,771	2,710
	高齢者数(人)	1,178	1,181	1,202	1,188	1,188	1,196
	高齢化率(%)	39.2%	40.4%	41.6%	42.1%	42.9%	44.1%

資料：住民基本台帳＋外国人登録 各年10月1日現在

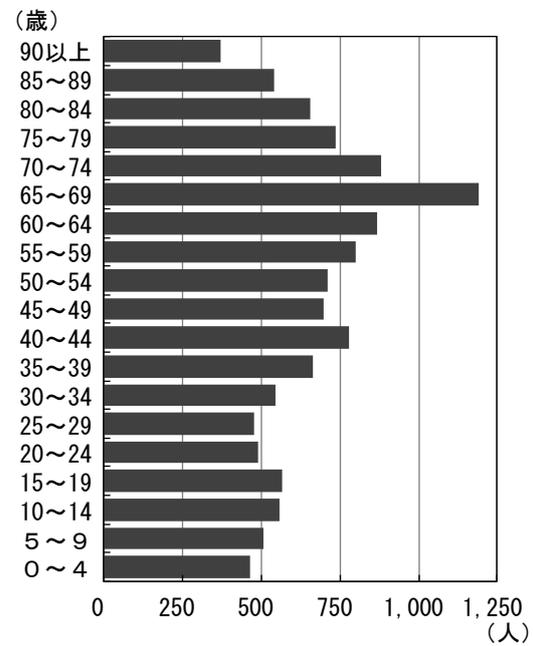
(2) 人口構造の状況

(住民基本台帳 平成29年10月1日現在)

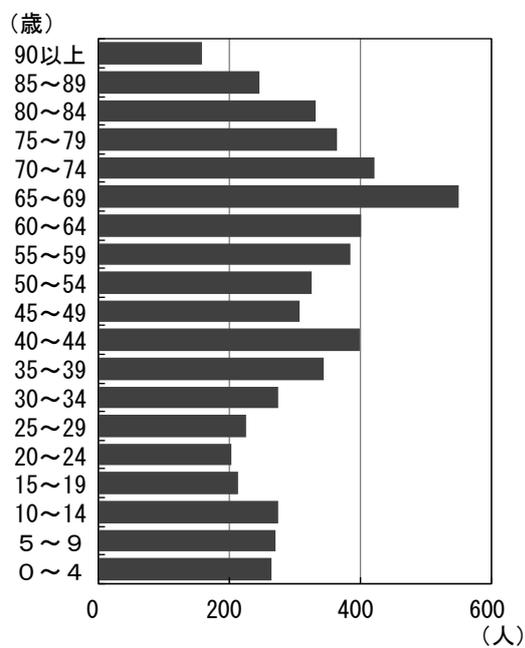
浜田中部圏域



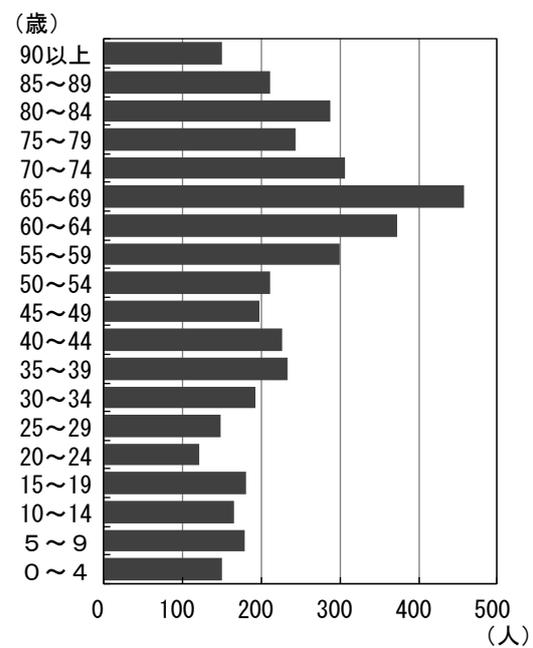
浜田西部圏域



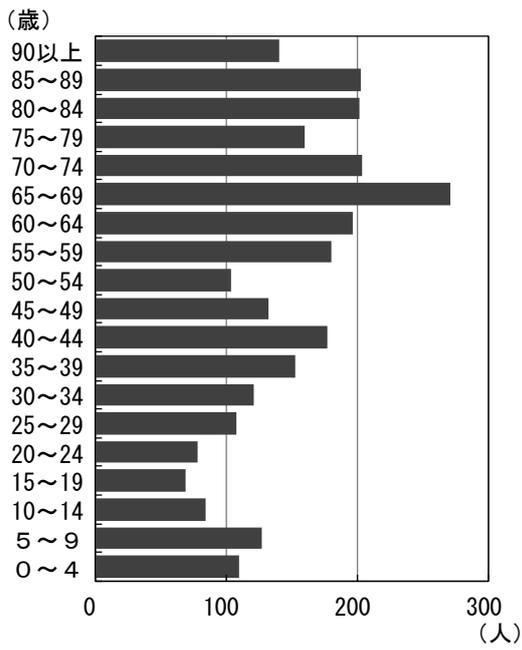
浜田東部圏域



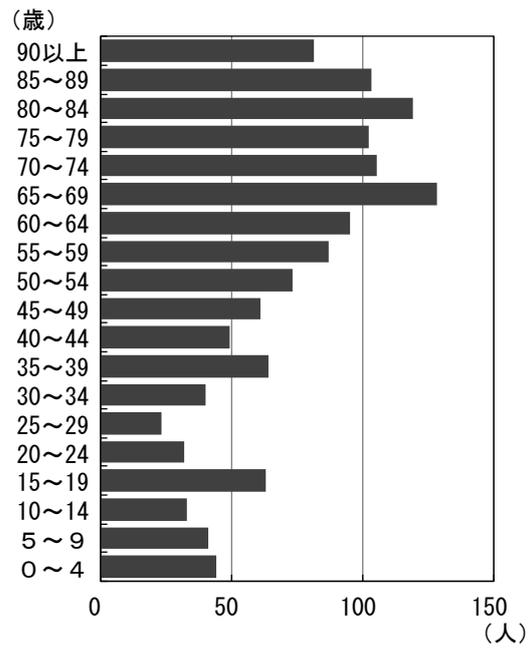
金城圏域



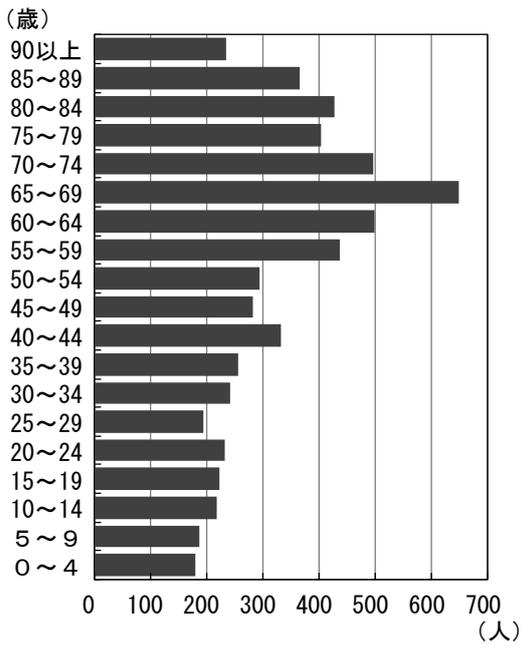
旭圏域



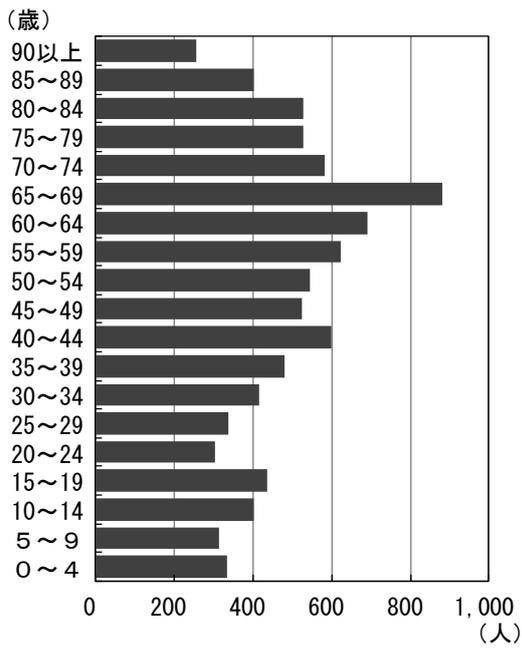
弥栄圏域



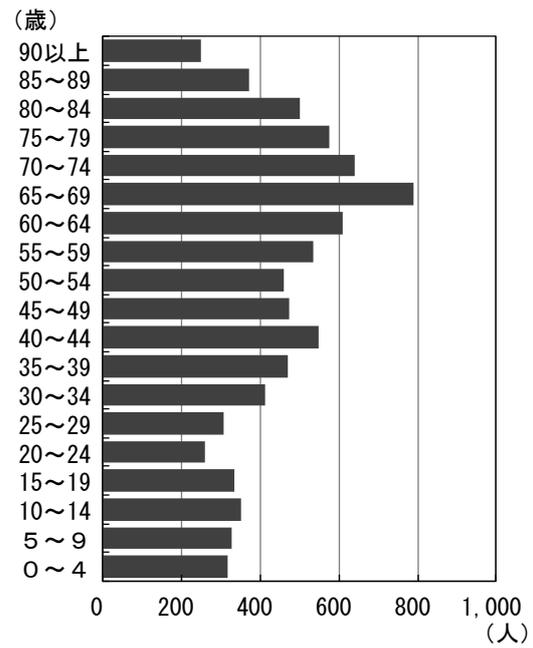
三隅圏域



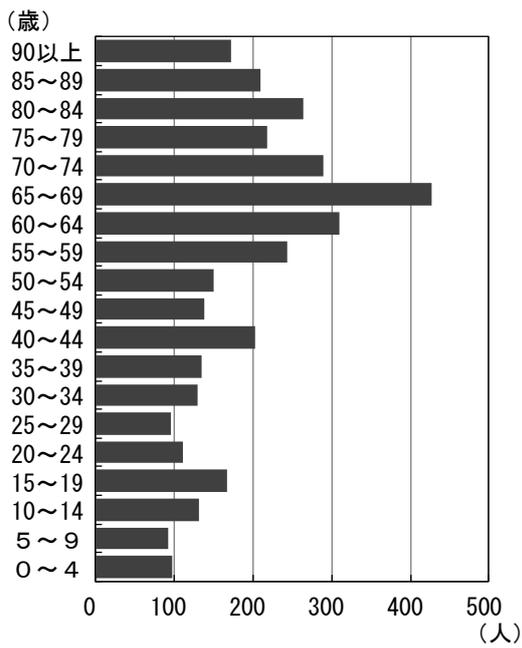
江津西部圏域



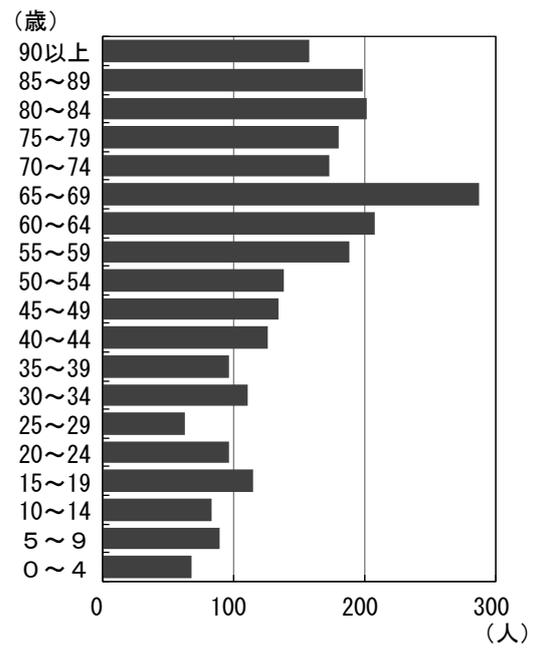
江津中部圏域



江津東部圏域



桜江圏域



6 パブリックコメント

(1) 目的

圏域住民の意見を「第7期介護保険事業計画」に反映させるために、介護保険事業計画策定委員会で検討中の「第7期介護保険事業計画」について、圏域住民の意見を募集しました。

(2) 募集期間及び閲覧期間

平成29年12月28日から平成30年1月29日まで

(3) 閲覧場所

- ア 浜田市及び江津市ホームページ
- イ 浜田地区広域行政組合介護保険課
- ウ 浜田市健康長寿課及び各支所市民福祉課
- エ 江津市健康医療対策課及び桜江支所

(4) 意見を提出できる者

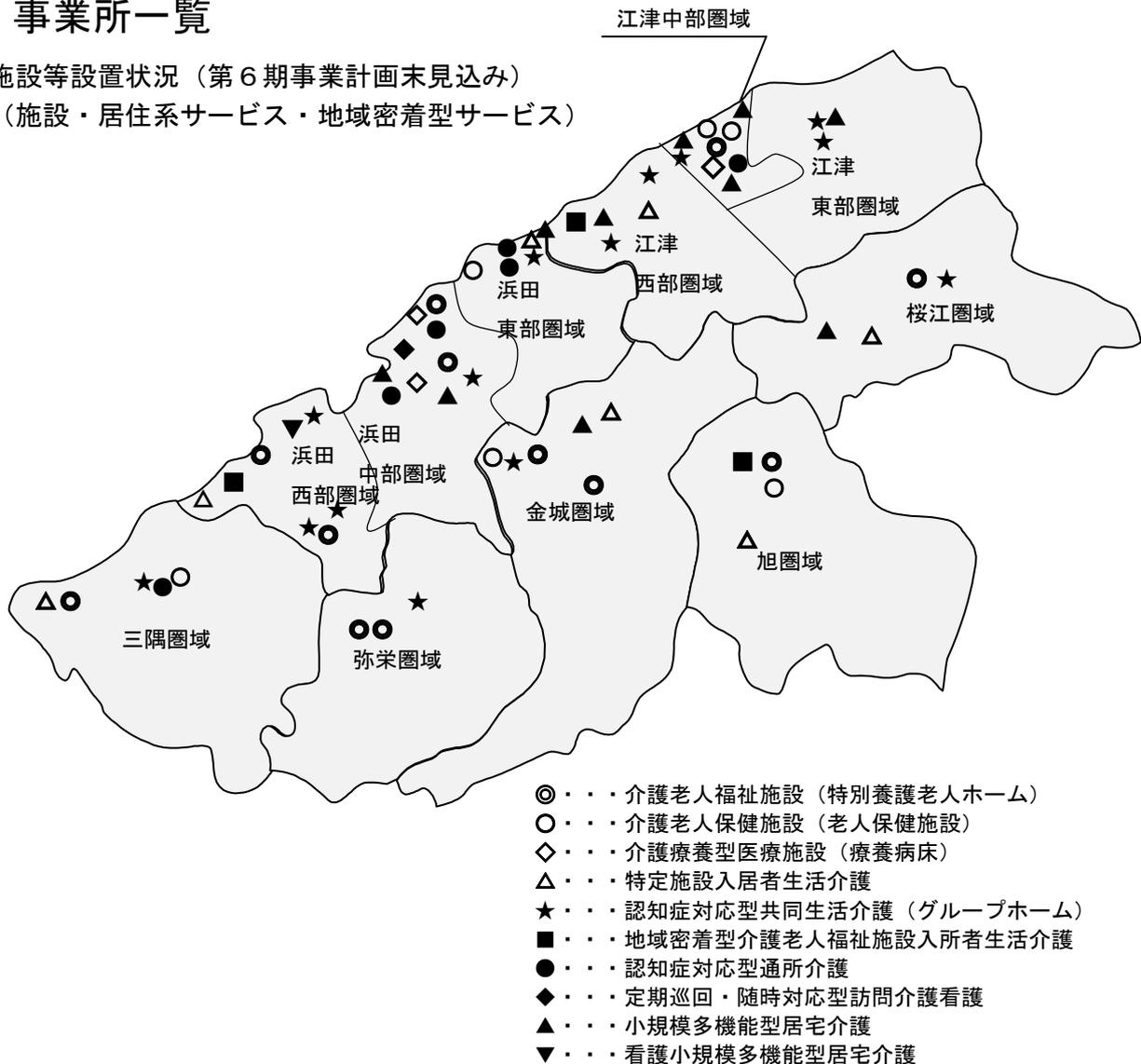
- ア 浜田市内若しくは江津市内にお住まいの方、又は事務所や事業所を有する方
- イ 浜田市内若しくは江津市内の職場に勤務、又は学校に在学している方
- ウ 浜田市若しくは江津市に納税義務がある方
- エ 第7期介護保険事業計画に利害関係を有する方

(5) 意見の提出状況

提出された意見書数 3通

7 事業所一覧

■施設等設置状況（第6期事業計画末見込み） （施設・居住系サービス・地域密着型サービス）



浜田東部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人保健施設(老人保健施設)		60 人	
介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	浜田市国分町	60 人	○
特定施設入居者生活介護		50 人	
グランドケアホーム はまぼうふう	浜田市久代町	50 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム はまぼうふう	浜田市久代町	18 人	★
小規模多機能型居宅介護		29 人	
小規模多機能型はまぼうふう	浜田市久代町	29 人	▲
認知症対応型通所介護		24 人	
デイサービスセンター なごみ	浜田市久代町	12 人	●
デイサービスセンター ほのか	浜田市久代町	12 人	●
合 計		181 人	

浜田中部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		100 人	
特別養護老人ホーム 偕生園	浜田市黒川町	70 人	◎
特別養護老人ホーム ロング・レン	浜田市長沢町	30 人	◎
介護療養型医療施設(療養病床)		44 人	
神在坂クリニック 大橋整形外科医院	浜田市長沢町	12 人	◇
島田病院	浜田市殿町	32 人	◇
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム ひなたぼっこ・相生	浜田市相生町	18 人	★
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		—	
24 時間安心ハート	浜田市田町	—	◆
認知症対応型通所介護		24 人	
デイサービス 浜乃家	浜田市長沢町	12 人	●
デイサービス 和乃家	浜田市真光町	12 人	●
小規模多機能型居宅介護		50 人	
小規模多機能型居宅介護事業所「あいおいの家」	浜田市相生町	25 人	▲
小規模多機能型居宅介護 花みずき	浜田市港町	25 人	▲
合 計		236 人	

浜田西部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		104 人	
特別養護老人ホーム 美川苑	浜田市内村町	50 人	◎
特別養護老人ホーム たんぼぼの里	浜田市長浜町	54 人	◎
特定施設入居者生活介護		50 人	
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		45 人	
グループホーム みんなの家	浜田市熱田町	18 人	★
グループホーム みかわ	浜田市内村町	9 人	★
グループホーム 美川の郷	浜田市内村町	18 人	★
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		29 人	
特別養護老人ホーム 福寿草	浜田市治和町	29 人	■
看護小規模多機能型居宅介護		25 人	
複合型小規模多機能 ほっとの家	浜田市熱田町	25 人	▼
合 計		253 人	

金城圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		80 人	
特別養護老人ホーム かなぎ園	浜田市金城町七条	50 人	◎
特別養護老人ホーム くざの里	浜田市金城町久佐	30 人	
介護老人保健施設(老人保健施設)		100 人	
介護老人保健施設 さざんか	浜田市金城町七条	100 人	○
特定施設入居者生活介護		40 人	
介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム さくら	浜田市金城町七条	18 人	★
小規模多機能型居宅介護		25 人	
小規模多機能ホーム 絆	浜田市金城町下来原	25 人	▲
合 計		263 人	

旭圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		30 人	
特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	30 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		60 人	
介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷	60 人	○
特定施設入居者生活介護		50 人	
長寿苑外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	浜田市旭町今市	50 人	△
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		20 人	
特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	20 人	■
合 計		160 人	

弥栄圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		70 人	
特別養護老人ホーム 弥栄苑本館	浜田市弥栄町木都賀	30 人	◎
特別養護老人ホーム 弥栄苑新館	浜田市弥栄町木都賀	40 人	◎
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		9 人	
グループホーム ふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀	9 人	★
合 計		79 人	

三隅圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		57 人	
特別養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	57 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		100 人	
介護老人保健施設 アゼーリみずすみ	浜田市三隅町河内	100 人	○
特定施設入居者生活介護		23 人	
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム ゆうな	浜田市三隅町河内	18 人	★
認知症対応型通所介護		12 人	
デイサービスセンター野土花	浜田市三隅町河内	12 人	●
合 計		210 人	

江津東部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		27 人	
グループホーム 合歓の郷	江津市後地町	18 人	★
グループホーム 合歓の丘	江津市後地町	9 人	★
小規模多機能型居宅介護		24 人	
小規模多機能型居宅介護 合歓の丘	江津市後地町	24 人	▲
合 計		51 人	

江津中部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		100 人	
白寿園	江津市江津町	100 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		160 人	
島根県済生会 介護老人保健施設 高砂ケアセンター	江津市江津町	100 人	○
島根県済生会 介護療養型老人保健施設 高砂ケアセンター	江津市江津町	60 人	○
介護療養型医療施設(療養病床)		34 人	
山崎病院	江津市江津町	34 人	◇
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム ひのき嘉久志	江津市嘉久志町	18 人	★
認知症対応型通所介護		12 人	
デイホーム まったり	江津市嘉久志町	12 人	●
小規模多機能型居宅介護		73 人	
いろいろホームゆったり	江津市嘉久志町	25 人	▲
集いの家 木もれ陽	江津市嘉久志町	24 人	▲
集いの家 あかり	江津市渡津町	24 人	▲
合 計		397 人	

江津西部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
特定施設入居者生活介護		50 人	
外部サービス利用型特定施設 ミレ青山	江津市二宮町神主	50 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		36 人	
グループホーム モモ	江津市敬川町	18 人	★
グループホーム ひのき	江津市都野津町	18 人	★
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		29 人	
地域密着型特別養護老人ホーム 故郷-敬川	江津市敬川町	29 人	■
小規模多機能型居宅介護		25 人	
小規模多機能型居宅介護事業所 モモ	江津市敬川町	25 人	▲
合 計		140 人	

桜江圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		30 人	
特別養護老人ホーム 風の里陽光苑	江津市桜江町長谷	30 人	◎
特定施設入居者生活介護		30 人	
さくらが丘	江津市桜江町小田	30 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		9 人	
陽光苑グループホーム	江津市桜江町長谷	9 人	★
小規模多機能型居宅介護		24 人	
小田の家 ほのか	江津市桜江町小田	24 人	▲
合 計		93 人	

8 用語解説

あ行

用語	解説
アセスメント	問題解決のための援助活動に先立って行われる総合的評価、又は初期・事前評価。介護保険制度では、ケアマネジメントの過程の1つとして、利用者が何を求めているのか正しく知ること、それが生活全般の中のどんな状況から生じているかなどの課題分析が行われる。
インフォマーシャル	情報を意味する「インフォメーション」と、広告を意味する「コマーシャル」の合成語。
うつ	憂うつの状態の特に深刻なもの。人生への不安が募り、悲観的・絶望的な感情が支配し、自分自身の価値を否定し、活動意欲がなくなり、体調がすぐれずに精神活動が抑制され、疲労感、食欲不振、不眠を伴う。
LSA（ライフサポートアドバイザー）	シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、登録住宅等に居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを行う。
NPO	Non Profit Organization の略で民間非営利組織。本計画中においては、特定非営利活動促進法に認証を受けた NPO 法人（特定非営利活動法人）を指す。

か行

用語	解説
介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。
介護給付	介護保険制度における要介護者に対して行う法定の保険給付。
介護相談員	介護保険利用者の介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政とのあいだに立って、問題解決に向けた手助けをする専門家。
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法により創設された福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術で、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むことに支障がある人に入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、また家族介護者等の介護に関する相談に応じる。
介護報酬	介護保険サービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って、介護サービスを利用する制度。
介護予防	元気な人や支援が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことなど。
介護療養型医療施設	介護保険法による介護保険施設の中の1つで、要介護認定を受けた人で、病症が安定期にあり、長期的に医学的管理やリハビリテーションを必要とする人が、医療専門家の下で介護、機能訓練、治療や日常生活上の世話を受ける。
カンファレンス	ケースカンファレンス、処遇（サービス）検討会議ともいわれる。援助家庭において援助担当者が的確な援助を実施するため、検討・調整すること。スタッフ間の情報の共有化から介護・援助目標の統一といったチームアプローチを実現することを目指す。

用語	解説
基本チェックリスト	生活機能全般に関する質問、運動機能に関する質問、栄養状態に関する質問、口腔機能に関する質問などからなり、介護予防を必要とする状態かどうかのチェックを行う。
居住系サービス	「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」及び介護保険に対応した有料老人ホーム、介護保険施設等を利用した短期入所サービスの総称。
居宅サービス	介護保険制度によって利用できる在宅での介護を中心としたサービスのことで、「要介護認定」で要支援・要介護と認められた人が利用することができる。
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	認知症である者が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようにするもの。
ケアハウス	60歳以上の人で、身体機能の低下が認められるなど居宅において生活することが困難な高齢者に対して、生活相談や食事など日常生活上必要なサービスを行うことによって自立した生活が継続できるよう工夫された施設。軽費老人ホームの一種。
ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
ケアマネジメント	要介護（要支援）認定者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
軽費老人ホーム	低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する老人福祉施設。
健康寿命 (平均自立期間)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
後期高齢者	高齢者のうち75歳以上の人。
国民健康保険団体連合会	各都道府県単位で設置されている、国民健康保険に関する事務処理を一括して行う団体。国民健康保険の保険者が共同して、保険者の事務の連絡、診療報酬の審査及び支払い、保健施設に関する事業、高額医療費共同事業を実施するために設けられた公法人の団体。介護保険制度では、介護保険により提供されるサービスの内容やサービス事業者・施設等に関するサービス利用者からの苦情・相談に応じ、必要な処理を行う機能を持っている。

さ行

用語	解説
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅をいう。一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅については、品質の確保と供給促進のため、登録制度や、整備費等に対する公的な支援などが用意されている。
在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。
在宅サービス	要支援・要介護認定を受けている人が、住み慣れた自宅での暮らしを中心に利用するサービス。自宅を訪問するサービス、利用者が通所するサービスなどがある。

用語	解説
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法による国家資格。医師の指示のもとに、身体又は精神に障がいのある者に対し、手芸、工作その他の作業を行わせ、その応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る作業療法を行う人。
施設サービス	介護保険サービスで利用できる入所施設。要介護の認定を受けた人が対象。「特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」の3つに加え、平成30年度からは「介護医療院」が加わった。
シルバーハウジング	高齢者（60歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅をいう。住宅は、トイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、生活相談・団らん室を設けるなどの工夫がなされている。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

た行

用語	解説
団塊の世代	第1次ベビーブームである1947年から1949年に出生した世代を指し、広い定義としては、1946年から1954年までに生まれた世代などがある。
地域支援事業	被保険者が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために行う事業。
地域包括ケア	高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護が必要になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されること。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型サービス	要介護（要支援）者の住みなれた地域での生活を支えるという観点から、要介護（要支援）者の日常生活圏域内におけるサービス提供拠点の確保を目的に、平成18年4月から創設されたサービス。
通所介護	介護保険の給付対象である居宅サービスの1つ。在宅の要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、そのほかの日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。デイサービスともいう。
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。65歳以上であって身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、家では適切な介護を受けられない場合に入所させ、養護することを目的とする施設。

な行

用語	解説
二次医療圏	島根県保健医療計画に基づく、通常の入院医療(特殊な医療や療養・一般病床以外の病床に係る医療を除く。)に対応し、健康増進から疾病予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な医療提供体制の整備を進める圏域。浜田圏域は同時に二次医療圏域の「浜田圏」となっている。
認知症	後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症カフェ	認知症に関する情報交換や相談、認知症の知識の普及などを目的に、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、交流を図ることができる場、又は会合。
認知症ケアパス	認知症がある、又は認知症の疑いのある人やその家族が、どこでどういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるよう、その生活機能障がいの進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ周知するため、状態に応じた適切なサービス提供の流れを作成したもの。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り応援する人。認知症サポーター養成講座などを受講した人がサポーターとなる。
認知症地域支援推進員	認知症になっても住みなれた地域で生活を継続するため、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人。

は行

用語	解説
日帰り介護施設(デイサービスセンター)	在宅の要介護者等に通所施設に通ってもらい、生活指導・機能訓練・食事・入浴・健康チェックなどの様々なサービスを日帰りで提供する施設。
訪問介護	日常生活を営むことが困難な在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介助などの日常生活上の世話をする介護保険サービス。
平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のこと。

ま行

用語	解説
まめなくん体操	「元気アップ!まめなくん体操」。平成18年度に浜田地域の保健・医療・福祉関係者が中心となって制作した介護予防体操。(1)体の柔軟性の向上!(2)体幹、四肢の筋力の向上!(3)バランス力の向上!を狙いとしている。
モニタリング	ケアマネジメント等の援助過程の1つ。問題を解決するための援助計画に基づき実施されている具体的な援助が、計画どおり効果を上げているか、目標の達成状況はどうか、新たな問題の発生はないか等を考察するための援助内容を評価することをいう。

や行

用語	解説
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、又は食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。介護付き、住宅型、健康型がある。
要介護認定	介護保険制度の介護給付又は予防給付を受けようとする人が、一定の期間継続すると見込まれる介護を必要とする状態にあつて、要介護状態又は要支援状態区分のいずれかに該当する状態にあるかどうか、保険者が行う認定を指す。
養護老人ホーム	65歳以上の人で、身体上、もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
予防給付	介護保険制度で要支援認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。

ら行

用語	解説
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法による国家資格。ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気刺激等）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

浜田地区広域行政組合
第7期介護保険事業計画
平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

発行：浜田地区広域行政組合
電話 0855-25-1520
FAX 0855-25-1506